

法務総合研究所

研 究 部 報 告

60

暴力犯罪者に関する研究

2019

法務総合研究所

は し が き

2015年（平成27年）9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットを掲げているところ、その中には、全ての女性及び女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除すること（ターゲット5.2）、あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させること（同16.1）、子供に対する虐待、搾取、人身売買及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅すること（同16.2）等が盛り込まれている。

また、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することを定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」には、5つの基本方針、7つの重点課題が盛り込まれているが、その中で、犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する（基本方針④）ことが求められている。

このように、暴力事犯の排除・抑止と効果的な再犯防止施策に資する調査研究が求められる中、本研究では、暴力犯罪者の特性等を明らかにし、暴力やそれと併存するアルコール・薬物依存の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供することを目指して調査を実施した。

本報告書では、近時における暴力犯罪の動向、暴力犯罪受刑者及び暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査の実施結果、暴力犯罪者に対する刑事施設等及び保護観察所における処遇の現状等をまとめて報告している。

本報告が、暴力事犯対策の充実・強化を検討するための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた矯正、更生保護等関係諸機関の各位に、心より謝意を表する次第である。また、早稲田大学の小塩真司教授には、本研究を進めるに当たり、共同研究者として多大なご示唆とご教示を頂いた。厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

法務総合研究所長 大 場 亮 太 郎

要 旨 紹 介

本研究は、成人の暴力犯罪（傷害、暴行、殺人、強盗等）に焦点を当て、動向、特別調査の結果、処遇の現状を取りまとめて分析した。特別調査では、刑事施設入所者及び保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者について調査を実施した。

動向（第2章）

傷害、暴行の認知件数は、平成12年に激増し、傷害は、15年をピークに減少傾向にあるが、20年以降、2万件台で推移している。暴行は、18年以降、3万件台で高止まりの状況にある。これに対し、殺人や強盗の認知件数は、15年をピークに減少している。検挙人員・起訴人員においても、傷害、殺人、強盗は減少傾向にあるが、暴行の検挙人員は、増加傾向ないし横ばいの状態にある。

殺人、傷害、暴行、強盗の入所受刑者は増加ないし増加傾向にあったが、16年ないし20年をそれぞれピークとしてその後は減少傾向にある。いずれの罪名も65歳以上の年齢層の占める割合が上昇傾向にある。仮釈放者の保護観察開始人員は、殺人、傷害、強盗は減少傾向にあるが、暴行は少ない人員で増減を繰り返している。保護観察付全部執行猶予者では、傷害は減少傾向にあり、殺人、暴行、強盗は少ない人員で増減を繰り返している。

傷害の再犯者の人員は、減少傾向にあるが、再犯者率は、おおむね上昇傾向にある。暴行では、再犯者、初犯者共に増加傾向にあり、再犯者率は、40%前後で推移している。傷害の再入者の人員も、減少傾向にある。暴行は、傷害よりも再入者率が一貫して高い。5年以内再入者に占める暴力犯罪による再入者の割合は、傷害が約3割、暴行では約4割であるが、窃盗及び覚せい剤取締法違反による再入者の割合も高かった。出所受刑者の2年以内再入率の推移を見ると、傷害ではおおむね横ばいに推移している。暴行では出所年による変動が大きいものの、傷害及び総数と比べると一貫して高い。

特別調査（第3章）

1 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査

平成28年6月頃、全国の刑事施設に入所した受刑者に対し、心理的特徴（基本的性格傾向、攻撃性、社会的自己制御、アルコール使用障害リスク・薬物乱用重症度）に関する質問紙調査

を実施し、犯行態様、背景事情に関する記録調査の結果と併せ分析を行った。分析の対象となった暴力犯罪受刑者は176人（男性159人、女性17人）であり、比較対照のため、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者も分析の対象とした。

暴力事犯受刑者は、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、平均年齢が低く、初入者の占める割合や、「暴力団関係者」「保護処分歴あり」の者等の占める割合が高かった。暴力犯罪受刑者の心理的特徴は、男女で異なり、男性では、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、協調性が低く、攻撃性やアルコール使用障害リスクが高いなどの傾向が認められたが、女性では、攻撃性やアルコール使用障害リスクにつき、罪種間での有意な差は認められなかった。

暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因について、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「早期逆境・問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、反応的・表出的暴力や道具的暴力に対応する要因を有する群を含む、4つのクラスターが見出された。また、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数と特性等による類型化のため、決定木分析により検討したところ、暴力団加入歴の有無、不安定な稼働歴の有無、本件時の飲酒の有無、本件時の凶器使用の有無、痴情のもつれ・異性関係が犯行の動機であるかどうか、刑事処分回数の多寡を分ける要因と判明し、6つの類型ごとに、暴力団離脱者への就労支援や問題飲酒・薬物乱用に対する指導等、重点的に介入すべきポイントが示唆された。

2 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査

平成25年中に保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者のうち、本件処分に係る刑の主たる罪名が暴力犯罪である者につき、保護観察官が事件記録に基づいて犯行の態様や保護観察終了時の状況等の情報を記入する方法により犯行態様、背景事情に関する調査を実施した。分析対象は、439人（男性400人、女性39人）であった。

男女共に29歳以下の年齢層が約4割を占め、罪名では、傷害が過半数を占めたが、次いで多かったのは男性では強盗、女性では殺人であった。保護観察終了事由につき、取消・再処分ありの者は127人（28.9%）であり、保護観察開始時までの薬物使用「該当あり」、本件時以外の問題飲酒「あり」、類型「家庭内暴力（DV）」の「認定あり」の者の占める割合が高く、保護処分歴等の非行歴の項目につき「該当なし」の者の占める割合が低かった。

犯行態様や背景事情等の要因の関連につき、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、4つのクラスターが見出された。また、取消・再処分の有無と特性等による類型化のため、更に決定木分析を用いて検討したとこ

る、保護処分歴の有無、本件での凶器の使用の有無、本件時以外の問題飲酒の有無、本件までの日常的な暴力の有無、本件被害者との面識の有無が取消・再処分の有無を分ける要因と判明し、前記受刑者調査と同様、6つの類型ごとに、家庭内暴力や問題飲酒、不良集団関係・薬物乱用への指導等、重点的に介入すべきポイントが示唆された。

処遇の現状（第4章）

刑事施設・保護観察所等における暴力犯罪者に対する処遇として、暴力防止プログラムの概要を紹介した。また、複数の刑務所・保護観察所等における同プログラムの実施状況を実地調査し、インタビューを通じて明らかになった実施上の工夫や課題等を紹介した。

まとめ（第5章）

動向、特別調査の結果、処遇の現状をまとめ、考察を加えた。検挙人員や起訴・不起訴人員等は、少年や高齢者による事案の増減、配偶者暴力事案の増加等で変化するものの、入所受刑者の人員や再入率等に与える影響は限定的であり、矯正・更生保護の段階にまで至った問題性の大きい者等に対する効果的な再犯防止の施策が依然として重要であることを指摘した。さらに、暴力犯罪者に対するより効果的な矯正処遇や保護観察処遇の在り方の検討という観点から、暴力犯罪者は一様な存在ではなく、類型に応じて介入すべき心理的特徴にも差異があることを前提に、刑事施設等及び保護観察所で行われている暴力防止プログラムにつき、より柔軟に各種ニーズに対応できるようアセスメントと指導の内容を拡充すること、就労支援やアルコール使用障害・薬物依存症の治療といった他の方策との有機的な連携や関係機関との情報共有が望まれること、本研究で明らかにし切れなかった家庭内暴力等の処遇上のニーズの解明に向けた更なる調査研究が必要であること等を論じている。

研究部長 中 村 芳 生

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（法令の略称は、第3参照）。

1 刑法犯

「**刑法犯**」は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。〔注1〕

（ア）㊦及び㊩参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

（1） 刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。〔注1〕（ア）㊦及び（イ）参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減軽類型 ⑥盗犯等の防止及び処分にに関する法律による加重類型

（2） 次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。〔注1〕（ア）㊦及び（イ）参照

①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏睡強盗、強盗殺人、強盗・強制性交等）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦強制性交等（準強制性交等、監護者性交等、強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。））

2 危険運転致死傷

「**危険運転致死傷**」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第

86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

3 過失運転致死傷等

「過失運転致死傷等」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。）、業務上（重）過失致死傷をいう。

4 特別法犯

「特別法犯」は、前記1ないし3以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。[注1]（ア）㊦参照

[注1] 各統計資料による場合の特則

（ア）警察庁の統計による場合

㊦ 「刑法犯」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。

①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処
分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行
為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的な犯
罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 ⑨火炎びんの使用等の処罰に関する法
律（昭和47年法律第17号）⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法
（昭和62年法律第103号）⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法
律第78号）⑫公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成
12年法律第130号）⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関
する法律（平成14年法律第67号）

① 「刑法犯」は、平成14年から26年は、前記2の危険運転致死傷を含む。

㊦ 「暴行」及び「脅迫」は、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を、
「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴力
行為等処罰法違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。

（イ）矯正統計年報及び保護統計年報による場合

「暴行」は、凶器準備集合を含む。

第2 用語の定義

本書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) 「**認知件数**」 警察が発生を認知した事件の数をいう。
- (2) 「**検挙件数**」 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。
- (3) 「**検挙人員**」 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。

2 検察・裁判

- (1) 「**起訴率**」 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (2) 「**通常第一審**」 地方裁判所又は簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。
- (3) 「**全部執行猶予率**」 $\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役・禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) 「**入所受刑者**」 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) 「**初入者**」 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) 「**再入者**」 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- (4) 「**満期釈放等**」 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
- (5) 「**仮釈放率**」 $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (6) 「**全部執行猶予者の保護観察率**」 $\frac{\text{保護観察付全部執行猶予言渡人員}}{\text{全部執行猶予言渡人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

4 その他

- (1) **「pt」**「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (2) **「人口比」** 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。
- (3) **「女性比」** 男女総数のうち、女性の占める比率をいう。
- (4) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。
- (5) **「来日外国人」** 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- (6) **「前科」** 有罪の確定裁判を受けたことをいう。
- (7) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
- (8) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。
- (9) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。
- (10) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

第3 本研究に関連する法令の略称

本研究に関連する法令の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

〔略称〕	〔法令名〕
配偶者暴力防止法……………	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)
暴力行為等処罰法……………	暴力行為等処罰に関する法律 (大正15年法律第60号)

【資料源】

第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、矯正局及び保護局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計に

よるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）

検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

司法統計年報（最高裁判所事務総局）

矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注2]

- (1) 警察庁の統計は、「平成（昭和）〇年の犯罪」をいう。
- (2) 総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」を本書では、一括して「総務省統計局の人口資料」と呼ぶ。

第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、平成30年7月末日までに入手し得た範囲内で、29年分までを集録した。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-1-1図は、第2章第1節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

- 1 表中の数字等は、原則として、次のように表示している。
 - (1) 「－」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
 - (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
 - (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率
- 2 図中の数字は、次のように表示している。
 - (1) 「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

【計数処理方法】

構成比，比率等は，それぞれ四捨五入した。したがって，構成比の和が100.0にならない場合がある。

また，各比率間の和や差を求めるときは，四捨五入する前に各数値の和や差を算出し，得られた数値を四捨五入する方法によっており，各数値を四捨五入した上で，和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「 $12.76 - 7.53$ 」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており，「 $12.8 - 7.5$ 」で得られる「5.3」とは一致しない。

暴力犯罪者に関する研究

総括研究官	栗田知穂
総括研究官	水上太平
研究官	谷真如
研究官	鈴木望
研究官	酒谷徳二
研究官補	猪爪祐介
研究官補	山木麻由子
(前総括研究官)	田中秀樹
(前研究官)	池田暁子
(前研究官)	上岡靖之

目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
1 本調査研究の意義	1
2 本報告書の構成	2
第2章 暴力犯罪の動向	3
第1節 認知・検挙，検察，裁判	3
1 暴力犯罪の認知件数	3
2 犯行態様	5
3 被害者	7
4 検挙	12
5 検挙後の措置（微罪処分）	14
6 検察	15
7 裁判	17
第2節 矯正・更生保護	20
1 矯正	20
2 更生保護	25
第3節 再犯	29
1 検挙	29
2 矯正	30
3 更生保護	34
第3章 暴力犯罪者の特性等に関する調査	35
第1節 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査	35
1 調査対象者及び方法	35
2 調査内容	36
3 調査の結果	38
4 調査結果のまとめ	58
第2節 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査	64
1 調査対象者及び方法	64

2	調査内容	64
3	調査の結果	64
4	調査結果のまとめ	78
第4章	暴力犯罪者の処遇	83
第1節	刑事施設等における処遇	83
1	刑事施設における暴力犯罪者に対する処遇	83
2	少年院における処遇	90
第2節	保護観察所における処遇	96
1	暴力防止プログラム	96
2	暴力犯罪者等に対する類型別処遇と特定暴力対象者	102
第5章	まとめと提言	104
1	暴力犯罪者の動向等	104
2	暴力犯罪者の特性等と処遇	107
3	今後の展望	111
	参考文献	113

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

傷害や暴行を始めとするいわゆる暴力犯罪は、国民にとって身近に起こり得る犯罪であり、被害者の心身に対する影響も大きく、平穏な日常生活を脅かし、ひいては社会不安を増大させるおそれがある。我が国においては、刑法犯認知件数が平成14年をピークに15年連続で減少し、平成29年も戦後最少を更新したが、傷害、暴行に関しては、他の罪種と比べて認知件数の減少幅が小さく、いずれも依然高い水準にあり、殺人、脅迫については、29年は前年から増加している。検挙人員の面では、成人による傷害が高止まりし、暴行が増加傾向にある。また、出所受刑者の5年以内再入率でも、暴行は、総数を上回る。

平成14年版犯罪白書では、「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」と題して特集を組み、強盗や傷害等の9罪種に焦点を当てて警察等の統計資料を基に動向分析を行い、犯罪が凶悪化する傾向にあり、集团的犯行が増加していることなどを明らかにしたが、当時は刑法犯全体の認知件数が増加し続けている状況にあった。その後15年以上が経過し、我が国の犯罪情勢が大きく変貌している中で、再び高止まりないし増加傾向にある暴力犯罪に関しては、その動向や実態を改めて調査し、被害者との関係、犯行態様や年齢層等の対象者の特性に応じて、詳細に分析することが必要である。

また、暴力犯罪に関する適切な犯罪防止及び再犯防止の対策は、我が国の治安を維持・改善する上で極めて重要である。平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、再犯防止のための重点施策の一つとして、「対象者の特性に応じた指導及び支援」の強化が掲げられ、再犯リスクの高い対象者、とりわけ対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することの重要性が指摘されている。また、25年12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援を充実強化する旨の方針が決定され、その一環として、「対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実」等のほか、「処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況の綿密な把握に努め、問題の改善に向けた指導を行う」ことなどが求められている。さらに、29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」でも、刑事施設における、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、保護観察所における、飲酒や暴力などに関

する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実が求められている。これらの課題に適切に対応して暴力犯罪に対する効果的な再犯防止対策を検討するには、暴力犯罪者の抱える問題性等の実態を解明することが必要不可欠であり、その上で、暴力犯罪者に対する処遇の状況と、処遇対象の暴力犯罪者の特性等について掘り下げて調査分析する必要があるところ、かかる観点からの我が国における調査研究は必ずしも十分とはいえず、暴力犯罪者の実態解明に焦点を当てた基礎的な調査研究を実施することが有益である。

本報告は、このような観点から、暴力犯罪の動向、暴力犯罪者に対する処遇の現状を紹介するとともに、暴力犯罪の再犯防止対策の前提となる暴力犯罪者の問題性等の把握に資する基礎資料を提供するものである。なお、少年に関しては、第2章で紹介するとおり近年の検挙人員の減少が著しいことから、本研究においては検挙人員が高止まりないし増加傾向にある成人の暴力犯罪者に焦点を当てて研究を行った。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおりである。

第2章では、暴力犯罪の動向を、認知件数・検挙件数・検挙人員等、処遇の各段階における数値、再犯の各観点から紹介する。

第3章では、受刑者及び保護観察付全部執行猶予者を対象に行った、暴力犯罪者の特性等に関する特別調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第4章では、暴力犯罪者の処遇の現状を刑事施設等と保護観察所のそれぞれの段階において示す。

最後に、第5章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を概観した上で、暴力犯罪者による再犯を防止するための方策、より効果的な矯正処遇や保護観察処遇の在り方について検討する。

第2章 暴力犯罪の動向

この章では、各種統計資料に基づき、傷害、暴行、殺人、強盗等の暴力犯罪について、処遇の各段階における人員の推移のほか、被害者の動向や暴力犯罪者による再犯の状況等について概観することとする。

第1節 認知・検挙、検察、裁判

この節では、主に最近20年間の暴力犯罪の認知件数、検挙件数、検挙人員等の推移、検察段階における起訴人員等の推移、裁判段階における暴力犯罪の科刑状況等について概観する。

1 暴力犯罪の認知件数

暴力犯罪のうち、傷害、暴行、殺人、強盗、逮捕監禁、脅迫、公務執行妨害及び暴力行為等処罰法違反の認知件数の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-1図**のとおりである。

傷害は、平成12年に前年比約1.5倍の約3万件に激増し、15年（3万6,568件）をピークに減少傾向にあるが、20年以降は2万件台で推移しており、29年は2万3,286件（前年比1,079件（4.4%）減）であった。

暴行は、傷害と同様に、平成12年に前年比約1.7倍の約1万3,000件に激増し、その後も顕著な増加傾向を示し、18年以降は3万件前後で高止まりの状況にあり、29年は3万1,013件（前年比800件（2.5%）減）であった。

殺人は、平成15年（1,452件）をピークに減少し、27年以降は3年連続で1,000件を下回り、29年は920件（前年比25件（2.8%）増）であった。

強盗は、平成15年（7,664件）まで大幅に増加していたが、翌年以降大きく減少し、29年（1,852件）は、15年の約4分の1となっている。

逮捕監禁は、平成15年（643件）をピークに減少し、29年（294件）は15年の2分の1以下となっている。

脅迫は、傷害、暴行と同様に平成12年に前年から激増した後、おおむね横ばいで推移していたが、24年から増加傾向を示し、29年は3,851件（前年比151件（4.1%）増）であった。

公務執行妨害は、平成18年（3,576件）をピークに減少傾向にあり、29年は2,416件（前年比56件（2.3%）減）であった。

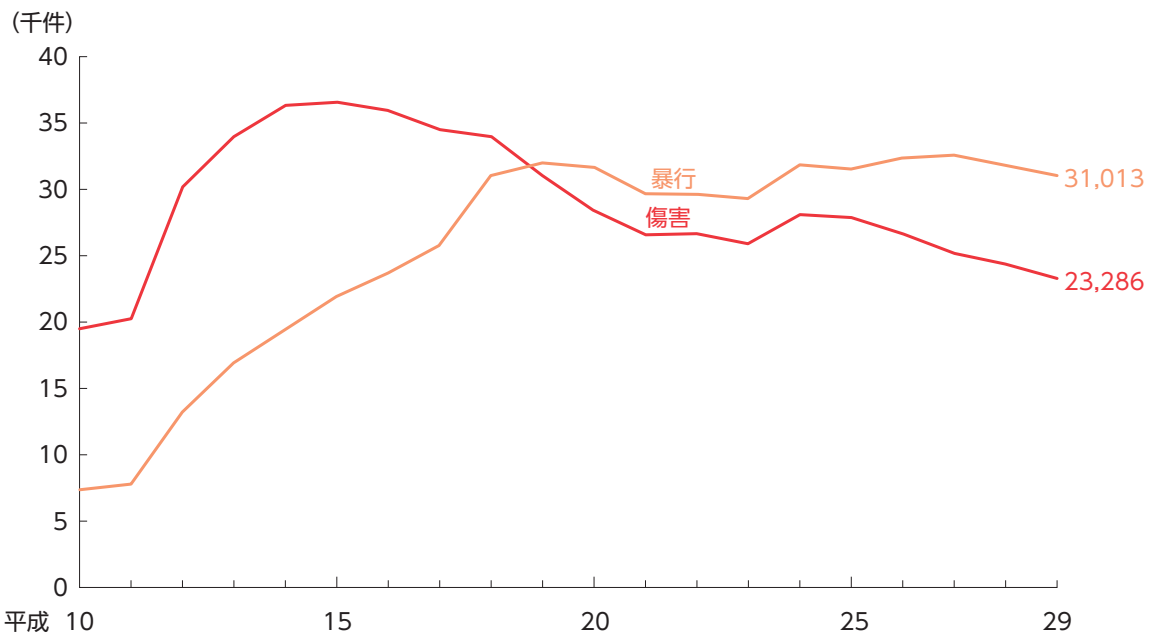
暴力行為等処罰法違反は、平成16年（230件）まで増加し続けていたが、同年をピークに減少を続け、21年からいったん増加に転じたが、24年から再び減少傾向にあり、26年以降は毎年100件を下回り、29年は48件（前年比8件（14.3%）減）であった。

2-1-1図

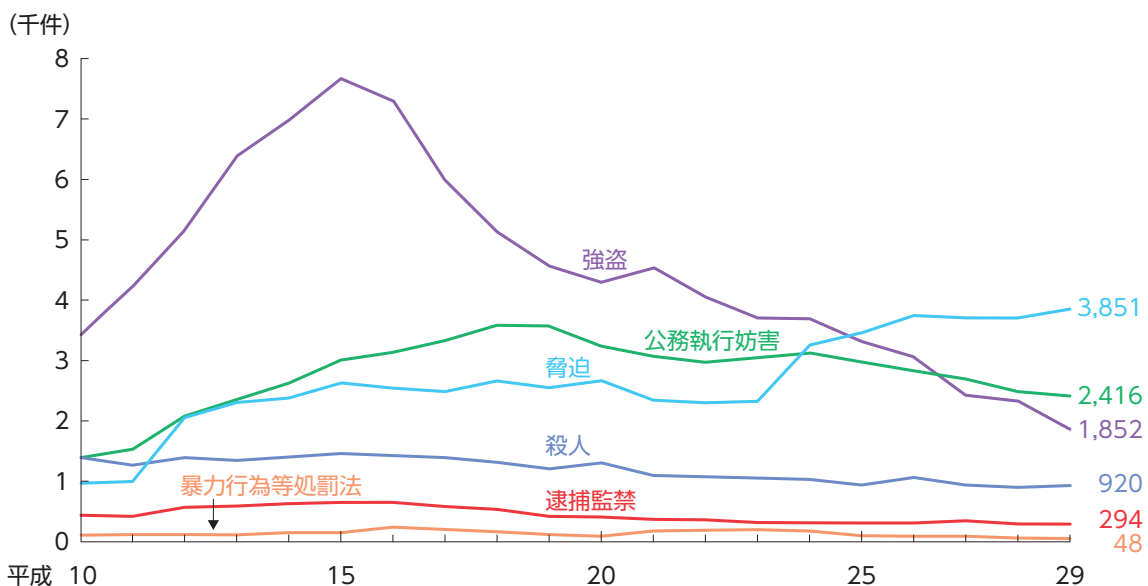
暴力犯罪 認知件数の推移（罪名別）

（平成10年～29年）

① 傷害・暴行



② 殺人・強盗・逮捕監禁・脅迫・公務執行妨害・暴力行為等処罰法



注 警察庁の統計による。

2 犯行態様

暴力犯罪のうち、傷害、暴行について、平成29年における認知件数の発生場所別構成比、検挙件数の犯罪供用物有無別・共犯者有無別構成比を見ると、**2-1-2図**のとおりである。

発生場所については、傷害、暴行共に、約3分の1が屋外（道路上、駐車（輪）場、都市公園及び空き地）、約3割が住宅で発生している。暴行は、傷害に比べ、交通機関等や量販店等で発生する割合が高い。

犯罪供用物（犯罪行為の遂行に現に使用した物及び使用するために用意した物）については、傷害、暴行のそれぞれの検挙件数の15.2%、5.2%が「犯罪供用物あり」であった。

傷害、暴行の検挙事件の共犯率（共犯による事件数の占める比率）は、それぞれ9.3%、6.7%であり、いずれも刑法犯総数の共犯率11.9%よりも低かった（警察庁の統計による。）。

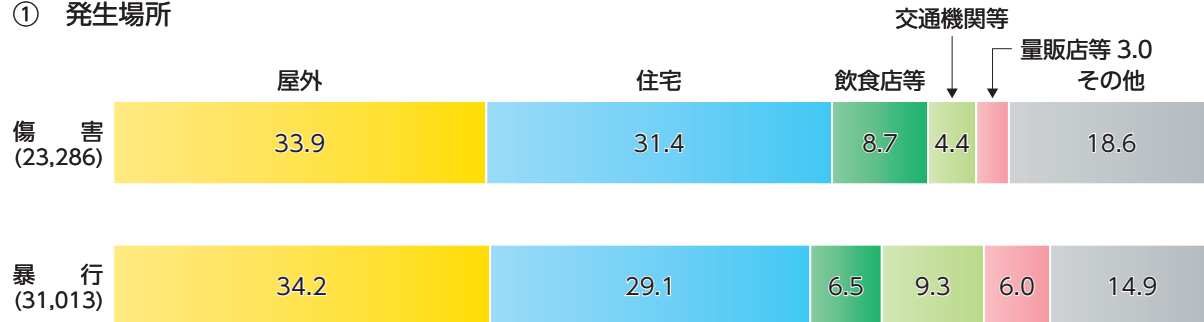
2-1-2図

傷害・暴行

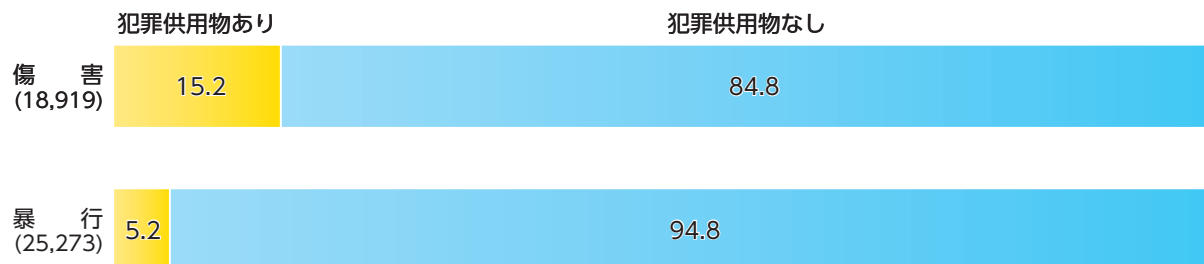
認知件数の発生場所別構成比 検挙件数の犯罪供用物有無別・共犯者有無別構成比

(平成29年)

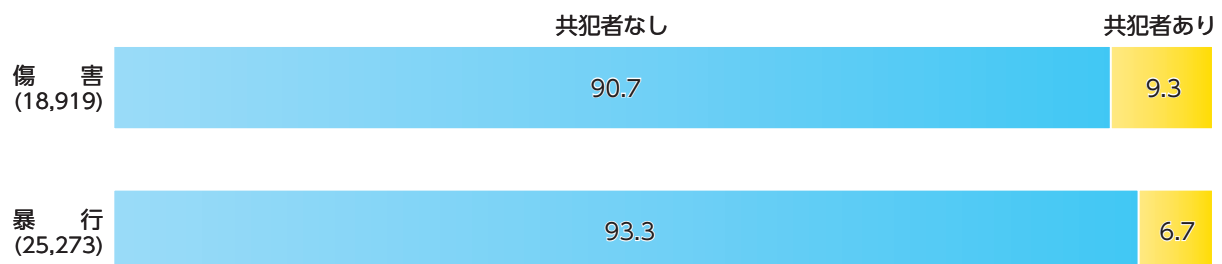
① 発生場所



② 犯罪供用物の有無



③ 共犯者の有無



注 1 警察庁の統計による。

2 ①において、「屋外」は、道路上、駐車（輪）場、都市公園及び空き地をいい、「飲食店等」は、飲食店、カラオケボックス及びマンガ喫茶・インターネットカフェをいい、「交通機関等」は、駅、空港、海港、列車内、航空機内、船舶内、バス内、タクシー内等をいい、「量販店等」は、デパート、総合スーパー、ホームセンター、家電量販店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等をいう。

3 ②において、「犯罪供用物」は、犯罪行為の遂行に現に使用した物及び使用するために用意した物をいう。

4 ②及び③において、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

3 被害者

暴力犯罪のうち、殺人、傷害について、平成29年における死傷別被害者数を見ると、**2-1-3表**のとおりである。

殺人は、死亡者が被害者の約3分の1、重傷者（全治1か月以上の負傷者）が約4分の1をそれぞれ占めており、傷害は、軽傷者（全治1か月未満の負傷者）が約9割となっている。

2-1-3表

殺人・傷害 死傷別被害者数

(平成29年)

区 分	総 数		死亡者数		重傷者数		軽傷者数	
殺 人	871	(100.0)	306	(35.1)	211	(24.2)	354	(40.6)
傷 害	24,346	(100.0)	82	(0.3)	2,073	(8.5)	22,191	(91.1)

注 1 警察庁の統計による。

2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。

3 () 内は、構成比である。

暴力犯罪のうち、傷害、暴行について、被害者の年齢層別認知件数の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**2-1-4図**のとおりである。

傷害では、総数、女性共に、一貫して、20～29歳の層が最も多く、65歳以上の層が最も少ない。被害者の年齢層別の推移を見ると、総数では、全ての年齢層で平成12年に前年から激増した後、0～19歳、20～29歳、30～39歳及び50～64歳の層は、14年から16年をピークに大幅に減少しているのに対し、40～49歳の層は、18年をピークにおおむね横ばいで推移し、65歳以上の層は、24年に2,000件を超えて以降高止まりの状況にある。女性では、全ての年齢層で12年に前年から激増した後、0～19歳の層は、16年をピークに大幅に減少し、20～29歳の層は15年、30～39歳の層は18年、50～64歳の層は14年までそれぞれ増加した後、おおむね横ばいの状況で推移し、40～49歳及び65歳以上の層は、増加傾向を維持している。

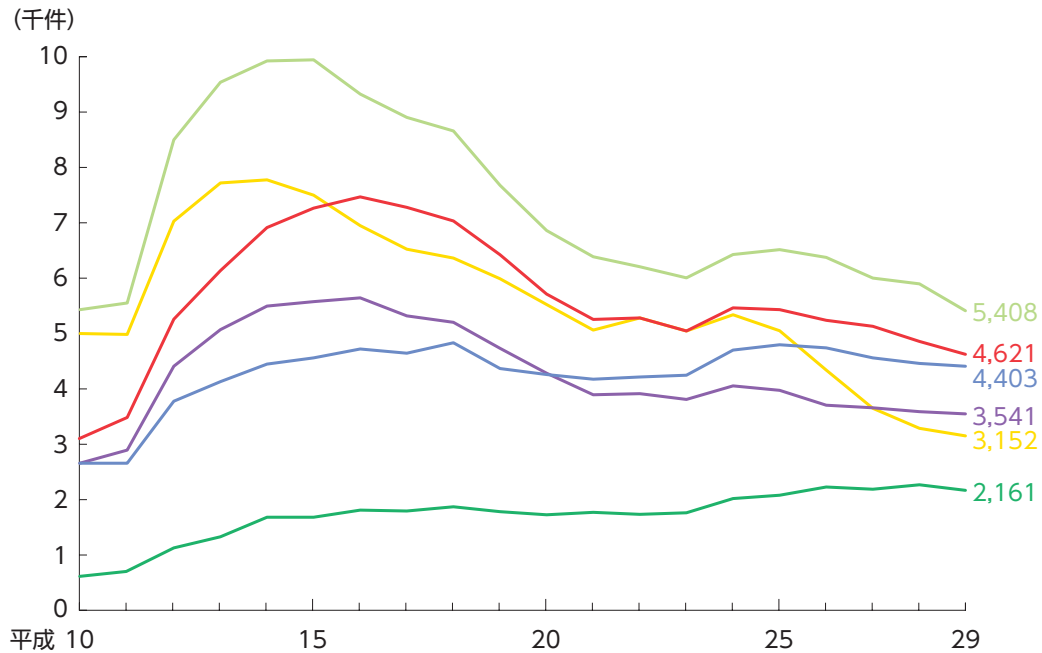
暴行では、総数、女性共に65歳以上の層が一貫して最も少なく、総数では一貫して、女性では平成18年以降、20～29歳の層が最も多い。被害者の年齢層別の推移を見ると、総数、女性共に、0～19歳の層が16年から18年をピークに大幅に減少し、20～29歳の層が18年以降高止まりの状況にある一方、それ以外の年齢層では、増加傾向にある。

2-1-4図

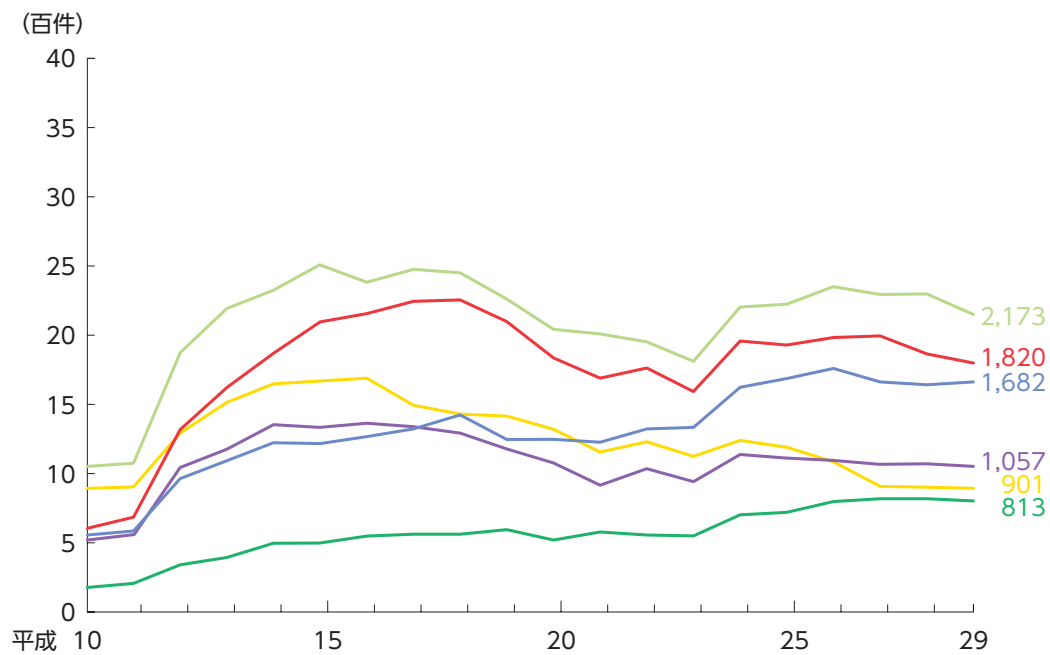
傷害・暴行 被害者（総数・女性）の年齢層別認知件数の推移

(平成10年～29年)

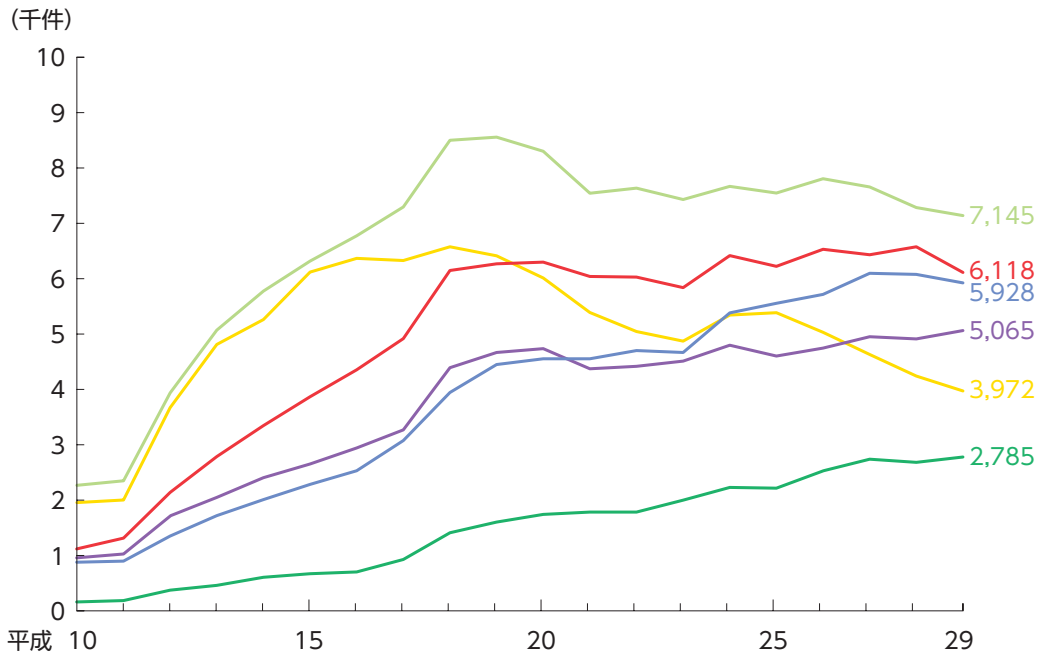
① 傷害（総数）



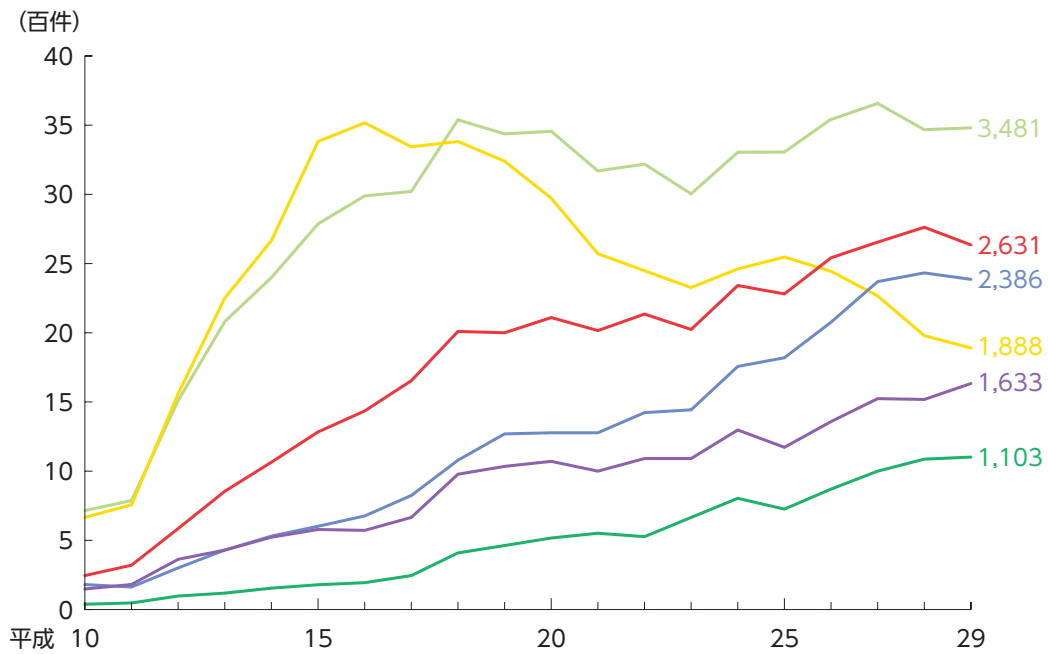
② 傷害（女性）



③ 暴行（総数）



④ 暴行（女性）



0～19歳 20～29歳 30～39歳 40～49歳 50～64歳 65歳以上

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

暴力犯罪のうち、傷害、暴行について、被害者の被疑者との関係別に検挙件数の推移（最近20年間）を見ると、2-1-5図のとおりである。

傷害では、「面識なし」が平成15年（1万891件）をピークに減少傾向にある一方、「面識あり」が12年以降おおむね横ばいであることから、19年以降、「面識あり」が「面識なし」を上回る状況で推移している。また、被害者が「親」、「子」、「配偶者」及び「その他親族」である事件数が大幅に増加している。特に、被害者が「配偶者」である事件の増加傾向が顕著であり、29年（2,682件）は、10年（295件）の約9.1倍、20年（1,339件）の約2.0倍である。

暴行では、「面識なし」の事件が、一貫して最も多く、平成19年（1万3,686件）まで急増した後、微減傾向にあるものの、29年においては、「面識なし」の事件（1万1,973件）は、増加傾向にある「面識あり」（6,859件）の事件の約1.7倍である。傷害に比べて、被害者が親族である事件の増加傾向がより顕著であり、被害者が「配偶者」である事件については、29年（4,225件）は、10年（35件）の約120.7倍、20年（1,045件）の約4.0倍に及んでいる。

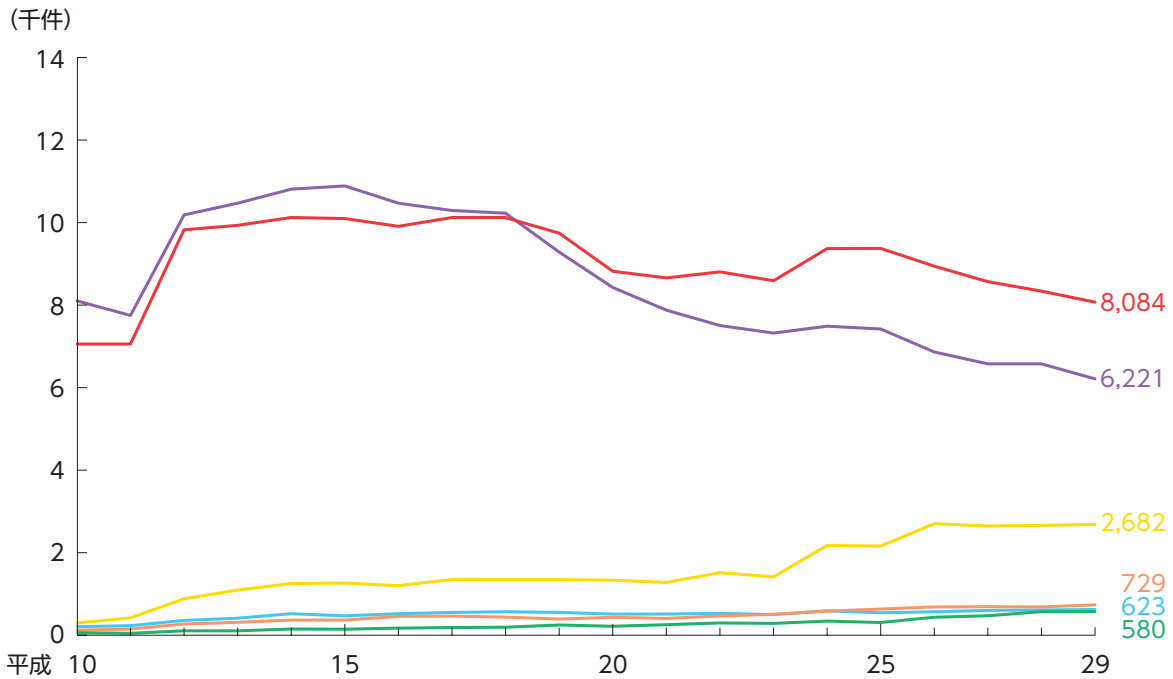
なお、傷害、暴行共に、被害者が「配偶者」である事件の被害者の性別については、そのほとんどが女性であり、平成29年では、その割合は、それぞれ92.5%、91.3%である（警察庁の統計による。）。

2-1-5図

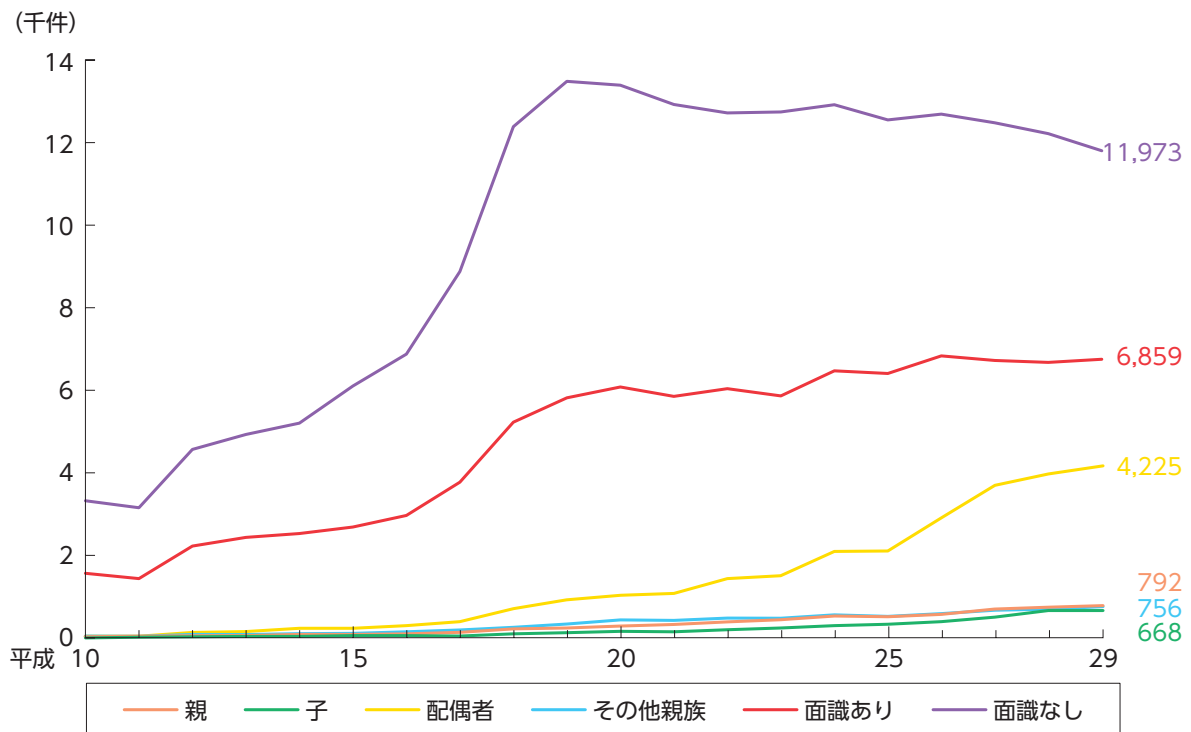
傷害・暴行 検挙件数（被害者の被疑者との関係別）の推移

（平成10年～29年）

① 傷害



② 暴行



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「面識あり」は、知人、友人、職場関係者等をいう。

4 検挙

(1) 検挙人員・女性比

暴力犯罪のうち、殺人、傷害、暴行及び強盗の検挙人員・女性比の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-6図**のとおりである。

殺人の検挙人員は、平成15年（1,456人）をピークに減少傾向にあり、29年は874人（前年比58人（7.1%）増）であった。年齢層別では、14～19歳、20～39歳及び40～64歳の層が減少傾向にある一方、65歳以上の層は、横ばいの状況にある。女性の検挙人員は200人台で推移しているところ（警察庁の統計による。）、検挙人員総数の減少傾向が影響し、女性比は緩やかな上昇傾向にある。

傷害の検挙人員は、平成14年（2万9,862人）をピークに減少傾向にあり、29年は2万979人（前年比987人（4.5%）減）であった。年齢層別では、14～19歳の層が12年（1万773人）をピークに大幅に減少し、20～39歳の層は15年（1万2,521人）をピークに高止まりの状態にあり、40～64歳の層は12年に前年から急増した後は横ばいで推移する一方、65歳以上の層は増加傾向にある。女性比は、約7～8%を推移している。

暴行の検挙人員は、平成18年に前年比約1.4倍の1万9,802人に激増した後も増加傾向を示し、27年からは2万5,000人台で推移している。14～19歳の層は12年（2,019人）をピークに減少傾向にあるが、その他の年齢層では増加傾向が認められ、特に65歳以上の層で増加傾向が顕著であり、29年（4,074人）は、20年（2,021人）のほぼ2倍であった。女性の検挙人員も増加傾向にあり、29年の女性比は、10.7%（10年比6.0pt 上昇、20年比3.4pt 上昇）であった。

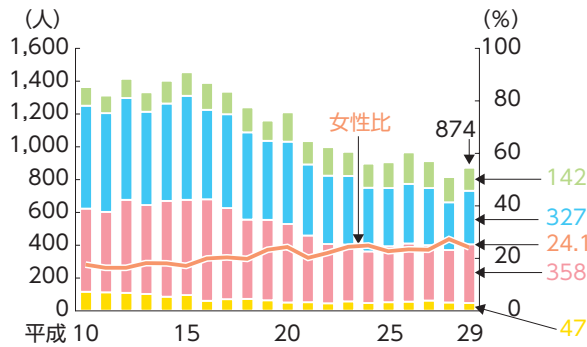
強盗の検挙人員は、平成15年（4,698人）を境に大幅に減少し、29年は1,704人（前年比280人（14.1%）減）であった。29年の年齢層別検挙人員を15年と比較すると、14～19歳の層は約7分の1、20～39歳及び40～64歳の層はほぼ半分に減少している一方、65歳以上の層は約1.7倍に増加している。女性の検挙人員も15年をピークに減少傾向にあり、女性比はおおむね横ばいの状況にある。

2-1-6図

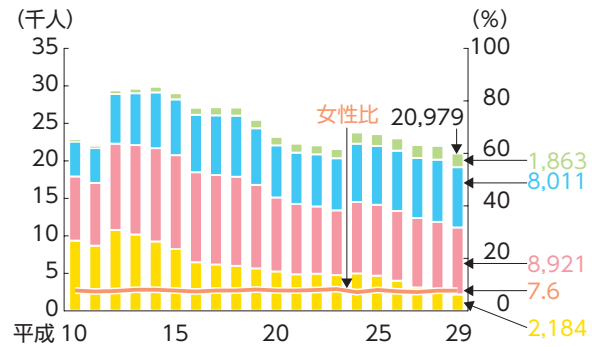
暴力犯罪 検挙人員（年齢層別）・女性比の推移

(平成10年～29年)

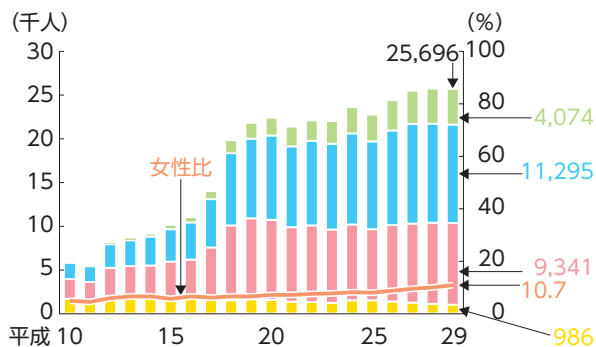
① 殺人



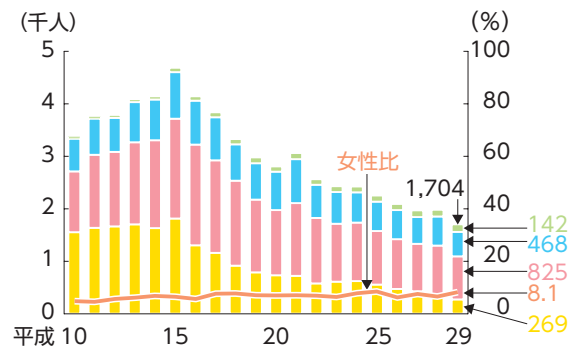
② 傷害



③ 暴行



④ 強盗



■ 14～19歳 ■ 20～39歳 ■ 40～64歳 ■ 65歳以上

注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

(2) 人口比

暴力犯罪のうち、殺人、傷害、暴行及び強盗の検挙人員の年齢層別人口比の推移（最近20年間）を見ると、2-1-7図のとおりである。

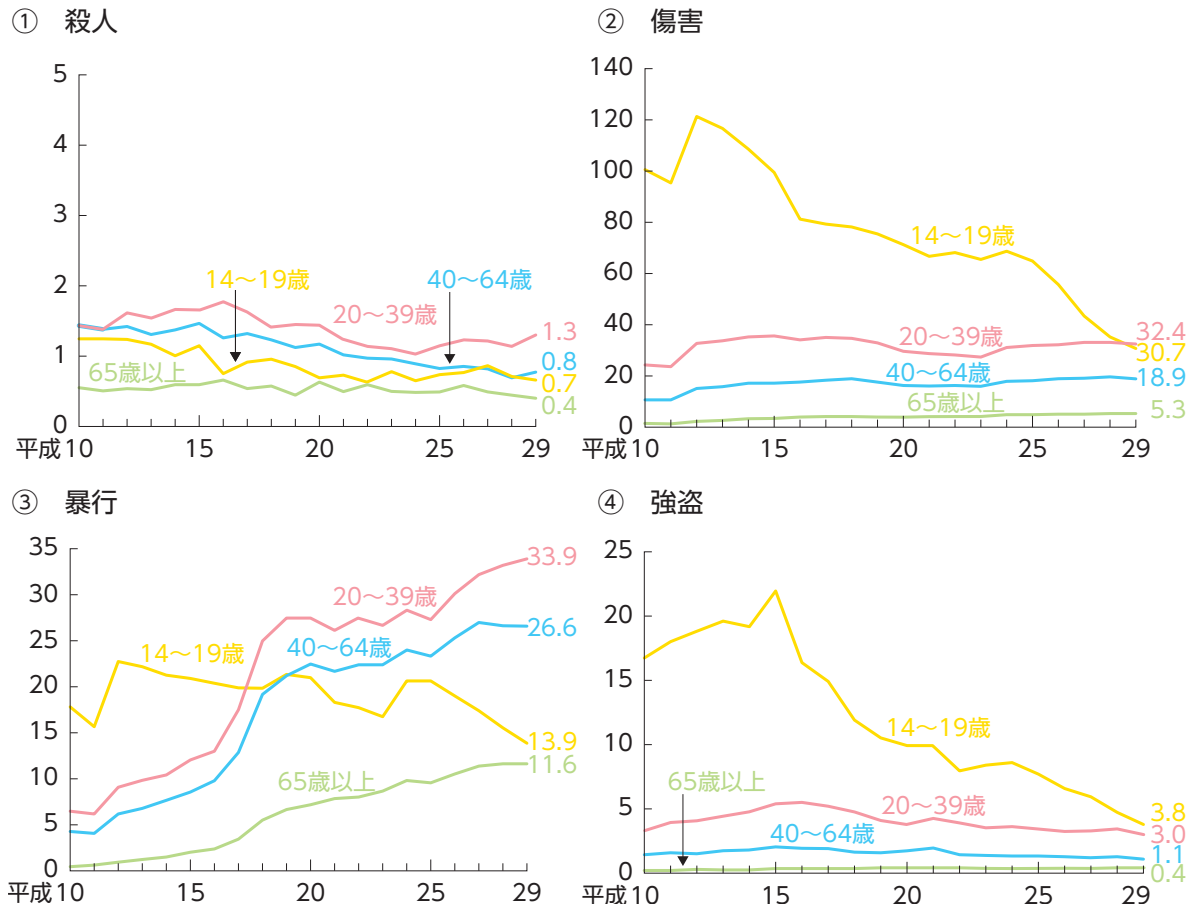
殺人については、全ての年齢層で横ばいの状況ないし緩やかな低下傾向にある。傷害については、14～19歳の層が平成12年（121.5）をピークに大幅に低下する一方、20～39歳及び40～64歳の層は同年以降おおむね横ばい、65歳以上の層は緩やかな上昇傾向にある。暴行については、14～19歳の層は12年をピークに低下傾向にあるが、20～39歳の層及び40～64歳の層は20年まで急上昇し、その後も上昇傾向が認められ、65歳以上の層はほぼ一貫して上昇を続けている。強盗については、最も高い14～19歳の層は15年（22.0）をピークに大幅に低下しているが、そ

の他の層はおおむね横ばいで推移している。

2-1-7図

暴力犯罪 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成10年～29年）



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの殺人・傷害・暴行・強盗の検挙人員をいう。

5 検挙後の措置（微罪処分）

警察等が検挙した事件は、その後、検察官に送致されるのが原則である。しかし、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件については、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、司法警察員が、検察官に送致しない手続（微罪処分）を執ることができる。平成29年の刑法犯の検挙人員のうち微罪処分により処理された人員（微罪処分人員）は、6万3,756人であるが、そのうちの1万2,041人（18.9%）が暴行の人員であった（警察庁の統計による。）。

暴力犯罪のうち、暴行の検挙人員（微罪処分人員と微罪処分以外の人員別）、微罪処分率（検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率）の推移（最近20年間）を見ると、2-1-8

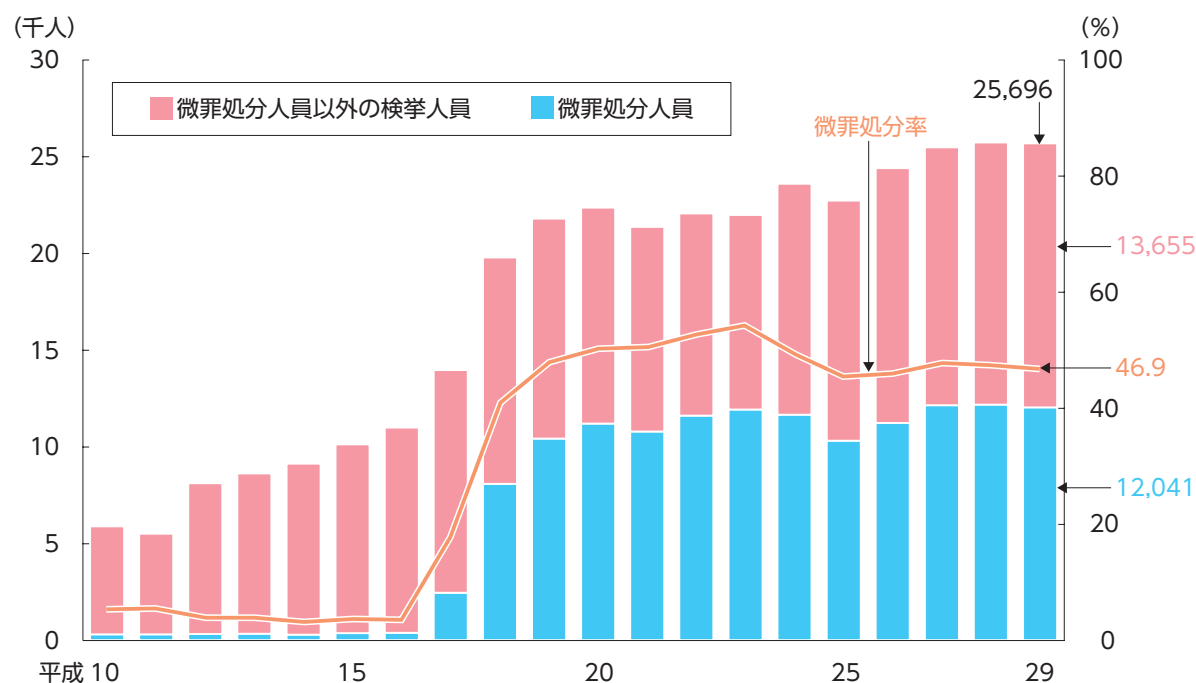
図のとおりである。

暴行の微罪処分人員は、平成16年までは300人前後で推移していたのが、その後急増し、19年に1万人を超えると、その後、おおむね横ばいで推移している。微罪処分率については、17年及び18年の急上昇を経て、23年（54.2%）まで緩やかに上昇した後、24年及び25年に低下し、同年以降は46%前後で推移している。

2-1-8図

暴行 検挙人員・微罪処分率の推移

(平成10年～29年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「微罪処分率」は、検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。

6 検察

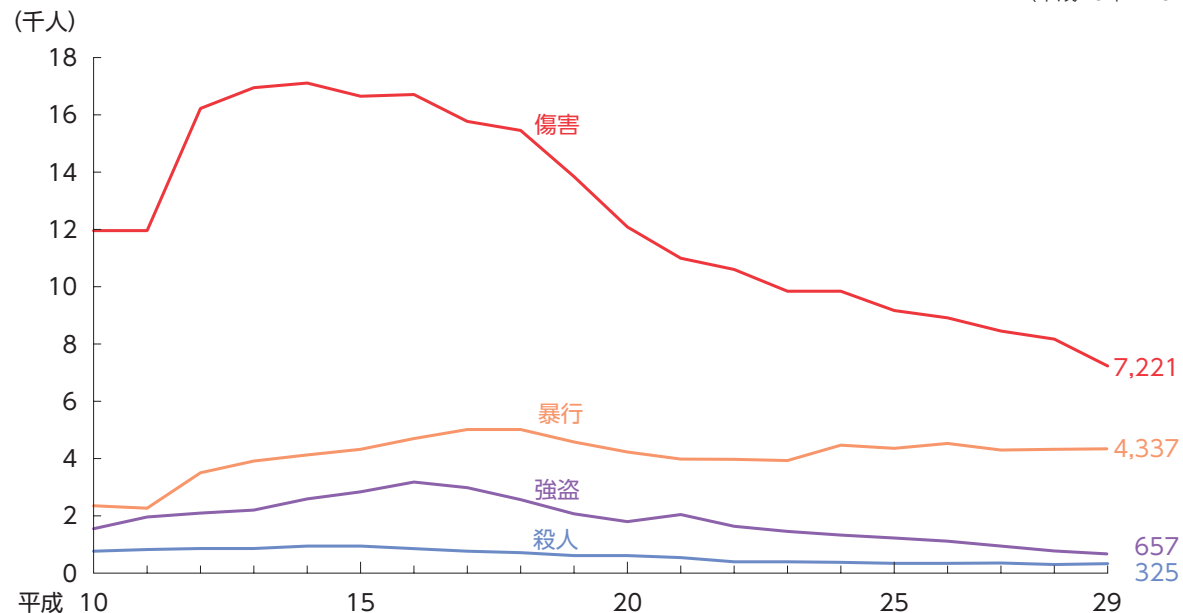
暴力犯罪のうち、傷害、暴行、強盗及び殺人について、起訴人員の推移（最近20年間）を見ると、2-1-9図のとおりである。

傷害は、平成14年（1万7,131人）をピークに減少傾向にあり、29年（7,221人）は14年の約4割まで減少した。暴行は、17年（5,004人）まで増加した後、23年（3,925人）まで毎年減少し、翌年に増加に転じると、29年（4,337人）までおおむね横ばいの状態にある。強盗は、16年（3,186人）をピークに減少傾向にあり、29年（657人）は16年の約5分の1まで減少した。なお、29年において、強盗の起訴人員のうち、強盗致死傷及び強盗・強制性交等（平成29年法律第72

号による刑法改正前の強盗強姦を含む。)の人員が約4割を占める(検察統計年報による。)。殺人は、15年(935人)まで緩やかに増加していたが、その後、減少傾向に転じ、29年(325人)は、15年の約3分の1まで減少した。

2-1-9図 暴力犯罪 起訴人員の推移(罪名別)

(平成10年～29年)



注 検察統計年報による。

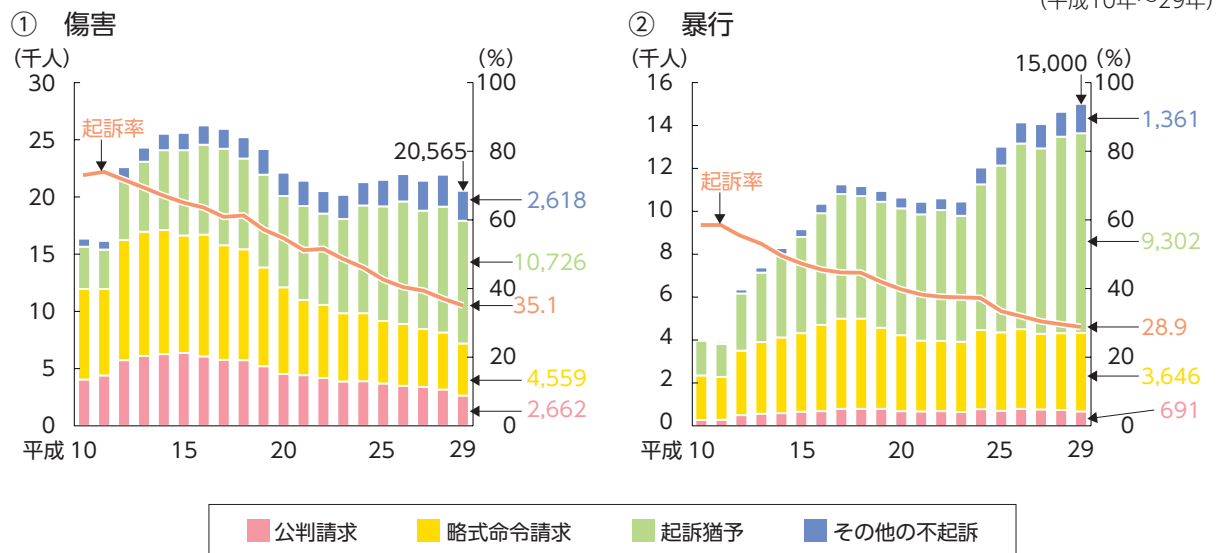
暴力犯罪のうち、傷害、暴行の起訴・不起訴人員及び起訴率の推移(最近20年間)を見ると、**2-1-10図**のとおりである。

傷害では、起訴人員が平成14年(公判請求人員6,286人、略式命令請求人員1万845人)をピークに大きく減少する一方、不起訴人員は増加傾向にある。特に、起訴猶予人員の増加傾向が顕著であり、29年(1万726人)は、10年(3,695人)の約2.9倍、20年(7,991人)の約1.3倍に達している。起訴人員の減少傾向と不起訴人員の増加傾向があいまって、11年に74.0%であった起訴率は、大きく低下し、29年は35.1%であった。

暴行では、起訴人員が平成13年以降おおむね横ばいで推移する一方、不起訴人員は大幅に増加している。特に、起訴猶予人員の増加傾向は顕著であり、29年(9,302人)は、10年(1,623人)の約5.7倍、20年(5,901人)の約1.6倍に達している。不起訴人員の増加傾向により、10年に58.4%であった起訴率は、29年には28.9%に低下した。

2-1-10図

傷害・暴行 起訴・不起訴人員及び起訴率の推移



注 検察統計年報による。

7 裁判

暴力犯罪のうち、殺人、傷害（刑法第2編第27章の罪を言い、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪（危険運転致死傷）を含む。以下この項において同じ。）及び強盗について、平成29年の通常第一審における有罪（有期懲役・禁錮）人員の刑期別構成比を見ると、2-1-11図のとおりである。

殺人で有期懲役・禁錮刑を言い渡された者（224人）の全部執行猶予率（25.4％）は、通常第一審における終局処理（移送等を除く。以下この項において同じ。）人員の総数の全部執行猶予率（61.6％）よりも顕著に低い。殺人で有期懲役・禁錮刑を言い渡された者のうち、刑期が5年を超える者が半数を超え、10年を超える者も約3分の1を占める。殺人で実刑を言い渡された者に一部執行猶予者はいなかった。また、殺人の全部執行猶予者（57人）の保護観察率は、38.6％であった。なお、平成29年に通常第一審において、殺人で死刑を言い渡された人員は3人、無期懲役刑を言い渡された人員は7人であった（司法統計年報による。）。

傷害で有期懲役刑を言い渡された者（2,663人）の全部執行猶予率は、61.2％であった。傷害で有期懲役刑を言い渡された者のうち、3年以下の刑期の者が9割を超え、1年未満の刑期の者も約2割を占める。傷害で実刑を言い渡された者（1,033人）のうち、13人が一部執行猶予者であった（全員が保護観察付一部執行猶予者）。また、傷害の全部執行猶予者（1,630人）の保

護観察率は、14.5%であった（司法統計年報による。）。

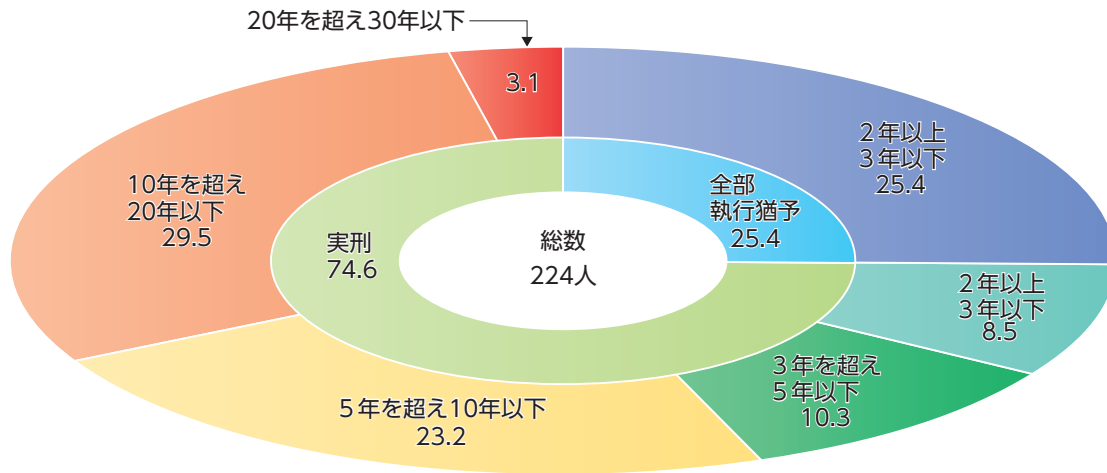
強盗で有期懲役刑を言い渡された者（521人）の全部執行猶予率（25.7%）も、殺人と同様に、通常第一審における終局処理人員の総数の全部執行猶予率（61.6%）よりも顕著に低い。強盗で有期懲役刑を言い渡された者のうち、刑期が5年を超える者（164人）が約3割を占めている。強盗で実刑を言い渡された者（387人）に一部執行猶予者はいなかった。また、強盗の全部執行猶予者（134人）の保護観察率は、40.3%であった。なお、平成29年に通常第一審において、強盗で死刑を言い渡された者はおらず、無期懲役刑を言い渡された者は13人であった（司法統計年報による。）。

2-1-11図

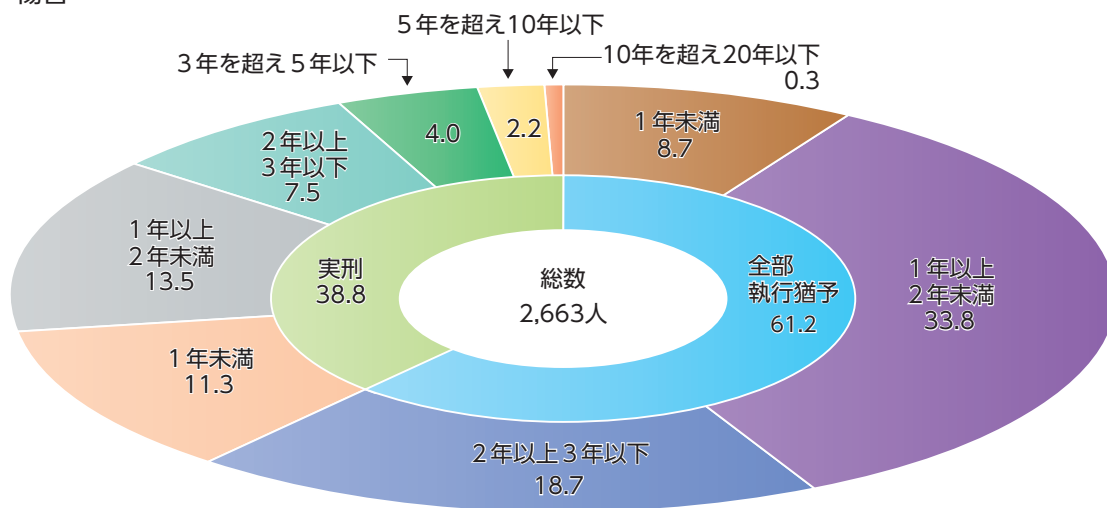
殺人・傷害・強盗 通常第一審における有罪（有期懲役・禁錮）人員の刑期別構成比

(平成29年)

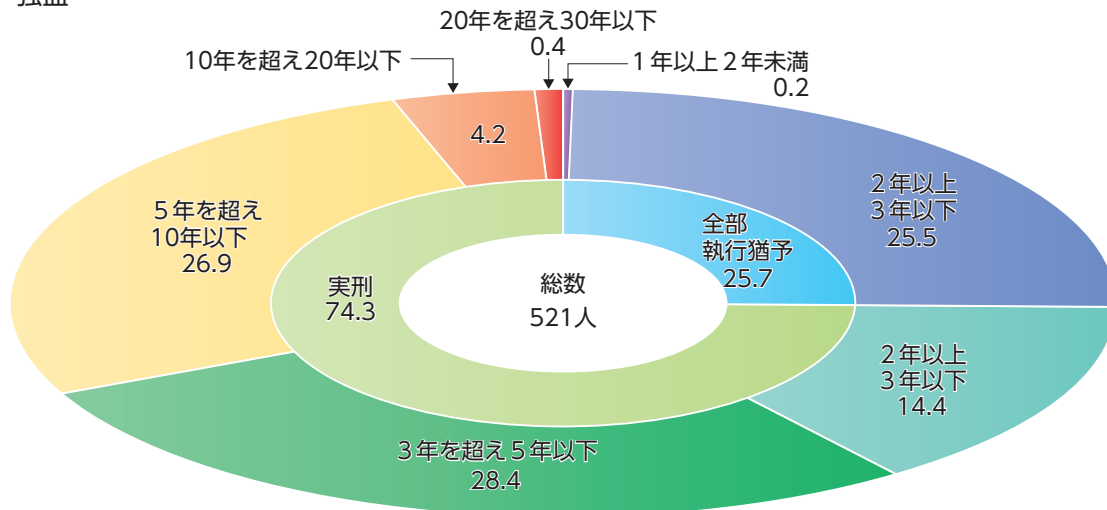
① 殺人



② 傷害



③ 強盗



注 1 司法統計年報による。

2 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

第2節 矯正・更生保護

この節においては、矯正及び更生保護の各段階における暴力犯罪（殺人、傷害、暴行及び強盗を指す。以下この節において同じ。）の動向について概観する。

1 矯正

(1) 入所受刑者人員

2-2-1図は、暴力犯罪の入所受刑者の人員及び女性比の推移（最近20年間）を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

殺人の入所受刑者は、平成12年から増加し続けていたが、17年（665人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は176人であった。傷害の入所受刑者は、12年から増加傾向にあったが、16年（1,832人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は782人であった。暴行の入所受刑者は、11年から増加傾向にあったが、20年（189人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は102人であった。強盗の入所受刑者は、11年から増加傾向にあったが、16年（1,607人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は412人であった。

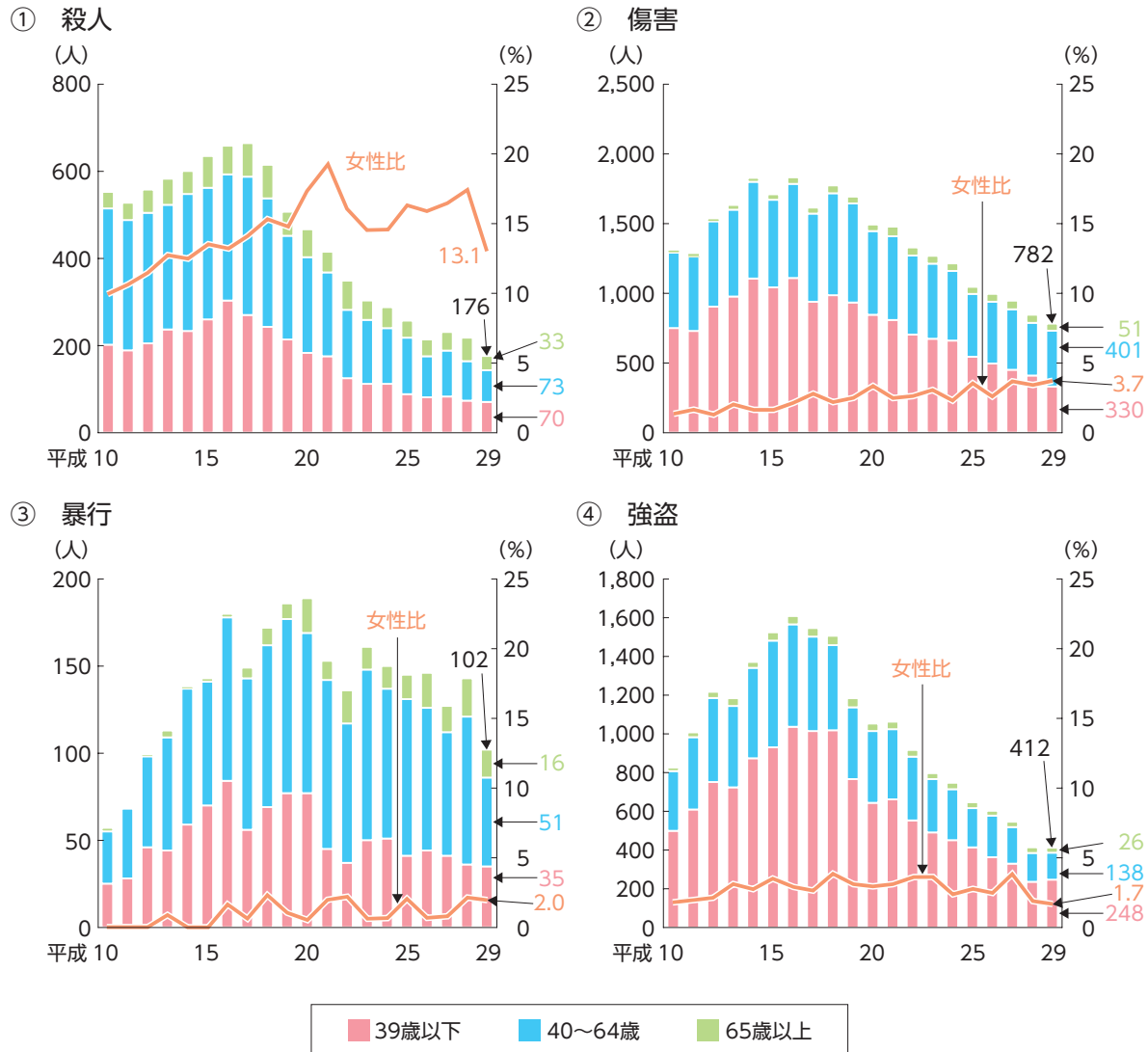
女性比については、暴力犯罪の女性入所受刑者人員がそもそも少ないため、慎重に分析する必要がある。殺人の女性比については、平成11年以降、上昇・低下を繰り返し、29年は13.1（殺人の女性入所受刑者人員23人）であった。傷害の女性比については、11年以降、上昇・低下を繰り返しながらも上昇傾向にあり、29年は3.7（傷害の女性入所受刑者人員29人）であった。

年齢層別に見ると、いずれの罪名も65歳以上の年齢層の者の占める割合が上昇傾向にあり、平成29年は、殺人が18.8%、傷害が6.5%、暴行が15.7%、強盗が6.3%であったが、10年と比べると、殺人が11.9pt、傷害が5.1pt、暴行が12.2pt、強盗が4.1pt、それぞれ上昇している。

2-2-1図

暴力犯罪 入所受刑者人員・女性比の推移（罪名別，年齢層別）

（平成10年～29年）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。

（2）入所受刑者人員の人口比

2-2-2図は，暴力犯罪の入所受刑者人員の人口比の推移（最近20年間）を罪名別に見るとともに，これを年齢層別に見たものである。

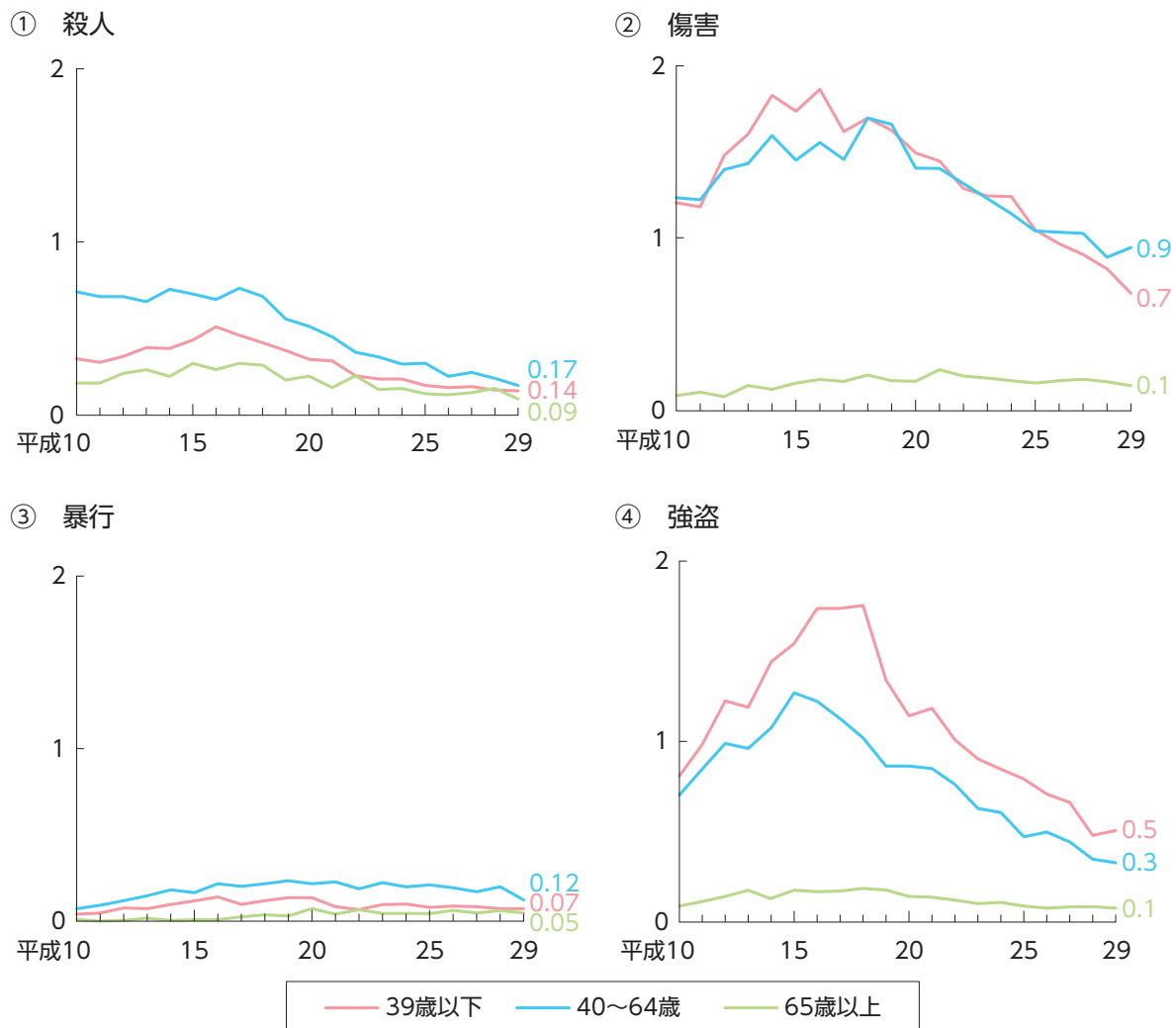
殺人の入所受刑者人員の人口比については，39歳以下の者は平成16年，40～64歳の者は17年をそれぞれピークとして低下傾向にあり，また，65歳以上の者については，15年をピークとして緩やかな低下傾向にある。傷害の入所受刑者人員の人口比については，39歳以下の者は16

年、40～64歳の者は18年をそれぞれピークとして低下傾向にあり、また、65歳以上の者については、22年以降緩やかな低下傾向にある。暴行の入所受刑者人員の人口比については、どの年齢層の者も、おおむね横ばいで推移している。強盗の入所受刑者人員の人口比については、39歳以下の者は18年、40～64歳の者は15年をそれぞれピークとして低下傾向にあり、また、65歳以上の者については、18年をピークとして緩やかな低下傾向にある。

2-2-2図

暴力犯罪 入所受刑者人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成10年～29年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの入所受刑者人員をいう。

(3) 入所受刑者の特徴

2-2-3図は、平成29年における暴力犯罪の入所受刑者の罪名別の属性を見たものである。

年齢層別に見ると、高齢者の占める割合が最も高かったのは殺人で約2割を占めており、次いで暴行であった。逆に、39歳以下の若年者層の占める割合が最も高かったのは強盗であり、約6割を占めている。

入所度数別に見ると、再入者の占める割合が最も高かったのは暴行で7割を超えており、次いで傷害の約6割であった。逆に、初入者の占める割合が最も高かったのは殺人で8割を超えており、次いで強盗の約7割であった。

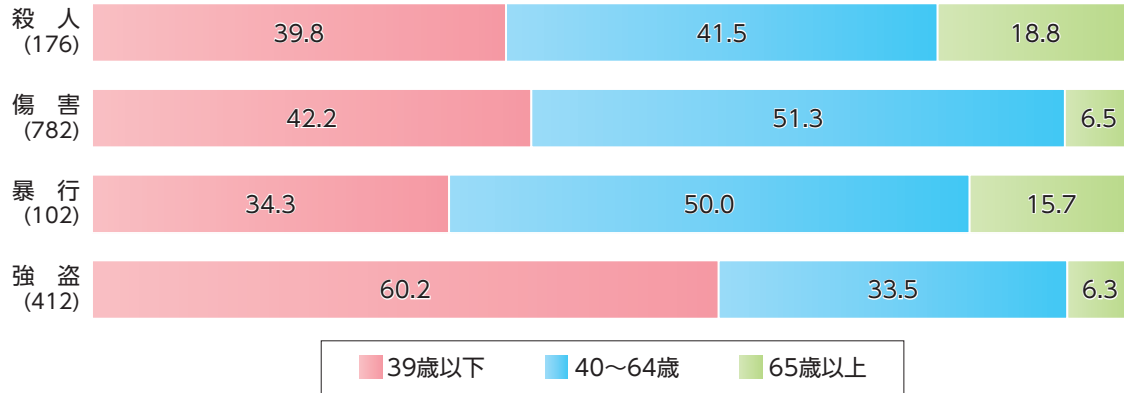
懲役受刑者につき刑期別に見ると、1年以下の刑の者の占める割合が最も高かったのは暴行で8割を超えており、次いで傷害の約3割であった。暴行は、6月以下の刑の者の占める割合が3割を超えており、他の罪名と比較して、刑期の短い者の占める割合が高い。

2-2-3図

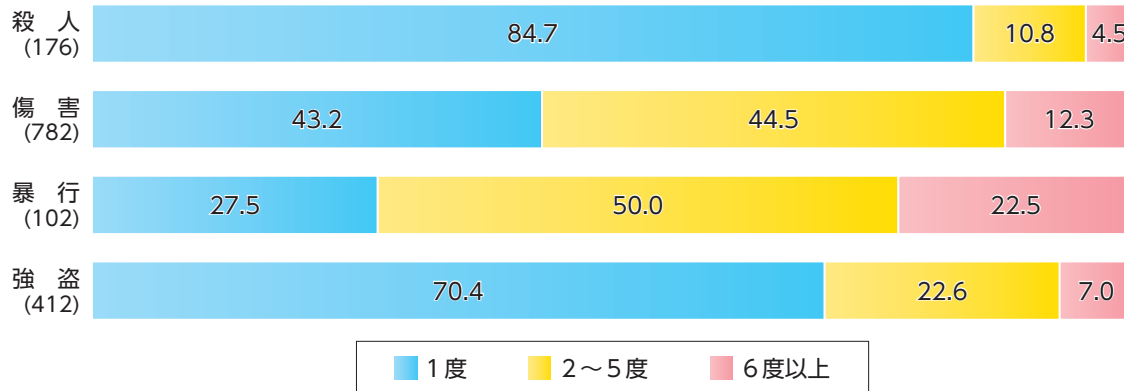
暴力犯罪 入所受刑者の属性別構成比（罪名別）

（平成29年）

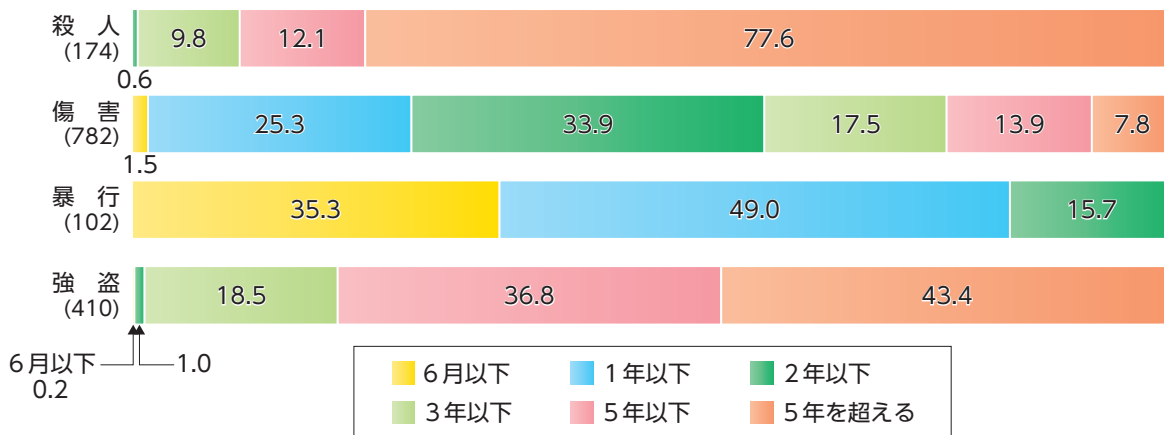
① 年齢層別



② 入所度数別



③ 刑期別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 ①は、入所時の年齢による。
 3 ③は、懲役受刑者に限る。
 4 ③の不定期刑は、刑期の長期による。また、一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 5 ③の「5年を超える」は、無期を含む。
 6 () 内は、実人員である。

2 更生保護

(1) 保護観察開始人員

2-2-4図は、暴力犯罪の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

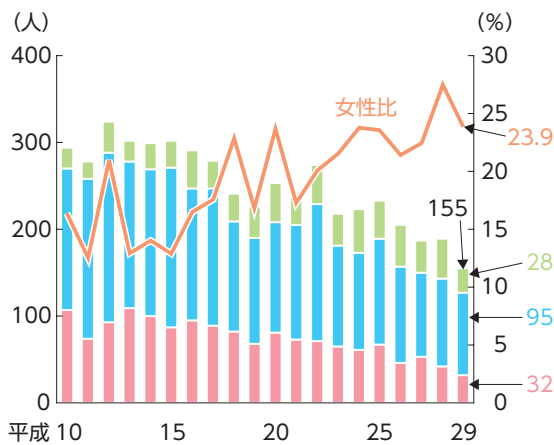
2-2-4図

暴力犯罪 保護観察開始人員・女性比の推移（罪名別，年齢層別）

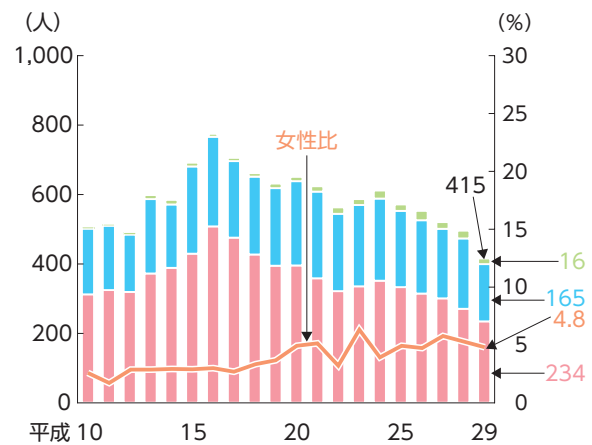
(平成10年～29年)

ア 仮釈放者

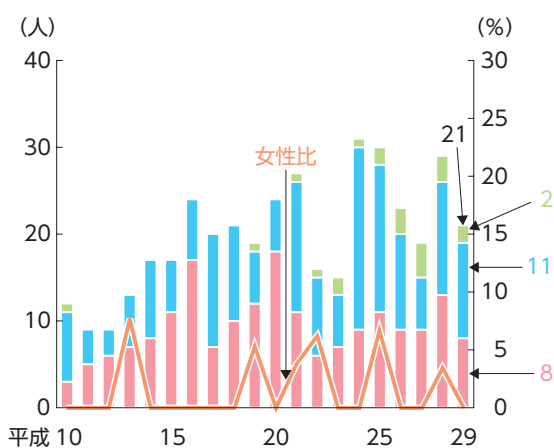
① 殺人



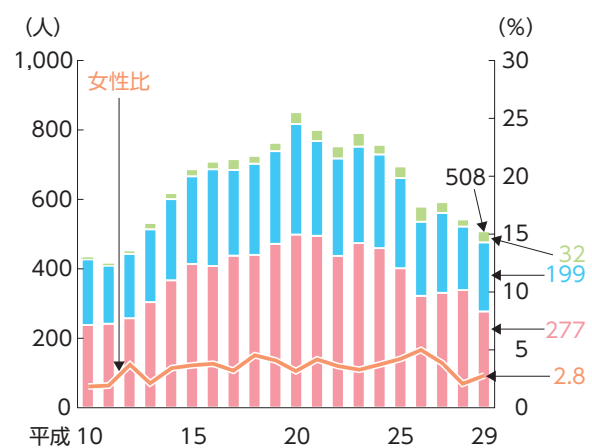
② 傷害



③ 暴行



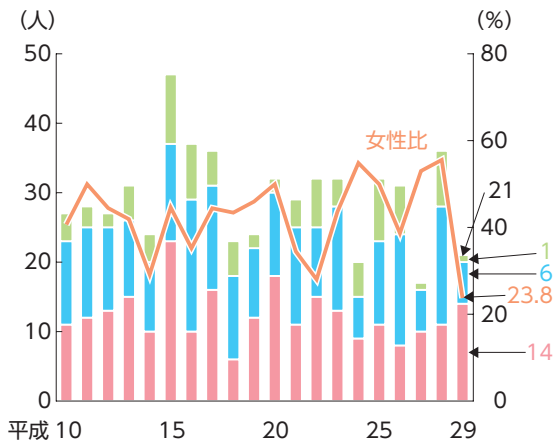
④ 強盗



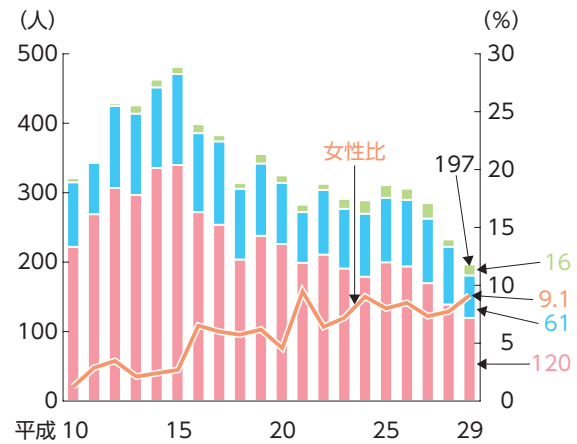
39歳以下 40～64歳 65歳以上

イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

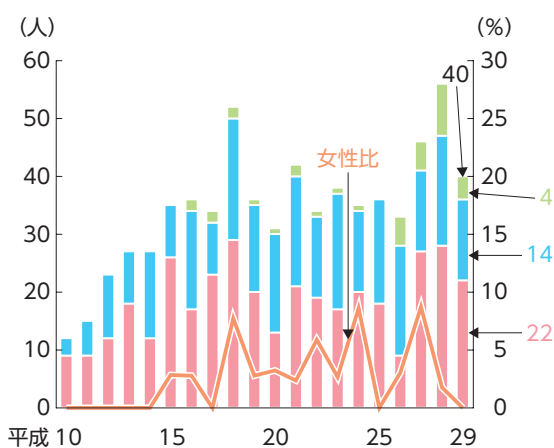
① 殺人



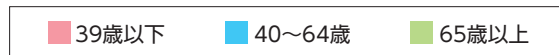
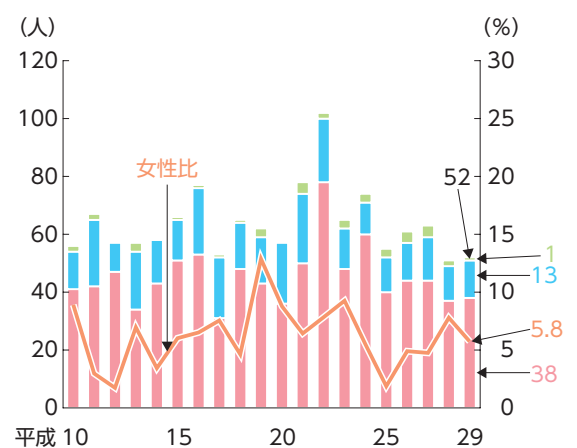
② 傷害



③ 暴行



④ 強盗



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 保護観察に付された日の年齢による。

ア 仮釈放者

仮釈放者では、殺人は、平成12年の324人をピークに減少傾向にあり、29年は155人であった。傷害は、11年から増加傾向にあったが、16年（774人）をピークにその後は減少傾向にあり、29年は415人であった。暴行は、少ない人員で増減を繰り返しており、29年は21人であった。強盗は、12年から9年連続で増加した後、20年（851人）をピークにその後は減少傾向にあり、29年は508人であった。

女性比については、暴力犯罪における女性の保護観察開始人員がそもそも少ないため、慎重に分析する必要があるが、殺人及び傷害については、平成12年以降、上昇・低下を繰り返しながらも上昇傾向にある。

年齢層別に見ると、いずれの罪名も65歳以上の年齢層の者の占める割合が上昇傾向にあり、平成29年は、殺人が18.1%、傷害が3.9%、暴行が9.5%、強盗が6.3%であり、10年と比べると、殺人が9.9pt、傷害が2.9pt、暴行が1.2pt、強盗が4.7pt、それぞれ上昇している。

イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

保護観察付全部・一部執行猶予者では、殺人、暴行及び強盗は、少ない人員で増減を繰り返しており、平成29年は殺人が21人、暴行が40人、強盗が52人であった。傷害は、11年から増加傾向にあったが、15年（481人）をピークにその後は減少傾向にあり、29年は197人であった。

女性比については、暴力犯罪における女性の保護観察開始人員がそもそも少ないため、慎重に分析する必要があるが、傷害については、平成11年以降、上昇・低下を繰り返しながらも上昇傾向にある。

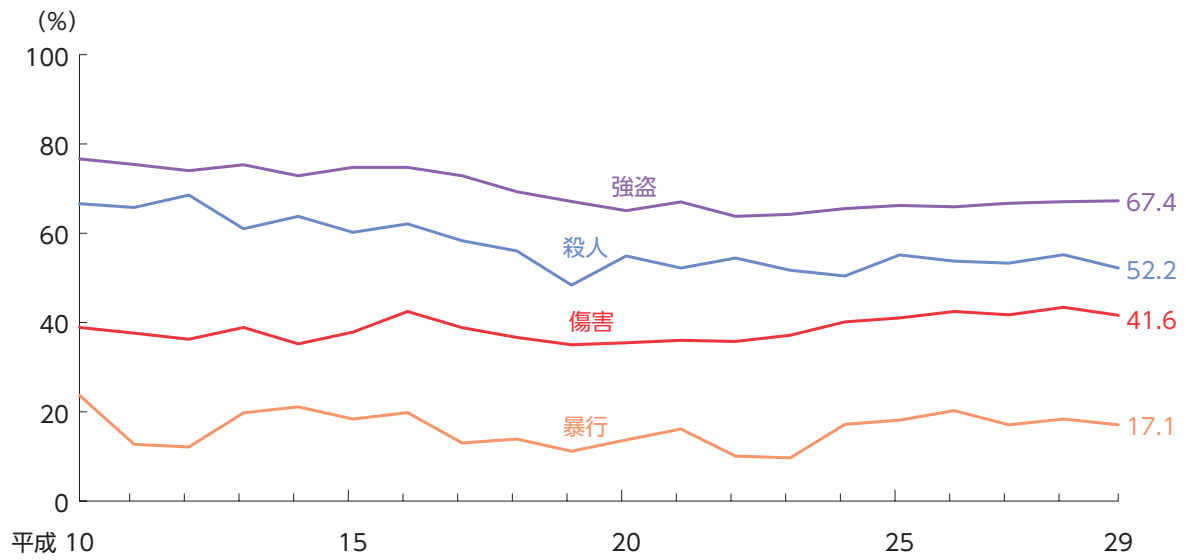
（２） 出所受刑者の仮釈放率

2-2-5図は、暴力犯罪の出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予者の実刑部分刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の仮釈放率の推移（最近20年間）を罪名別に見たものである。過去20年間一貫して、強盗の仮釈放率が最も高く、次いで殺人、傷害、暴行の順であった。また、暴力犯罪全体の仮釈放率は、ほぼ横ばいであるが、殺人及び強盗の仮釈放率については、緩やかな低下傾向にある。なお、暴行の仮釈放率が低い理由は、他の罪名と比較して刑期の短い者や再入者の割合が高いことなどが関係していると考えられる。

2-2-5図

暴力犯罪 出所受刑者の仮釈放率の推移（罪名別）

（平成10年～29年）



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

第3節 再犯

この節では、警察、矯正及び更生保護の各段階における再犯の動向を概観する。

1 検挙

2-3-1図は、傷害及び暴行により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

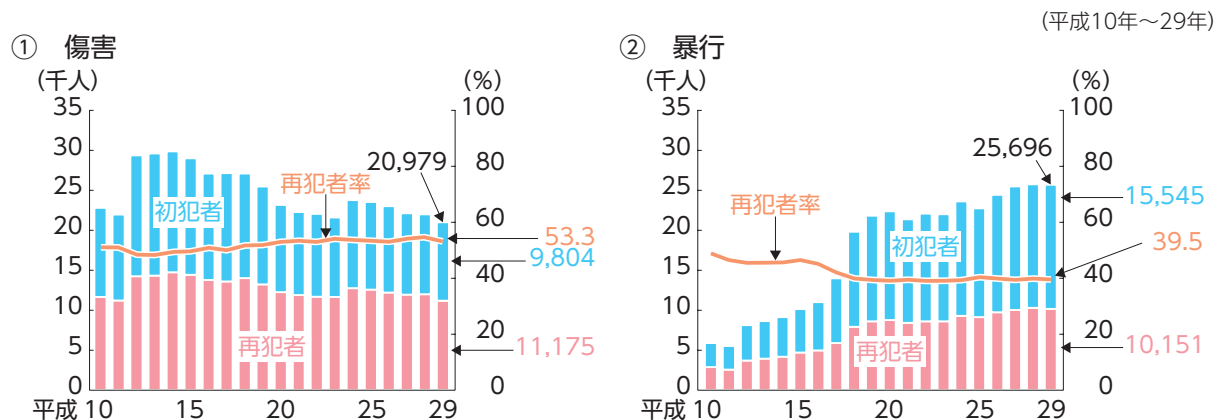
傷害の再犯者の人員は、平成14年（1万4,733人）をピークにおおむね減少傾向にあり、29年は14年と比べて24.1%減少した。初犯者の人員においても、13年（1万5,285人）をピークに減少傾向にあり、29年は13年と比べて35.9%減であった。再犯者率については、再犯者の人員の減少を上回るペースで初犯者の人員が減少しているため、14年以降上昇傾向にあったが、29年は53.3%と、前年と比べて1.3pt低下した。

暴行の人員は、再犯者、初犯者共に平成12年以降増加傾向にあり、29年はそれぞれ11年（2,562人、2,943人）の約4.0倍、約5.3倍であった。再犯者率は、近年は40%前後で推移しており、29年は39.5%（前年比0.4pt低下）であった。

なお、平成29年の刑法犯検挙人員全体における再犯者率は、48.7%であった（警察庁の統計による。）。

2-3-1図

傷害・暴行 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、傷害、暴行の各検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 矯正

(1) 人員

入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を、傷害・暴行の罪名別に見ると、**2-3-2図**のとおりである。傷害の再入者の人員は、平成10年以降増加傾向にあったが、18年（976人）をピークに減少傾向にあり、29年は18年と比べて54.5%減少した。一方、暴行の再入者の人員は、20年（139人）まで増加傾向にあり、それ以降はおおむね100人前後で推移していたところ、29年は74人（前年比35人減）であった。再入者率は、過去20年間一貫して暴行が傷害よりも高く、29年は、傷害56.8%、暴行72.5%であった。

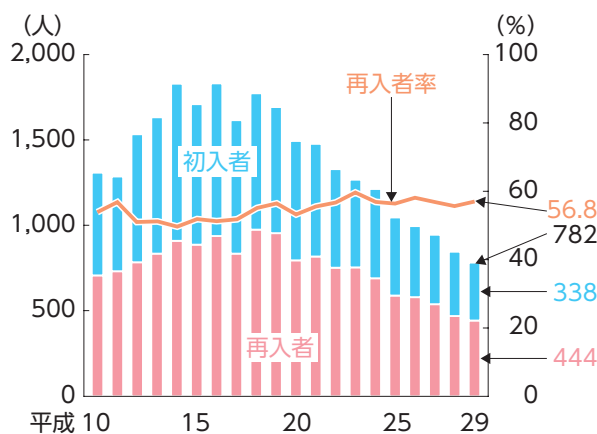
なお、平成29年の入所受刑者人員全体における再入者率は、59.4%であった（矯正統計年報による。）。

2-3-2図

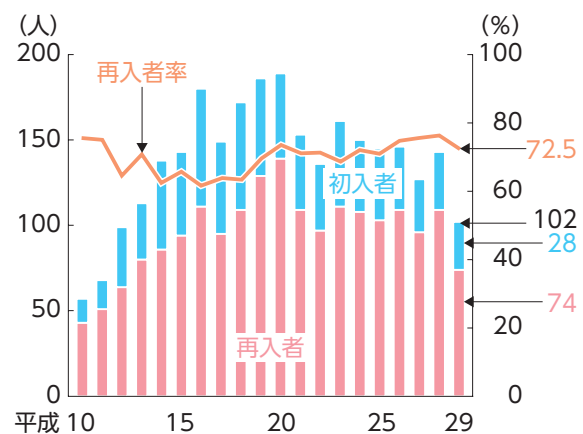
傷害・暴行 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移

(平成10年～29年)

① 傷害



② 暴行

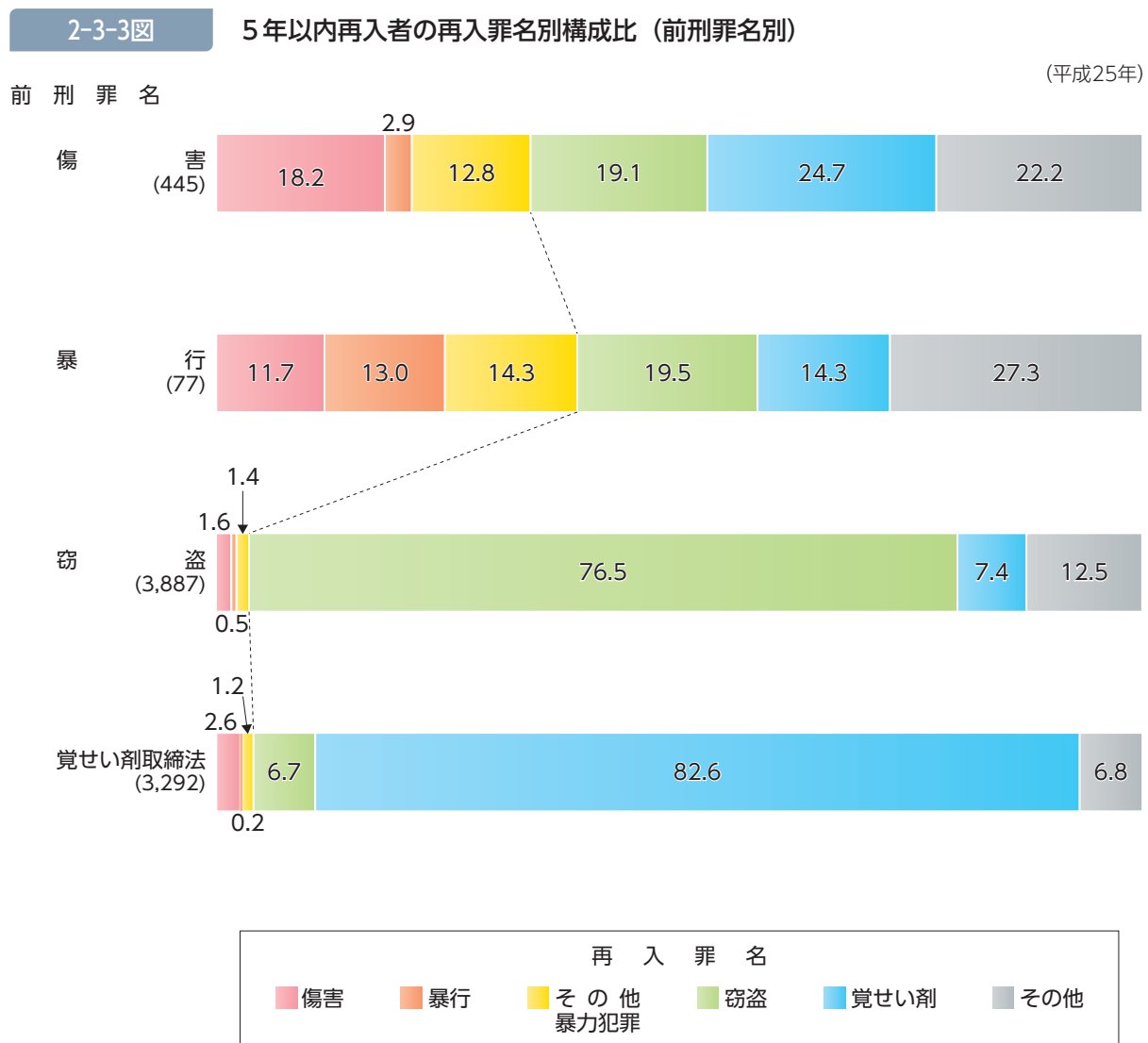


注 1 矯正統計年報による。

2 「再入者率」は、傷害、暴行の各入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。

(2) 再入罪名

2-3-3図は、平成25年の出所受刑者のうち、同年から29年の年末までに再入所した者（5年以内再入者）について、前刑罪名別に再入罪名の構成比を見たものである。5年以内再入者に占める同一罪名再入者の割合は、傷害では約2割、暴行では約1割であり、いずれも同一罪名再入者の割合が8割前後と顕著に高い窃盗及び覚せい剤取締法違反よりも低かった。なお、傷害、暴行に加えて、公務執行妨害、殺人、脅迫、強盗及び暴力行為等処罰法違反を含めた暴力犯罪による再入者の割合を見ると、傷害では約3割、暴行では約4割であった。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「5年以内再入者」は、平成25年の出所受刑者のうち、同年から29年の年末までに再入所した者をいう。
 3 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。
 4 「その他暴力犯罪」は、公務執行妨害、殺人、脅迫、強盗及び暴力行為等処罰法違反である。
 5 () 内は、実人員である。

(3) 再入率

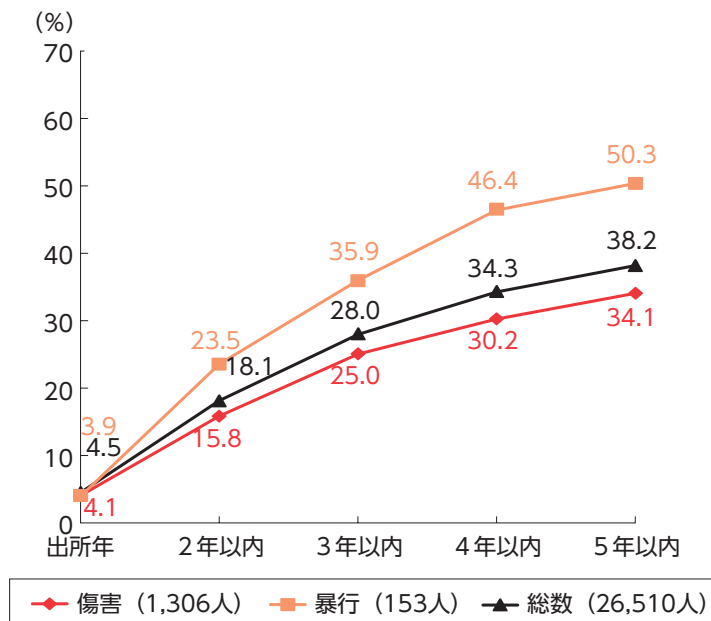
ここでは、出所受刑者（平成27年以前は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）の再入所状況について概観する。

ここで、出所受刑者の再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。また、2年以内及び5年以内の各再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ2年目（すなわち翌年の年末まで）及び5年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

2-3-4図は、平成25年の出所受刑者について、5年以内再入率を、総数（全罪名による。以下、この節において同じ。）及び傷害・暴行の罪名別に見たものである。出所年においては、総数及び傷害・暴行の各罪名の間に大きな差はないが、5年以内で比べると、暴行（50.3%）が、傷害（34.1%）及び総数（38.2%）よりも高い。また、傷害、暴行のいずれも、5年以内に再入所した者のうち、約半数の者が2年以内に再入所している。

2-3-4図 出所受刑者の5年以内再入率（罪名別）

（平成25年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「5年以内再入率」は、平成25年の出所受刑者の人員に占める、同年から29年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

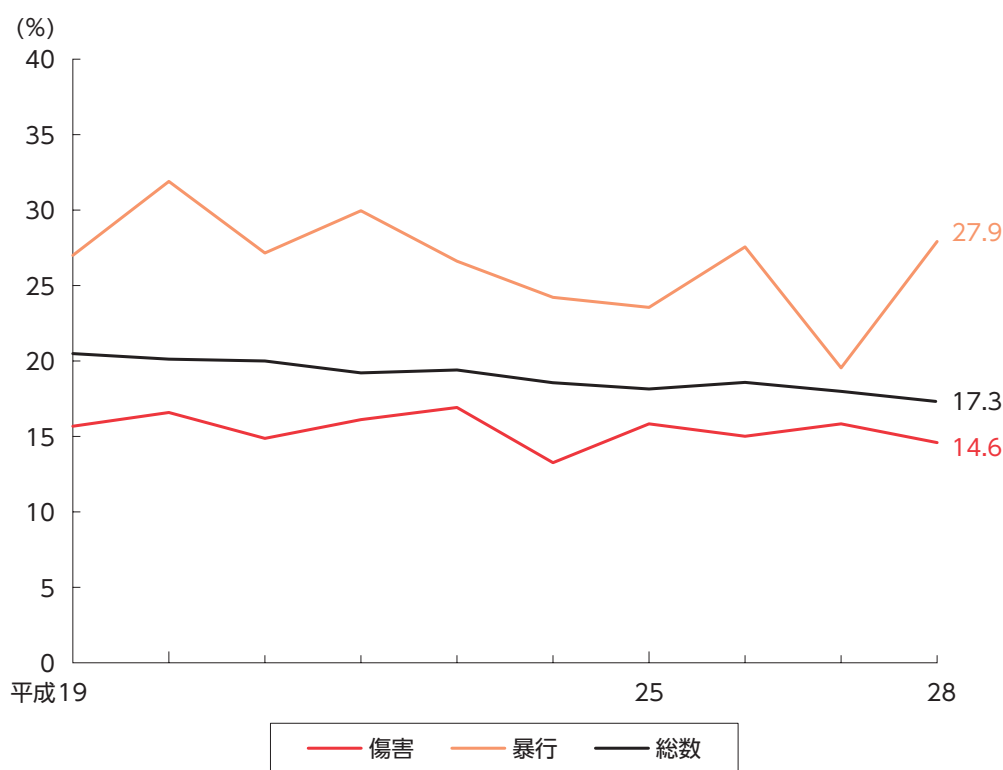
2-3-5図は、平成19年から28年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を、総数及び傷害・暴行の罪名別に見たものである。

傷害の2年以内再入率は、15～16%程度でおおむね横ばいで推移しており、28年は14.6%（前年比1.2pt 低下）であった。一方、暴行の2年以内再入率は、おおむね低下傾向にあったが、出所年によって変動が大きく、28年は27.9%と、前年と比べて8.4pt 上昇した。また、暴行の2年以内再入率は、傷害及び総数と比べると、一貫して高い。なお、平成28年の出所受刑者のうち、一部執行猶予受刑者はいなかった（矯正統計年報による。）。

2-3-5図

出所受刑者の2年以内再入率の推移（罪名別）

(平成19年～28年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

3 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

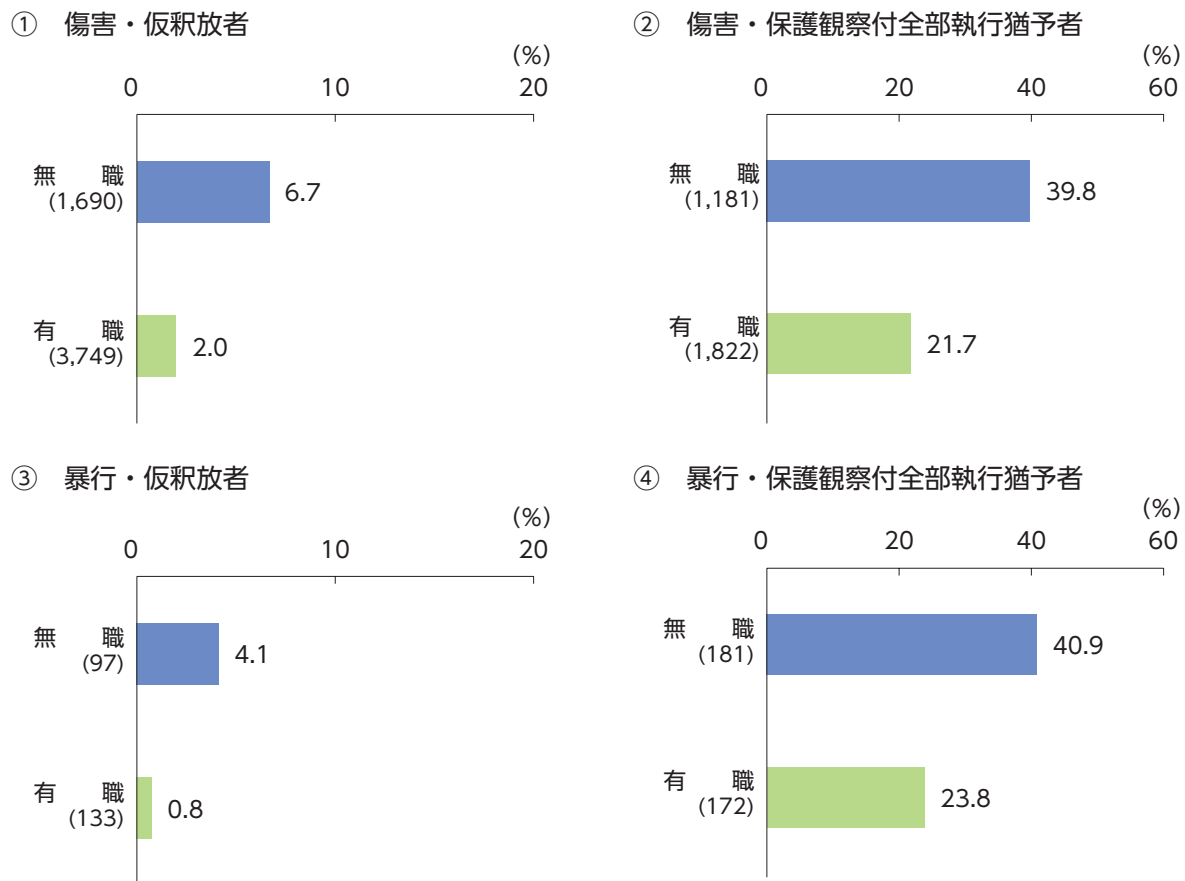
3 更生保護

2-3-6図は、平成20年から29年に保護観察が終了した仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者について、保護観察終了時の取消・再処分率を、傷害・暴行の罪名別及び就労状況別に10年間の累計で見たものである。傷害、暴行共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が高い。

2-3-6図

保護観察終了者の取消・再処分率（終了時の就労状況別）

（平成20年～29年）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 就労状況が不詳の者を除く。

3 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

5 () 内は、保護観察終了者の実人員である。

第3章 暴力犯罪者の特性等に関する調査

第2章では、近時の暴力犯罪に関する動向を、各種統計資料を通じて分析してきたが、統計資料からは個々の暴力犯罪者の心理的特徴や犯行態様、背景事情といった特性等の詳細は把握できない。そこで、この章では、我が国の受刑者及び保護観察付全部執行猶予者を対象とした特別調査の結果について紹介する。

具体的には、第1節において、受刑者を対象にした自記式質問紙調査及び記録調査により、心理的特徴を調査した結果を示し、暴力犯罪者その他の主要な罪種の者の回答を比較するとともに、暴力犯罪者については、犯行態様や背景事情等からその類型等について探索的に検討し、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多寡に影響する要因を分析する。次に、第2節において、暴力犯罪で保護観察付全部執行猶予となった者を対象にした記録調査により、受刑者同様その類型等について探索的に検討するとともに、保護観察期間中の執行猶予の取消しや再犯による処分に影響する要因について分析する。

第1節 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査

1 調査対象者及び方法

全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置支所を除く81庁）に入所した受刑者に対し、質問紙調査を行った。質問紙調査については「再犯防止対策等に関する研究」（研究部報告59）と同時に実施した。まず、男性受刑者については、平成28年6月6日から同月20日までの間に、女性受刑者については、同月6日から同年7月11日までの間に、各施設において新たに刑執行開始時調査を開始した者を調査対象とし、各施設における調査対象者数は、男性受刑者については各施設15人、女性受刑者については各施設25人を上限とした。女性受刑者は男性受刑者に比して入所人員が少なく、施設数も少ないことから、女性受刑者については調査期間を長く設定するとともに、1施設当たりの調査実施人員を増やした。さらに、調査期間のみでは分析に十分な人数の暴力犯罪者が確保できないと予想されたことから、同年6月5日までに各施設において新たに刑執行開始時調査を開始した者のうち、刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が傷害、暴行等である受刑者について、刑執行開始時調査開始日が同日に近い順に各施設2人を調査対象とした。また、日本語を理解できない受刑者など質問紙への回答が困難であると施設が判断する受刑者については、調査対象者から除外した。

調査対象者への質問紙の配付・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）において質問紙に自己記入させた。質問紙のフェイスシートには、回答するかどうかは自由であること、回答は数値化され個人は特定されないこと、回答の有無や回答内容によって利益を得ることも不利益を被ることもない旨を記載し、調査への協力が強制でないことを明示するとともに、質問紙の冒頭には調査協力の意思を確認する欄を設け、「私はこの調査に回答したくありません」という欄にチェックが入っていた場合及び質問紙に全く記入がなかった場合は、回答拒否者として、分析から除外した。

さらに、質問紙調査の対象となった者のうち、刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が傷害、暴行、脅迫、殺人、強盗等である受刑者（以下「暴力犯罪受刑者」という。）については、犯行態様や背景事情等について、刑事施設の把握している情報に基づき調査した。

以上の結果、暴力犯罪受刑者176人（男性受刑者159人、女性受刑者17人）が本調査における分析の対象となった。また、暴力犯罪者と他の主要な罪種の者を比較し、その差異等を明らかにするため、調査対象となった入所受刑者の中から、財産犯罪のうち刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が窃盗である受刑者（以下「窃盗事犯受刑者」という。）262人（男性受刑者192人、女性受刑者70人）及び薬物犯罪のうち刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が覚せい剤取締法違反である受刑者（以下「覚せい剤事犯受刑者」という。）207人（男性受刑者153人、女性受刑者54人）を分析の対象とした。

2 調査内容

本調査において調査対象者の心理的特徴を把握するため分析した内容は以下のとおりである。いずれも一般成人を対象とする過去の研究等により一定の妥当性及び信頼性が検証されている既存のツールを用いた。ただし、本調査においては、調査対象者が刑事施設で身柄拘束中であるという特殊事情を考慮し、教示文等については一部修正を加えた。

（1） 基本的性格傾向

調査対象者の基本的性格傾向を把握するため、小塩ら（2012）による日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) を用いた。これは、個人のパーソナリティを、「外向性」(Extraversion)、「協調性」(Agreeableness)、「勤勉性」(Conscientiousness)、「神経症傾向」(Neuroticism)、「開放性」(Openness to Experience) という5つの大きな枠組み (Big Five) で捉えるため、10項目につき「強くそう思う」から「全く違うと思う」までの7件法により尋

ねるツールであり、Gosling et al. (2003) が作成した TIPI (Ten Item Personality Inventory) を邦訳したものである。

さらに、同じく調査対象者の基本的性格傾向を見るため、生物学的な要因をパーソナリティの基盤として想定する Gray の強化感受性理論に基づき Carver & White (1994) が作成し、高橋ら (2007) が邦訳した BIS/BAS 尺度日本語版を用いた。これは、人間の行動を制御する動機付けのシステムを、罰等の刺激により活性化され行動を抑制する「行動抑制系」(Behavioral Inhibition System : BIS) と報酬等の刺激により活性化され行動を触発する「行動賦活系」(Behavioral Activation System : BAS) という2次元で捉えるため、20項目につき「あてはまる」から「あてはまらない」までの4件法で尋ねる質問により測定するツールである。なお、BAS は「駆動」(Drive), 「報酬反応性」(Reward Responsiveness) 及び「刺激探求」(Fun Seeking) の3つの下位尺度に分かれる。

(2) 攻撃性

調査対象者にいかなる性質の攻撃性が見られるか把握するため、広く攻撃性一般に関連した心理・行動的特性(情動的・認知的・道具的側面)の測定を目的に開発された、安藤ら(1999)による日本版 Buss-Perry 攻撃性質問紙(BAQ)を用いた。これは、攻撃性を、怒りっぽさや怒りの抑制の低さなどである「短気」(anger), 他者からの悪意や軽視などに対する猜疑心や不安感である「敵意」(hostility), 暴力的反応傾向、暴力への衝動、暴力の正当化などである「身体的攻撃」(physical aggression), 自己主張、議論好きなどの「言語的攻撃」(verbal aggression) の4つの下位尺度に分かれる24項目につき「非常によくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの5件法により測定するツールであり、Buss & Perry (1992) が作成した Aggression Questionnaire 等の邦訳に基づき作成されたものである。

(3) 社会的自己制御

調査対象者が自らの行動を調整する自己制御の機能を把握するため、原田ら(2008)が作成した社会的自己制御(Social Self-Regulation ; SSR) 尺度を用いた。これは、社会的場面で個人の欲求や意思と現状認知との間でずれが生じたときに、内在化された社会規範や道徳といった内的基準・集団や他者との関係といった外的基準の必要性に応じて自己を主張もしくは抑制する能力を把握するものであり、「自己主張」、「持続的対処・根気」、「感情・欲求抑制」の3つの下位尺度に分かれる29項目につき「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの5件法により測定するツールである。

(4) アルコール使用障害リスク・薬物乱用重症度

調査対象者のアルコール摂取に起因する諸問題について把握するため、世界保健機構（WHO）が作成し、小松ら（2011）が邦訳したアルコール使用障害特定テスト（Alcohol Use Disorders Identification Test；AUDIT）日本語版を用いた。これは、危険かつ有害なアルコール摂取パターンを持つ者をスクリーニングするものであり、過去12か月における危険なアルコール使用やアルコール依存症状、有害なアルコール使用に関する10項目につき、8項目は5肢択一、2項目は3肢択一で回答を求め、リスクレベルを測定するツールである。

さらに、薬物乱用の重症度を把握するため、嶋根ら（2015）が作成した The Drug Abuse Screening Test 20項目版（DAST-20）（Skinner and Goldberg, 1986）の日本語版を用いた。これは、乱用薬物の種類等を問わず薬物依存症をスクリーニングするものであり、過去12か月における薬物使用に関係した家族、社会、雇用、法律、医学等の問題の経験の有無を尋ねる20項目につき、「はい」か「いいえ」の二肢択一で回答を求め、薬物乱用に関連する問題の重症度を測定するツールである。

また、調査対象者のうち質問紙に回答した者（回答拒否者を除く。）について、刑事施設において把握している情報のうち、罪名、入所度数、犯行時の居住状況・就労状況・婚姻状況、教育程度、精神状況等の基本的属性の情報提供を受けた。さらに、特に暴力犯罪受刑者については主たる罪名に係る事件（以下、本節において「本件」という。）の犯行の動機や本件時の凶器使用の有無等の本件態様及び暴力団加入歴や稼働歴等の背景事情等についても情報提供を受けた（調査項目の詳細は3-1-5表を参照）。

3 調査の結果

調査の結果については、以下のとおりである。

(1) 他罪種と比較した暴力犯罪受刑者の基本的属性

暴力犯罪受刑者、窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者の年齢及び性別は3-1-1表のとおりである。分析対象者全体の刑事施設入所時の年齢は16歳から82歳であり、平均年齢について暴力犯罪受刑者は40.4歳、窃盗事犯受刑者は46.7歳、覚せい剤事犯受刑者は42.9歳であった。暴力犯罪受刑者では、29歳以下の年齢層の占める割合が窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者に比べ高く、特に女性では暴力犯罪受刑者のおよそ3分の2が29歳以下の年齢層であった。

3-1-1表

調査対象者の性別・年齢層別人員（罪種別）

年 齢	暴力犯罪		窃 盗		覚せい剤	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総 数	159 (100.0)	17 (100.0)	192 (100.0)	70 (100.0)	153 (100.0)	54 (100.0)
29 歳以下	39 (24.5)	11 (64.7)	44 (22.9)	2 (2.9)	4 (2.6)	9 (16.7)
30～39 歳	40 (25.2)	1 (5.9)	36 (18.8)	13 (18.6)	43 (28.1)	19 (35.2)
40～49 歳	41 (25.8)	3 (17.6)	31 (16.1)	20 (28.6)	65 (42.5)	20 (37.0)
50～64 歳	26 (16.4)	—	54 (28.1)	20 (28.6)	37 (24.2)	6 (11.1)
65 歳以上	13 (8.2)	2 (11.8)	27 (14.1)	15 (21.4)	4 (2.6)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 入所時の年齢による。

3 () 内は、それぞれの罪種の総数に占める構成比である。

なお、暴力犯罪受刑者の罪名は**3-1-2表**のとおりである。傷害の占める割合が約6割と最も高く、次いで強盗、脅迫、暴力行為処罰法、暴行の順であった。

3-1-2表

暴力犯罪受刑者の罪名

罪 名	人 員
総 数	176 (100.0)
公 務 執 行 妨 害	7 (4.0)
殺 人	7 (4.0)
傷 害	110 (62.5)
暴 行	9 (5.1)
脅 迫	12 (6.8)
強 盗	19 (10.8)
暴力行為等処罰法	10 (5.7)
そ の 他 暴 力 犯 罪	2 (1.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

基本的な属性等を罪種別に一覧にしたものは、**3-1-3表**のとおりである^(※1)。特に暴力犯罪受刑者和其他の罪種との間に有意な差が認められたものとして、暴力犯罪受刑者では、入所度数は「1度（初入）」、暴力団加入状況は「暴力団関係者」、本件時の就労状況は「有職・学生」、保護処分歴は「あり」の者の占める割合が高かった。

(※1) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。

3-1-3表

調査対象者の属性等（罪種別）

属 性 等 区 分	暴力犯罪	窃 盗	覚せい剤	χ ² 値	
入 所 度 数	1 度	△ 101 (57.4)	▽ 69 (33.3)	26.79**	
	2 度	▽ 20 (11.4)	43 (20.8)		
	3 度	16 (9.1)	30 (14.5)		
	4 度	8 (4.5)	14 (6.8)		
	5 度 以 上	31 (17.6)	△ 51 (24.6)		
暴力団加入状況	暴 力 団 関 係 者	△ 22 (12.9)	▽ 2 (0.8)	△ 30 (15.2)	34.60***
	暴 力 団 関 係 な し	▽ 148 (87.1)	△ 253 (99.2)	▽ 167 (84.8)	
精 神 状 況	精 神 障 害 あ り	21 (12.4)	36 (14.3)	△ 44 (22.4)	8.01*
	精 神 障 害 な し	148 (87.6)	216 (85.7)	▽ 152 (77.6)	
能 力 検 査 値	79 以 下	51 (30.5)	102 (41.5)	62 (32.3)	9.70
	80 ～ 89	49 (29.3)	56 (22.8)	60 (31.3)	
	90 ～ 99	41 (24.6)	60 (24.4)	50 (26.0)	
	100 以 上	26 (15.6)	28 (11.4)	20 (10.4)	
居 住 状 況	住 居 不 定	19 (11.1)	△ 51 (19.9)	▽ 19 (9.5)	11.85**
	住 居 不 定 以 外	152 (88.9)	▽ 205 (80.1)	△ 181 (90.5)	
就 労 状 況	無 職	▽ 103 (58.9)	△ 200 (77.8)	134 (65.0)	19.03***
	有 職 ・ 学 生	△ 72 (41.1)	▽ 57 (22.2)	72 (35.0)	
教 育 程 度	中 学 卒 業 以 下	68 (39.8)	83 (32.7)	74 (37.8)	19.53**
	高 校 中 退	46 (26.9)	▽ 65 (25.6)	△ 75 (38.3)	
	高 校 卒 業	40 (23.4)	△ 80 (31.5)	▽ 37 (18.9)	
	大 学 進 学	17 (9.9)	26 (10.2)	▽ 10 (5.1)	
婚 姻 状 況	未 婚	69 (40.4)	107 (41.8)	▽ 62 (31.5)	12.31*
	有 配 偶	38 (22.2)	53 (20.7)	32 (16.2)	
	離 死 別	64 (37.4)	▽ 96 (37.5)	△ 103 (52.3)	
保 護 処 分 歴	あ り	△ 64 (37.4)	▽ 54 (21.2)	60 (30.5)	13.75**
	な し	▽ 107 (62.6)	△ 201 (78.8)	137 (69.5)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。
3 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加わっていた者及びこれに準ずる者をいう。
4 「精神状況」は、入所時の精神診断による。ただし、精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。
5 「能力検査値」は、入所時の知能指数による。ただし、検査不能の場合又は検査を実施しなかった場合を除く。
6 「居住状況」は犯行時による。ただし、来日外国人及び居住地が不詳の者を除く。
7 「就労状況」は犯行時による。ただし、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
8 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。
9 「教育程度」の「高校中退」は高校在学（1名）を含む。また、「大学進学」は大学在学、大学中退及び大学卒業をいう。
10 「婚姻状況」は、犯行時による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。
11 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
12 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す ($p < .05$)。
13 () 内は、それぞれの罪種の総数に占める構成比である。

(2) 他罪種と比較した暴力犯罪受刑者の心理的特徴

質問紙調査により把握した心理的特徴を、男女に分け、罪種別に一覧にしたものは、3-1-4表のとおりである^(※2)。特に暴力犯罪受刑者との間に有意な差が認められた項目につき、男女で異なる傾向が見られた。

男性の暴力犯罪受刑者では、基本的性格傾向のうち「外向性」と「開放性」、「BAS（駆動）」の平均値が窃盗事犯受刑者より高く、「協調性」の平均値が他の罪種より低かった。また、攻撃性の「全攻撃性」及び下位尺度のうち「短気」、「身体的攻撃」の平均値が窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者より高く、「言語性攻撃」の平均値が窃盗事犯受刑者より高かった。さらに、社会的自己制御のうち「自己主張」の平均値が窃盗事犯受刑者より高く、アルコール使用障害リスクの平均値が窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者より高かった。なお、身柄拘束前の1年間で違法薬物等を使用したと回答した者の割合は、暴力犯罪受刑者（24.5%）が窃盗事犯受刑者（12.5%）と比べて高く、これら違法薬物等を使用した暴力犯罪受刑者のうち、薬物乱用重症度が相当程度高く、集中治療が必要なレベルであるとされる者（DAST20得点11点以上）は4割以上を占めた。

女性の暴力犯罪受刑者では、基本的性格傾向のうち「開放性」、「BAS（駆動）」の平均値が窃盗事犯受刑者より高かった。他方、攻撃性、社会的自己制御及びアルコール使用障害リスクの平均値については、男性と異なり、罪種間での有意な差は認められなかった。身柄拘束前の1年間で違法薬物等を使用したと回答した者の割合も、暴力犯罪受刑者と窃盗事犯受刑者で顕著な差は見られなかった。

(※2) 本研究においては、等分散性を仮定せず、Welch の補正による一元配置の分散分析を行い、有意であった項目につき Bonferroni の方法により多重比較を行った。

3-1-4表

調査対象者の心理的特徴（男女群，罪種別）

① 男性

項 目	A：暴力犯罪		B：窃盗		C：覚せい剤		F 値
	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	
パーソナリティ特性							
外向性	8.85 (2.65)	157	8.01 (2.78)	187	8.53 (2.27)	151	$F(2,325.43) = 4.30^*$ A > B
協調性	9.69 (2.27)	157	10.41 (2.12)	189	10.55 (2.29)	150	$F(2,317.50) = 6.48^{**}$ A < B, A < C
勤勉性	7.89 (2.18)	156	7.32 (2.48)	187	7.77 (2.27)	151	$F(2,324.37) = 2.79$
神経症傾向	8.25 (2.52)	155	8.08 (2.37)	185	8.18 (2.53)	149	$F(2,314.65) = 0.20$
開放性	8.92 (2.29)	154	8.22 (2.58)	188	8.62 (2.00)	151	$F(2,324.70) = 3.57^*$ A > B
BIS/BAS							
BIS(行動抑制系)	19.37 (4.40)	158	19.74 (4.11)	190	19.48 (3.91)	148	$F(2,320.68) = 0.36$
BAS(行動賦活系)	37.90 (6.82)	154	36.47 (6.97)	185	37.49 (6.15)	146	$F(2,317.21) = 1.95$
BAS(駆 動)	11.76 (2.72)	158	11.02 (2.81)	191	11.44 (2.65)	150	$F(2,324.92) = 3.13^*$ A > B
BAS(報酬反応性)	15.45 (2.81)	155	14.89 (3.09)	189	15.30 (2.48)	150	$F(2,324.99) = 1.66$
BAS(刺激探求)	10.67 (2.58)	157	10.48 (2.50)	187	10.74 (2.31)	150	$F(2,322.05) = 0.54$
攻 撃 性							
全 攻 撃 性	65.91 (12.92)	154	60.94 (12.13)	179	61.46 (13.37)	145	$F(2,307.30) = 7.23^{**}$ A > B, A > C
短 気	15.38 (4.72)	158	13.73 (4.24)	184	13.89 (4.58)	151	$F(2,317.43) = 6.35^{**}$ A > B, A > C
敵 意	17.59 (4.08)	156	17.83 (4.39)	188	16.72 (3.97)	148	$F(2,321.97) = 3.21^*$ B > C
身体的攻撃	17.21 (5.40)	157	14.70 (5.20)	184	15.66 (5.16)	149	$F(2,318.52) = 9.52^{***}$ A > B, A > C
言語的攻撃	15.80 (3.36)	157	14.64 (3.76)	187	15.24 (3.10)	151	$F(2,326.51) = 4.52^*$ A > B
社会的自己制御							
自己主張	44.48 (8.23)	154	40.99 (8.75)	184	43.10 (7.27)	148	$F(2,319.62) = 7.24^{**}$ A > B
持続的対処・根気	26.82 (5.44)	159	25.50 (5.68)	191	26.45 (5.41)	152	$F(2,327.40) = 2.64$
感情・欲求抑制	32.25 (6.28)	158	32.90 (5.96)	186	33.62 (6.04)	149	$F(2,319.06) = 1.92$
WHO-AUDIT	12.93 (10.49)	151	6.88 (7.20)	188	8.15 (8.31)	149	$F(2,297.83) = 18.29^{***}$ A > B, A > C

② 女性

項 目	A：暴力犯罪		B：窃盗		C：覚せい剤		F 値
	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	
パーソナリティ特性							
外向性	8.41 (2.72)	17	7.84 (3.08)	67	9.30 (2.80)	54	$F(2,46.66) = 3.69^*$ B < C
協調性	10.24 (1.64)	17	10.54 (2.42)	67	10.31 (2.25)	54	$F(2,52.71) = 0.23$
勤勉性	8.59 (2.00)	17	7.69 (2.96)	67	7.70 (2.17)	53	$F(2,49.80) = 1.37$
神経症傾向	7.94 (2.41)	16	9.51 (2.91)	67	8.41 (2.55)	54	$F(2,44.61) = 3.59^*$
開放性	9.06 (1.95)	17	7.38 (2.71)	69	8.65 (2.06)	54	$F(2,48.86) = 5.98^{**}$ A > B, B < C
BIS/BAS							
BIS(行動抑制系)	21.71 (4.41)	17	22.15 (4.65)	68	20.61 (4.34)	54	$F(2,45.60) = 1.77$
BAS(行動賦活系)	38.41 (4.91)	17	34.42 (7.10)	64	37.84 (6.68)	51	$F(2,52.24) = 4.99^*$ B < C
BAS(駆 動)	12.24 (2.49)	17	9.95 (2.91)	66	11.47 (2.68)	53	$F(2,47.28) = 7.04^{**}$ A > B, B < C
BAS(報酬反応性)	15.88 (2.06)	17	14.58 (3.00)	69	15.77 (3.03)	53	$F(2,53.03) = 3.27^*$
BAS(刺激探求)	10.29 (1.45)	17	9.69 (2.34)	67	10.87 (2.49)	53	$F(2,56.81) = 3.52^*$ B < C
攻 撃 性							
全 攻 撃 性	56.56 (11.62)	16	57.55 (12.43)	66	60.10 (12.02)	50	$F(2,43.04) = 0.84$
短 気	11.82 (4.16)	17	13.47 (4.74)	70	14.13 (3.91)	52	$F(2,46.00) = 2.03$
敵 意	18.41 (3.32)	17	17.67 (4.73)	69	16.81 (4.48)	52	$F(2,51.78) = 1.29$
身 体 的 攻 撃	12.25 (4.86)	16	12.69 (4.85)	67	13.79 (5.15)	53	$F(2,42.51) = 0.94$
言 語 的 攻 撃	14.59 (3.08)	17	13.57 (4.12)	68	15.13 (2.99)	54	$F(2,47.55) = 2.88$
社会的自己制御							
自己主張	42.88 (9.12)	17	38.82 (10.60)	67	42.09 (7.64)	54	$F(2,45.09) = 2.29$
持続的対処・根気	30.12 (3.84)	17	26.68 (6.43)	68	26.87 (5.10)	54	$F(2,54.23) = 4.85^*$
感情・欲求抑制	35.76 (4.15)	17	33.89 (6.57)	64	34.36 (5.34)	53	$F(2,52.97) = 1.07$
WHO-AUDIT	7.19 (7.53)	16	3.67 (7.45)	64	5.45 (7.55)	53	$F(2,42.36) = 1.71$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答の者を除く。

3 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。

(3) 暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因の分類

次に、暴力犯罪の諸相を明らかにするため、暴力犯罪受刑者の本件の犯行態様や背景事情等の要因の関連について、多重対応（Multiple Correspondence）分析^(※3)を用いて探索的に検討した。本研究において調査した暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因は**3-1-5表**のとおりであり、これら30変数を使用して分析を行った^(※4)。

3-1-5表

多重対応分析における変数一覧

① 本件時の状況等を表す変数（15変数）

本件の動機（虐待・折檻、痴情・異性関係、言動態度に立腹、金銭的な利欲、追従・制裁等、不満・憂さ晴らし）、本件犯行場所、本件時の飲酒の有無、本件頃の日常のストレス状況、本件における共犯の有無、本件での凶器の使用、本件における被害者との関係、本件による被害者の負傷の程度、本件の計画性の有無、本件までの被害者に対する日常的な暴力の有無

② 家庭環境に関する変数（5変数）

家族のアルコール・違法薬物の問題や精神疾患・自殺企図歴の有無、両親の離婚・死別歴、家族の犯罪歴、父親から母親への身体的暴力の有無、被虐待経験の有無

③ 生活歴に関する変数（6変数）

小学校・中学校でのいじめ被害の有無、小学校での問題行動、中学校での問題行動、中学卒業後（少年時）の問題行動、不安定な稼働歴の有無、最初の暴力団加入年齢

④ 属性等に関する変数（4変数）

性別、入所時の年齢（層）、罪名、教育程度

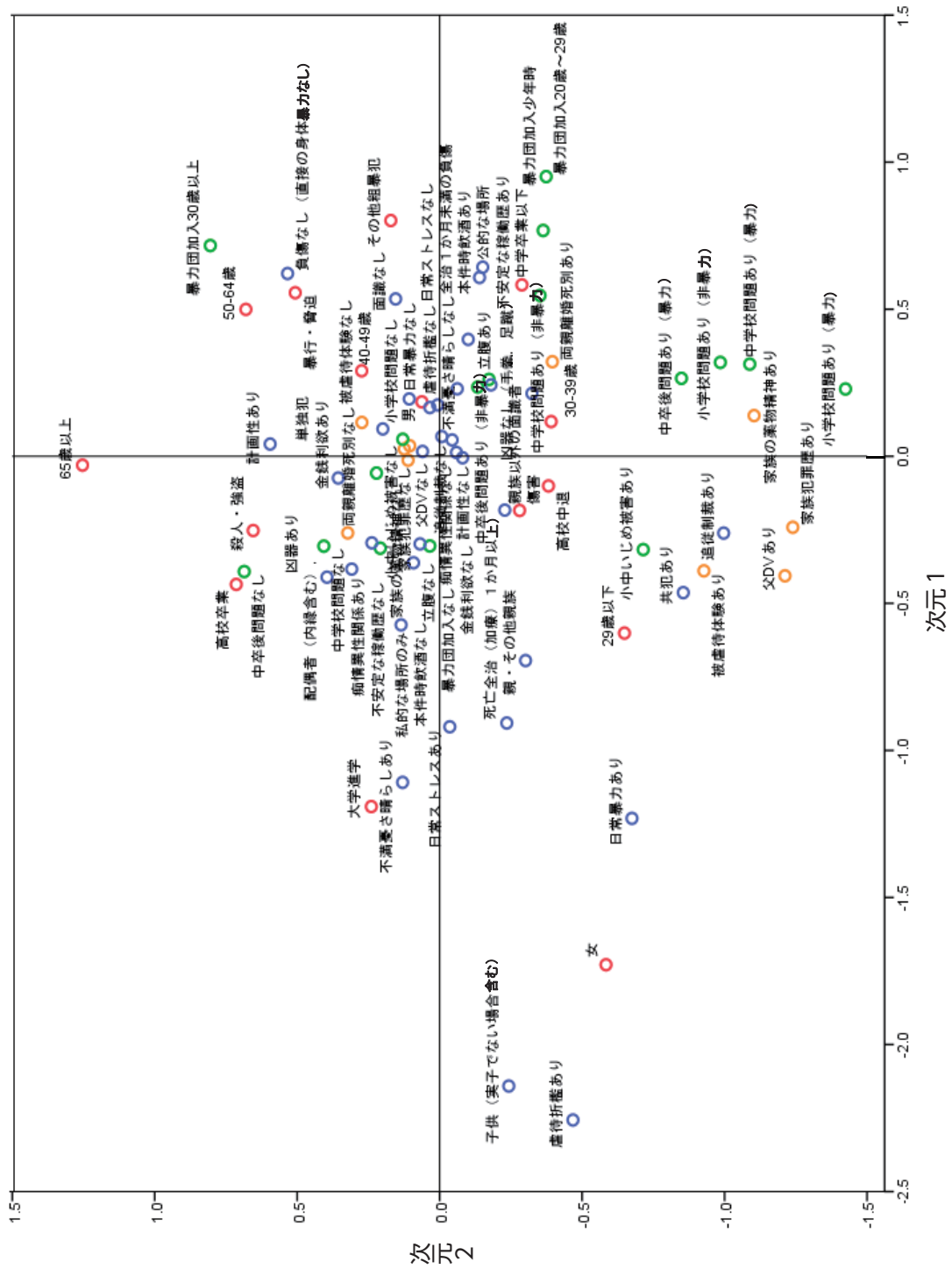
分析の結果を**3-1-6図**に示した^(※5)。横軸の第1次元は右側に「暴力団加入」、「本件時飲酒あり」や「日常暴力なし」、被害者との「面識なし」などの要素が配置され、左側には加害者の性別「女性」や被害者が「子供」、「日常暴力あり」、「虐待・折檻あり」などの要素が配置された。右側の特徴は、飲酒下など機会的な暴力行為であり、あるいは暴力を肯定する価値観を持つ反社会的な集団に所属するなどの背景事情があり、非面識者を被害者とする点である。一方、左側の特徴は、日常のストレスや不満の憂さ晴らしを動機とし、主に子供等の親族を対象とする点である。これらのことから、第1次元を「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と解釈した。縦軸の第2次元は下方向に小学校時の問題（本人の問題行動やいじめ被害）、被虐待経

(※3) 多重対応分析とは、外部基準のない質的データを数量化する解析手法の一つであり、変数間の関連を低次元空間に表示して、類似した反応を示す変数を近くに配置するもので、3変数以上の分析に用いられる。

(※4) 分析には、IBM SPSS Categories20.0を使用した。

(※5) 多重対応分析の結果、固有値は第1次元が4.14（イナーシャ0.14）、第2次元が3.30（イナーシャ0.11）で、サンプルの分散の24.8%を説明しており、解釈可能性から2次元での解釈が妥当であると判断した。

3-1-6図 本件態様・背景事情等の多重対応分析の結果



早期逆境・問題早発なし／あり

家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力

注 法務総合研究所の調査による。

験を含む家族の負因に関する要素が配置された。一方、上方向には、これら児童期の問題がないことや、暴力団加入の遅さなどの要素が配置された。これらのことから、第2次元を「早期逆境・問題早発なし／あり」と解釈した。

以上から、暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因は、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「早期逆境・問題早発なし／あり」の二次元により特徴付けられることが分かった。続けて、これら要因の関連に基づき暴力犯罪受刑者のグループ化を行うため、階層クラスター分析^(※6)を行って、暴力犯罪受刑者を複数のグループ（「クラスター」という。）に分類した^(※7)。分析の結果、4つのクラスターが見出された。3-1-7図にクラスター別に見た暴力犯罪受刑者の配置を示した。3-1-6図における犯行態様や背景事情等の要因の配置と対応する各クラスターの特徴は、以下のとおりである。

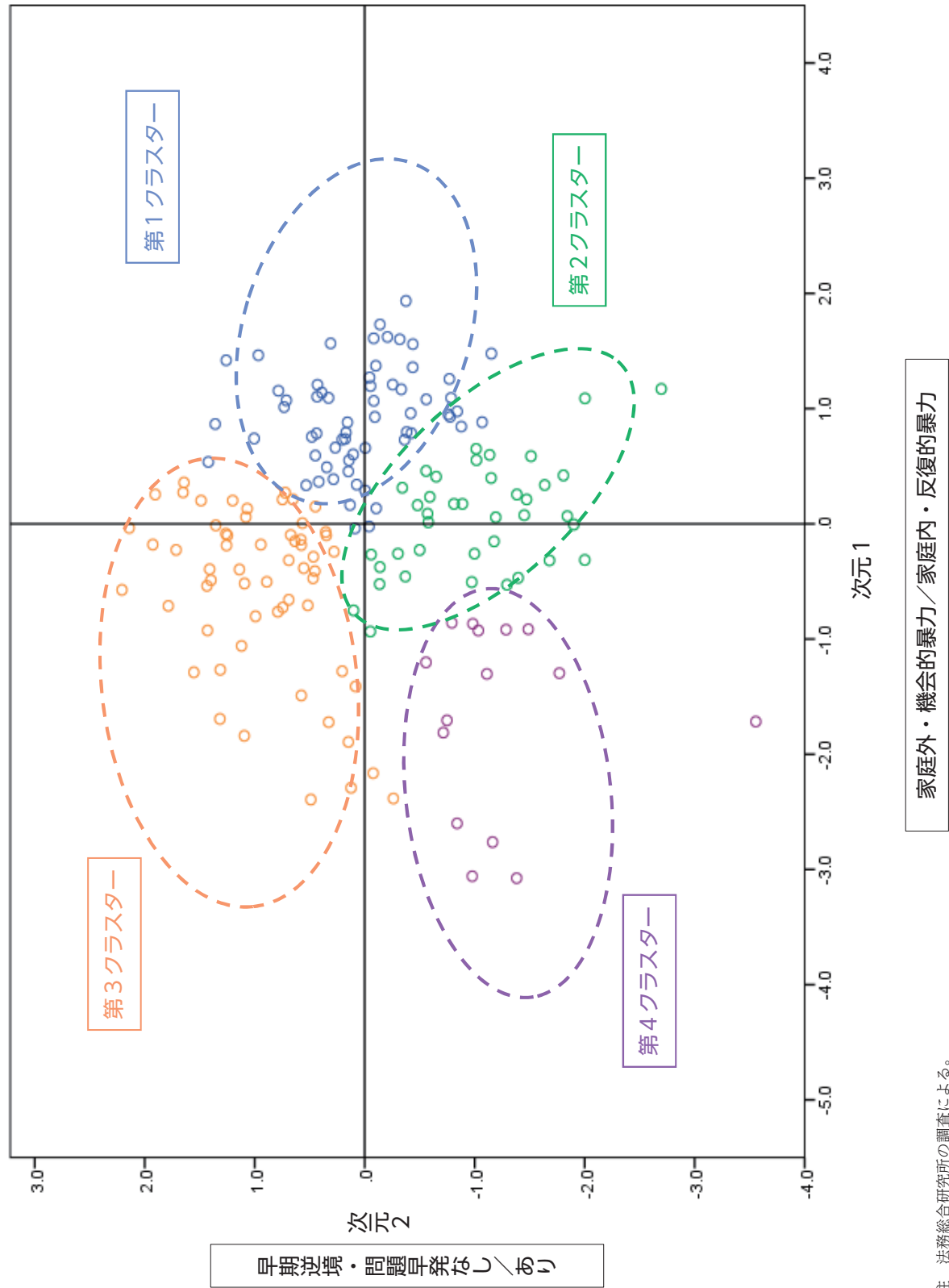
第1クラスターは、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」次元の「家庭外・機会的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、被害者の言動や態度に立腹しての感情的な暴力行為等である、飲酒下や、公的な場所での犯行である、被害者と面識がない、凶器を使用しないで傷害や暴行・脅迫に及ぶといった特徴が見られる。背景事情としては、少年時に暴力団に加入した者から暴力団加入時に30歳以上であった者までが含まれ、年齢層も30歳代から50歳～64歳までと比較的幅広く、稼働歴が不安定、中学卒業以降の少年時に非暴力的な問題行動が見られるなどの点が特徴である。

第2クラスターは、「早期逆境・問題早発なし／あり」次元の「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、共犯者がいる、共犯者への追従や仲間内での制裁を動機としているといった特徴が見られる。背景事情としては、年齢層は29歳以下、家族の犯罪歴やアルコール・違法薬物問題、精神疾患、父親から母親へのDV、自身の被虐待経験など児童期の逆境要因を抱えている、小中学校といった早期から暴力行為を中心とする問題行動が見られるなどの点が特徴である。

(※6) クラスター分析とは、量的データを特性が類似したグループ（クラスター）に分類して識別することを目的とした探索的な分析手法である。中でも階層クラスター分析は、特性の近いものから順番にグループ化していく方法であり、本研究のように比較的サンプルサイズが小さい場合に使用される。

(※7) 本研究においては、多重対応分析により得られた暴力犯罪受刑者一人一人のオブジェクトスコア（第1次元及び第2次元の得点）を用いて、Ward法によりクラスター分析を行った。分析の結果、解釈可能性から4つのクラスター抽出が妥当であると判断した。

3-1-7図 暴力犯罪受刑者のクラスター分析の結果



注 法務総合研究所の調査による。

第3クラスターは、「早期逆境・問題早発なし／あり」次元の「問題早発等なし」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」次元の「家庭内・反復的暴力」により特徴付けられる要因を有する者も含まれる。本件態様としては、凶器を用いる、しらふで犯行に及ぶ、計画的な殺人・強盗など手段としての暴力を用いる、配偶者や交際相手（元配偶者や元交際相手を含む）を被害者とする痴情のもつれや異性関係、あるいは金銭的な利欲等を動機とするといった特徴が見られる。背景事情としては、年齢層は65歳以上の者を含む、中学校在学時や卒業後に特段の問題行動がない、高卒以上の学歴を有している、成人後の不安定な稼働歴がないなどの点が特徴である。

第4クラスターは、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」次元の「家庭内・反復的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。「早期逆境・問題早発なし／あり」次元の「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者も含まれる。本件態様としては、自らの子供または親などの親族を被害者とする虐待的な犯行等である、ストレスの解消を動機とする、日常的に暴力を振るう、最終的に死亡にまで至らしめるといった特徴が見られる。背景事情としては若年の女性であるなどの点が特徴である。

(4) 暴力犯罪での刑事処分回数と特性等による類型化

暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因から、暴力犯罪受刑者は幾つかのグループに分類できることが分かったが、これらのグループを特徴付ける諸要因のうち、いずれが特に暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多寡と強く結びついている重要な要因なのかは上記分析からは判断できない。そこで、次に決定木 (Decision Tree) 分析^(※8)を用いて、暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の特徴と暴力犯罪による刑事処分回数との関連について探索的に検討を行った^(※9)。

(※8) 決定木分析とは、多変量解析の手法の一つであり、独立変数と従属変数の関係に基づき、次々に複数のグループに分割していき、従属変数と最も関係しているのはどの独立変数なのかを明らかにするもので、ロジスティック回帰分析などの線形回帰と異なり複雑な交互作用（特定のサブグループのみに見られる要因の関連性）を特定することができる。

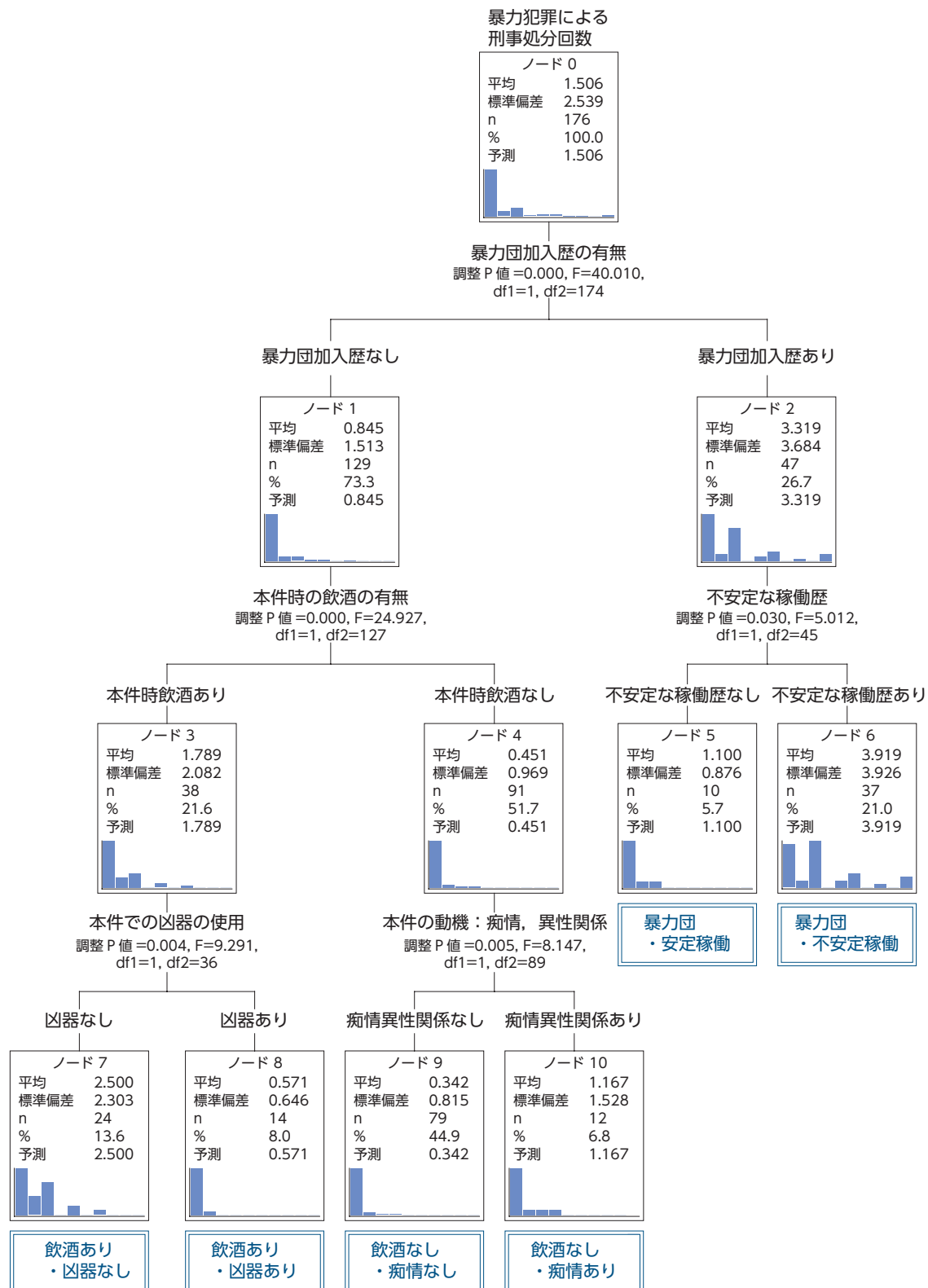
(※9) 本研究における決定木の構築には、Exhaustive CHAID を用いた。CHAID (Chi squared Automatic Interaction Detection) とはカイ二乗検定により目的変数と関連の強い要因を自動的に選択し、カテゴリを結合しながら複数のグループ（「ノード」という。）に分類して分岐させていく手法である。その修正版である Exhaustive CHAID では、網羅的にカテゴリの結合・分割を検討し、従属変数との関連性が最も強くなる分岐を探索するため、より多くの計算処理時間を要するものの、指定した分岐条件基準の下での最善の分岐が保証される。なお、本研究のように、量的データを従属変数とする場合、決定木の中でも「回帰木 (regression tree)」と呼ばれることがある。回帰木では、従属変数の平均の差が分岐後の子ノード間で大きくなるよう分岐していく。独立変数として多重対応分析と同じ30変数を投入し、分岐条件基準としてツリーの深さを最大3、最小ケース数を分岐前の親ノードは20、分岐後の子ノードは10とし、有意水準は両側5%として分析を行った。分析には、IBM SPSS Decision Trees18.0を使用した。

分析の結果は、**3-1-8図**のとおりである^(※10)。決定木分析においては、最初のデータ分割に使用された変数が最も強い影響力があると解釈されるが、分析の結果、暴力団加入歴の有無が暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多寡を分ける最初の要因として選択された。なお、元々の投入変数である暴力団加入時の年齢層による分岐はなく、全ての加入時年齢層が同一のグループに結合された。次いで、暴力団加入歴のあるグループは不安定な稼働歴の有無で分岐し、暴力団加入歴のないグループは本件時の飲酒の有無で分岐した。最後に、本件時の飲酒があるグループは本件時の凶器使用の有無で分岐し、本件時飲酒のないグループは痴情のもつれ・異性関係が犯行の動機であるかどうかで分岐した。最終的なグループ（「ターミナルノード」というが、本章では、以下「類型」という。）は計6つとなり、分岐条件から各類型を「暴力団・安定稼働」、「暴力団・不安定稼働」、「飲酒あり・凶器なし」、「飲酒あり・凶器あり」、「飲酒なし・痴情なし」、「飲酒なし・痴情あり」と命名した。暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の平均は、「暴力団・不安定稼働」類型が最も多く、次いで「飲酒あり・凶器なし」類型、「飲酒なし・痴情あり」類型の順であった。

(※10) 本研究で構築した決定木の相対リスクの推定値は4.36であり、分析のサンプル全体を表すルートノードの標準偏差が2.54であったことから、決定木のノード内の分散は、サンプルの実測値の分散の32.4%を説明していた。また、決定木分析ではサンプル以外のデータへの当てはまりが悪くなる過適合の問題が生じる場合があるが、10分割での交差検証による相対リスクの推定値は5.32であり、再代入による相対リスク推定値4.36との差は比較的小さく、本分析の結果は本研究のサンプルに限らず一般化可能性があると考えられた。

3-1-8図

暴力犯罪受刑者の決定木分析の結果



注 法務総合研究所の調査による。

上記各類型と、本節（３）で分析したクラスター分析によるグループとの関係は、**3-1-9表**のとおりである。特に暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多かった類型について見ると、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型は、いずれも約７割が「家庭外・機会的暴力」の要因を特徴とする第１クラスターに属していた。これに対し、「飲酒なし・痴情あり」類型は、75.0%が「問題早発等なし」及び「家庭内・反復的暴力」の要因を特徴とする第３クラスターに属していた。

3-1-9表

暴力犯罪受刑者の類型とクラスター分析によるグループとの関係

クラスター分析による暴力犯罪受刑者のグループ	決定木分析による暴力犯罪受刑者の類型					
	飲酒あり・凶器なし	飲酒あり・凶器あり	飲酒なし・痴情なし	飲酒なし・痴情あり	暴力団・安定稼働	暴力団・不安定稼働
第１クラスター	16 (66.7)	3 (21.4)	11 (13.9)	—	7 (70.0)	25 (67.6)
第２クラスター	5 (20.8)	4 (28.6)	18 (22.8)	3 (25.0)	1 (10.0)	8 (21.6)
第３クラスター	2 (8.3)	6 (42.9)	37 (46.8)	9 (75.0)	2 (20.0)	4 (10.8)
第４クラスター	1 (4.2)	1 (7.1)	13 (16.5)	—	—	—

注 １ 法務総合研究所の調査による。

２ () 内は、各類型ごとのクラスター別構成比である。

(5) 類型による暴力犯罪受刑者の基本的属性及び心理的特徴

基本的な属性を類型別に一覧にしたものは、**3-1-10表**のとおりである^(※11)。特に暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多かった類型について見ると、「暴力団・不安定稼働」類型では40歳以上の者が73.0%を占めるのに対し、「飲酒あり・凶器なし」類型及び「飲酒なし・痴情あり」類型では39歳以下の者がそれぞれ50.0%、66.7%を占めた。また、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型は入所度数5度以上の累入者がそれぞれ54.1%、29.2%を占める一方、「飲酒なし・痴情あり」類型は入所度数5度以上の累入者はおらず、入所度数1度の初入者が75.0%を占めた。さらに、「暴力団・不安定稼働」類型では、保護処分歴が有りの者が多く、65.7%を占め、教育程度も中学卒業以下の者が74.3%を占めた。なお、「暴力団・安定稼働」類型及び「暴力団・不安定稼働」類型は、過去の暴力団加入歴によりグループ化したものであるが、犯行時の暴力団加入状況で見ると、暴力団関係なしの者がそれぞれ40.0%、52.9%を占めた。

(※11) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。データ処理上、順序性のある変数でカテゴリ数が多すぎる場合には、隣接カテゴリを統合した上でカイ2乗検定を行い、同データ処理を経たなおクロス集計による各カテゴリの期待度数が5を下回るセルが全体の20%を超えていた場合は、カイ2乗検定は行わず、Fisherの正確確率検定を行った。

3-1-10表 暴力犯罪受刑者の類型別の属性等

属性等	区分	分	飲酒あり・凶器なし	飲酒あり・凶器あり	飲酒なし・痴情なし	飲酒なし・痴情あり	暴力団・安定稼働	暴力団・不安定稼働	χ ² 値
性別	男性	女性	24 (100.0)	12 (85.7)	▽ 65 (82.3)	11 (91.7)	10 (100.0)	△ 37 (100.0)	13.84*
	女性		—	2 (14.3)	△ 14 (17.7)	1 (8.3)	—	▽ —	
年齢層	29歳以下	30～39歳	5 (20.8)	6 (42.9)	△ 33 (41.8)	2 (16.7)	2 (20.0)	▽ { 2 (5.4)	20.19*
	40～49歳	50～64歳	7 (29.2)	2 (14.3)	△ 16 (20.3)	6 (50.0)	2 (20.0)	8 (21.6)	
	65歳以上		7 (29.2)	2 (14.3)	▽ 15 (19.0)	4 (33.3)	6 (60.0)	{ 10 (27.0)	
			4 (16.7)	4 (28.6)	▽ { 7 (8.9)	—	—	△ 11 (29.7)	
			1 (4.2)	—	8 (10.1)	—	—	6 (16.2)	
罪名	傷害	暴行・脅迫	15 (62.5)	10 (71.4)	50 (63.3)	7 (58.3)	9 (90.0)	19 (51.4)	5.78
	殺人	強盗	3 (12.5)	1 (7.1)	8 (10.1)	2 (16.7)	—	7 (18.9)	
	その他暴力犯罪		1 (4.2)	2 (14.3)	19 (24.1)	2 (16.7)	—	2 (5.4)	
			5 (20.8)	1 (7.1)	2 (2.5)	1 (8.3)	1 (10.0)	9 (24.3)	
入所度数	1度	2度	11 (45.8)	10 (71.4)	△ 62 (78.5)	9 (75.0)	4 (40.0)	▽ 5 (13.5)	48.70****
	3度	4度	3 (12.5)	2 (14.3)	{ 10 (12.7)	1 (8.3)	1 (10.0)	{ 3 (8.1)	
	5度以上		2 (8.3)	2 (14.3)	▽ 3 (3.8)	1 (8.3)	2 (20.0)	△ 6 (16.2)	
			1 (4.2)	—	2 (2.5)	1 (8.3)	1 (10.0)	3 (8.1)	
			7 (29.2)	—	2 (2.5)	—	2 (20.0)	{ 20 (54.1)	
暴力団加入状況	暴力団関係者	暴力団関係なし	▽ —	—	▽ —	—	△ 6 (60.0)	△ 16 (47.1)	73.51****
			△ 24 (100.0)	14 (100.0)	△ 76 (100.0)	12 (100.0)	▽ 4 (40.0)	▽ 18 (52.9)	
精神状況	精神障害あり	精神障害なし	3 (13.0)	2 (14.3)	13 (17.1)	1 (8.3)	1 (10.0)	1 (2.9)	4.63
			20 (87.0)	12 (85.7)	63 (82.9)	11 (91.7)	9 (90.0)	33 (97.1)	
能力検査値	79以下	80～89	8 (34.8)	4 (28.6)	20 (27.0)	4 (33.3)	2 (22.2)	13 (37.1)	11.15
	90～99	100以上	8 (34.8)	4 (28.6)	24 (32.4)	1 (8.3)	3 (33.3)	9 (25.7)	
			3 (13.0)	5 (35.7)	16 (21.6)	6 (50.0)	3 (33.3)	8 (22.9)	
			4 (17.4)	1 (7.1)	14 (18.9)	1 (8.3)	1 (11.1)	5 (14.3)	

属性等区分	飲酒あり・凶器なし	飲酒あり・凶器あり	飲酒なし・痴情なし	飲酒なし・痴情あり	暴力団・安定稼働	暴力団・不安定稼働	χ ² 値
居住状況	21 (87.5)	14 (100.0)	66 (86.8)	10 (83.3)	10 (100.0)	31 (88.6)	3.75
居住不定以外 居住不定	3 (12.5)	—	10 (13.2)	2 (16.7)	—	4 (11.4)	
就労状況	15 (62.5)	▽ 3 (21.4)	52 (65.8)	6 (50.0)	3 (30.0)	24 (66.7)	14.55*
無職・学生	9 (37.5)	△ 11 (78.6)	27 (34.2)	6 (50.0)	7 (70.0)	12 (33.3)	
教育程度	13 (54.2)	3 (21.4)	▽ { 16 (21.1)	4 (33.3)	△ { 6 (60.0)	△ { 26 (74.3)	25.54***
中学卒業以下	7 (29.2)	4 (28.6)	{ 24 (31.6)	2 (16.7)	{ 4 (40.0)	{ 5 (14.3)	
高校中退	1 (4.2)	6 (42.9)	{ 25 (32.9)	4 (33.3)	▽ { —	▽ { 4 (11.4)	
高校卒業	3 (12.5)	1 (7.1)	△ { 11 (14.5)	2 (16.7)	—	—	
大学進学							
婚姻状況	12 (50.0)	6 (42.9)	35 (46.1)	5 (41.7)	2 (20.0)	9 (25.7)	9.19
未婚	3 (12.5)	2 (14.3)	17 (22.4)	3 (25.0)	4 (40.0)	9 (25.7)	
配偶あり	9 (37.5)	6 (42.9)	24 (31.6)	4 (33.3)	4 (40.0)	17 (48.6)	
離婚							
保護処分歴	11 (45.8)	5 (35.7)	▽ 18 (23.7)	2 (16.7)	5 (50.0)	△ 23 (65.7)	21.71**
あり	13 (54.2)	9 (64.3)	△ 58 (76.3)	10 (83.3)	5 (50.0)	▽ 12 (34.3)	
なし							

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答の者を除く。

3 入所時の年齢による。

4 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加わっていた者及びこれに準ずる者をいう。

5 「精神状況」は、入所時の精神診断による。ただし、精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。

6 「能力検査値」は、入所時の知能指数による。ただし、検査不能の場合又は検査を実施しなかった場合を除く。

7 「居住状況」は犯行時による。ただし、来日外国人及び居住地が不詳の者を除く。

8 「就労状況」は犯行時による。ただし、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

9 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。

10 「教育程度」の「高校中退」は高校在学（1名）を含む。また、「大学進学」は大学在学、大学中退及び大学卒業をいう。

11 「婚姻状況」は、犯行時による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。

12 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 χ^2 検定による漸近有意確率である。なお、「性別」、「年齢層」、「暴力団加入状況」、「精神状況」、「能力検査値」、「居住状況」、「教育程度」及び「婚姻状況」について、Fisherの直接法による正確有意確率は、それぞれ、 $p < .01$, $p < .05$, $p < .001$, $p = .399$, $p = .785$, $p = .668$, $p < .001$ 及び $p = .494$ であった。

13 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す($p < .05$)。なお、「年齢層」、「罪名」、「入所度数」及び「教育程度」については、カテゴリを再編成した上で実施した。

14 () 内は、それぞれの類型の総数に占める構成比である。

質問紙調査により把握した心理的特徴を、類型別に一覧にしたものは、**3-1-11表**のとおりである^(※12)。「暴力団・不安定稼働」類型では、攻撃性の「全攻撃性」及び下位尺度のうち「短気」、「身体的攻撃」の平均値が「飲酒なし・痴情なし」類型より高かった。また、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型のアルコール使用障害リスクの平均値が「飲酒なし・痴情なし」類型及び「飲酒なし・痴情あり」類型より高く、「飲酒あり・凶器あり」類型のアルコール使用障害リスクの平均値が「飲酒なし・痴情なし」類型より高かった。アルコール使用障害リスクを測定する AUDIT については、国際的な基準では16点以上の場合に危険で有害な飲酒があるとされ、特に20点以上の場合にはアルコール依存症の診断的評価と治療のため専門家の紹介が必要であるとされるが、「暴力団・不安定稼働」、「飲酒あり・凶器なし」、「飲酒あり・凶器あり」の各類型における16点以上の者の占める比率はそれぞれ58.3%、68.2%、53.8%、20点以上の者の占める比率はそれぞれ52.8%、54.5%、30.8%であった。基本的性格傾向及び社会的自己制御については、類型間での有意な差は認められなかった。

なお、身柄拘束前の1年間で違法薬物等を使用したと回答した者の割合は、「暴力団・不安定稼働」類型（45.9%）が「飲酒あり・凶器なし」類型（16.7%）と比べて高く、「飲酒なし・痴情あり」類型では違法薬物等を使用した者はいなかった。また、これら違法薬物等を使用した「暴力団・不安定稼働」類型の者のうち、薬物乱用重症度が相当程度高く、集中治療が必要なレベルであるとされる者（DAST20得点11点以上）は4割以上を占めた。

(※12) 本研究においては、等分散性を仮定せず、Welch の補正による一元配置の分散分析を行い、有意であった項目につき Bonferroni の方法により多重比較を行った。

3-1-11表 暴力犯罪受刑者の類型別の心理的特徴

項 目	A：飲酒あり・凶器なし		B：飲酒あり・凶器あり		C：飲酒なし・痴情なし		D：飲酒なし・痴情あり		E：暴力団・安定稼働		F：暴力団・不安定稼働		F 値
	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	
パーソナリティ特性													
外向性	8.75 (2.31)	24	8.69 (2.95)	13	8.87 (2.53)	79	7.92 (2.87)	12	10.90 (2.38)	10	8.47 (2.88)	36	$F(5,38.33) = 1.76$
協調性	10.25 (1.94)	24	10.00 (2.04)	14	9.73 (2.31)	79	10.00 (2.09)	12	10.50 (2.01)	10	9.03 (2.31)	35	$F(5,40.05) = 1.26$
勤勉性	8.21 (1.72)	24	7.69 (1.89)	13	7.82 (2.24)	79	8.92 (1.00)	12	9.20 (2.82)	10	7.51 (2.33)	35	$F(5,41.06) = 2.55^*$
神経症傾向	8.70 (2.22)	23	8.57 (2.74)	14	7.95 (2.59)	78	7.67 (3.06)	12	7.44 (2.92)	9	8.74 (2.03)	35	$F(5,36.72) = 0.98$
開放性	8.96 (2.03)	23	9.00 (1.71)	14	9.11 (2.18)	79	9.00 (2.76)	12	10.20 (2.20)	10	8.06 (2.46)	33	$F(5,39.09) = 1.49$
BIS/BAS													
BIS(行動抑制系)	21.35 (4.22)	23	20.50 (4.09)	14	19.23 (4.86)	79	19.08 (4.06)	12	19.50 (3.98)	10	19.14 (3.91)	37	$F(5,40.06) = 1.09$
BAS(行動賦活系)	39.91 (7.04)	23	36.71 (5.50)	14	37.78 (6.23)	79	36.58 (6.95)	12	42.00 (7.69)	10	36.76 (7.06)	33	$F(5,38.50) = 1.25$
BAS(駆動)	12.67 (2.70)	24	11.21 (3.12)	14	11.75 (2.48)	79	11.92 (2.81)	12	13.30 (2.83)	10	11.14 (2.77)	36	$F(5,38.43) = 1.48$
BAS(報酬反応性)	15.96 (2.65)	23	14.86 (2.18)	14	15.46 (2.72)	79	14.67 (3.03)	12	17.10 (2.64)	10	15.32 (2.92)	34	$F(5,39.34) = 1.24$
BAS(刺激探求)	11.00 (2.83)	24	10.64 (1.50)	14	10.58 (2.36)	79	10.00 (2.04)	12	11.60 (3.03)	10	10.43 (2.86)	35	$F(5,40.23) = 0.52$
攻撃性													
全攻撃性	63.75 (12.56)	24	65.71 (9.37)	14	61.60 (13.67)	75	62.08 (7.33)	12	70.80 (15.10)	10	72.34 (11.31)	35	$F(5,41.48) = 4.34^{**}$ $F > C$
短気	15.13 (5.10)	24	16.14 (3.90)	14	13.43 (4.68)	79	13.83 (2.62)	12	17.00 (5.48)	10	17.92 (3.95)	36	$F(5,40.79) = 6.27^{***}$ $F > C$
敵意	17.54 (4.22)	24	17.71 (3.05)	14	17.31 (4.24)	77	17.50 (2.81)	12	18.30 (2.75)	10	18.39 (4.42)	36	$F(5,42.41) = 0.39$
身体的攻撃	15.88 (5.68)	24	16.29 (4.83)	14	15.60 (5.62)	78	15.58 (3.03)	12	18.50 (5.62)	10	20.00 (5.03)	35	$F(5,41.24) = 4.00^{**}$ $F > C$
言語的攻撃	15.21 (2.78)	24	15.57 (3.48)	14	15.47 (3.43)	78	15.17 (3.41)	12	17.00 (3.56)	10	16.28 (3.42)	36	$F(5,39.31) = 0.69$
社会的自己制御													
自己主張	44.70 (7.83)	23	43.43 (9.84)	14	44.82 (8.08)	77	42.17 (6.95)	12	46.70 (7.35)	10	43.40 (9.33)	35	$F(5,39.49) = 0.56$
持続的対処・根気	29.04 (4.87)	24	26.71 (4.75)	14	27.24 (5.19)	79	28.42 (4.94)	12	28.80 (6.20)	10	24.97 (5.83)	37	$F(5,39.38) = 1.94$
感情・欲求抑制	33.17 (6.40)	24	32.21 (6.04)	14	33.58 (6.17)	78	32.83 (5.37)	12	32.70 (5.31)	10	30.16 (6.30)	37	$F(5,40.09) = 1.46$
WHO-AUDIT	19.77 (10.23)	22	16.15 (7.72)	13	7.53 (7.26)	74	5.92 (5.81)	12	13.50 (12.39)	10	18.31 (11.23)	36	$F(5,37.92) = 11.75^{***}$ $F > C, F > D,$ $A > C, A > D,$ $B > C$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。***は $p < .01$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。
3 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。

4 調査結果のまとめ

前項までは、暴力犯罪受刑者に対する特別調査の結果を説明した。この項では、調査結果を通じて示唆される暴力犯罪受刑者の特性等や処遇上のニーズについて考察を加える。

(1) 暴力犯罪受刑者と他罪種の受刑者との比較

基本的属性については、暴力犯罪受刑者は他罪種の受刑者に比べ、累入者が少なかったことから、以下の罪種間の比較においては、この点に留意しつつ見ていく必要がある。

心理的特徴について調査したところ、男女とも、暴力犯罪受刑者は他罪種の受刑者に比べ、新しい経験を好み、自らの欲するものを得るため積極的な動きをするといった性格傾向が見られた。また、男性の暴力犯罪受刑者は他罪種の受刑者に比べ、人付き合いを好む一方、自己主張が強く協調性に欠け、短気で言動は攻撃的であり、問題飲酒のリスクも高い傾向が見られた。加えて、男性の暴力犯罪受刑者の4分の1は身柄拘束前1年間に違法薬物等を使用しており、医療的介入を要する重症度の者も一定数見られた。

基本的性格傾向については、個人のパーソナリティを捉える枠組みである Big Five のうち特に協調性の低さが他者への攻撃と比較的強い関連性を有することがメタ分析^(※13)によって明らかにされているが (Jones ら, 2011), 本研究においても、男性の暴力犯罪受刑者では他の罪種の者に比べて協調性が低かった。また、神経症傾向の高さや勤勉性の低さについては、協調性の低さとともに他者への攻撃との関連性が指摘されているものの、協調性の低さに比べて関連性が弱いこと、他者への攻撃だけでなく他の反社会的行動との関連があることも指摘されている。これを踏まえると、本研究は暴力犯罪受刑者との比較対象が窃盗や覚せい剤取締法違反といういずれも反社会的行動に及んだ受刑者であることから、罪種間の差異として現れなかった可能性も考えられる。暴力犯罪受刑者と窃盗事犯受刑者との間に見られた開放性や BAS (駆動) の差異については、先行研究において必ずしも一貫して攻撃等との関連が指摘されている要因ではなく、女性においては窃盗事犯者と覚せい剤事犯受刑者との間でも差が見られたことなども勘案すると、我が国の窃盗事犯者固有の特性や性差等を考慮した更なる分析の必要性が示唆される。

男性において、暴力犯罪受刑者が他の罪種に比べて高い攻撃性を示したことは、他害行為に

(※13) 研究論文のレビュー方法の一つであり、個々の研究の特徴をコード化した上、各研究の結果を効果量 (effect size) に変換してこれを従属変数とし、独立変数となる特徴との関係を量的に明らかにするものであり、多くの先行研究の知見を総合することができる。

より定義される暴力犯罪の性質上、極めて妥当な結果であるといえる。他方、女性において、暴力犯罪受刑者と他の罪種に攻撃性の差異が見られなかった点は、同じ暴力犯罪者であっても女性では8割以上が暴力犯罪での刑事処分回数の少ない類型に属するのに対し、男性ではその割合は約4割にとどまることから、そうした差異が結果に影響した可能性がある。怒りという攻撃性の感情的な面が暴力に関連すること（Birkley & Eckhardt, 2015；Chereji ら, 2012）、暴力犯罪者の再犯防止において怒りのコントロールが重要な介入要素の一つであること（Jolliffe & Farrington, 2007）は諸外国のメタ分析でも指摘されているが、男性の暴力犯罪受刑者は他の罪種の者に比べて攻撃性の下位尺度のうち短気の得点が高いという本研究の結果は、我が国においても同様の傾向が見られることを確認したものといえる。また、攻撃性の下位尺度のうち身体的攻撃を構成する項目を見ると、暴力もやむを得ないなど、いわゆる暴力肯定的な認知に関する項目を含んでおり、男性の暴力犯罪受刑者が他の罪種に比べて同下位尺度の得点が高かったことは、攻撃性の認知的側面での問題を示唆するものといえ、攻撃や暴力的な行動において認知の果たす役割の重要性を強調する先行研究の指摘と一致する結果であると考えられる（Gilbert ら, 2015；Chereji ら, 2012）。なお、先行研究において怒りと同じく暴力に関連するとされる敵意につき、本研究では、攻撃性の下位尺度のうち敵意のみで男性の暴力犯罪受刑者と他罪種の者との間で差が見られなかった。この点につき、同下位尺度を構成する項目を見ると、他者から嫌われているなど、いわゆる被害的な認知に関する項目を幅広く含んでおり、他の攻撃や暴力と直接的に結びつく項目とは若干の性質の差異があること、比較対象のうち男性の窃盗事犯受刑者の敵意が特に高かったことが結果に影響した可能性がある。実際に、本研究と同じBAQを暴力犯罪者に実施し、下位尺度の相関を調べた研究において、怒りや言語的攻撃は身体的攻撃と極めて高い相関を示すのに対し、敵意と身体的攻撃の相関は相対的に弱いものであったことが報告されている（Pettersen ら, 2018）。

アルコール使用障害のリスクについては、飲酒と暴力の関係が諸外国の様々な先行研究で明らかにされている（Foran ら, 2008；Haggard-Grann ら, 2005）。我が国の受刑者を対象とした研究部報告43「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」（法務総合研究所, 2010）においても、入所前の生活での飲酒量・頻度が多い者ほど家族や家族以外の者への暴力の経験が多いこと、本件が殺人、傷害、暴行等の受刑者は本件がその他の罪名の者と比べ本件時に飲酒していた者の割合が高く、これらの者において刑事施設収容前の生活における多量飲酒者が4割以上を占めることが示されている。本研究では、さらに一歩進んで、アルコール使用障害の医療分野で用いられる標準的ツールを用いて飲酒の問題性を把握した。

なお、一般的に多量飲酒者は多量飲酒者以外に比べて入所度数の平均が高いことを踏まえると（法務総合研究所，2010），初入者を多く含む本研究の暴力犯罪受刑者において，男性の暴力犯罪受刑者が他の罪種の者よりアルコール使用障害のリスク得点が高かったという本研究の結果は，暴力犯罪受刑者における問題飲酒の重要性をより明確に浮き彫りしたものと言える。また，男性の暴力犯罪受刑者の中に少なくない過去1年以内の違法薬物の使用者，中でも相当程度乱用の重症な者が含まれていたことは，アンフェタミン等違法薬物の多量使用が暴力のリスクを高めたとする先行研究の結果とも整合する（Haggard-Grann ら，2005）。

以上から，特に男性の暴力犯罪受刑者の処遇においては，攻撃性の感情的・認知的側面につき，怒りのコントロールや暴力肯定的認知の変容を通じて改善を図りつつ，対人接触を好みつつ協調性に欠けるという基本的性格傾向に由来した他者とのトラブルを回避できるよう，適切な自己主張のスキル等を身に付けさせることが特に重要であると考えられる。また，アルコール使用障害や薬物依存症への対応も視野に入れ，問題飲酒及び薬物乱用の重症度を把握することも有効であろう。

（2）暴力犯罪受刑者の類型別の比較

暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等について調査したところ，暴力犯罪受刑者はこれら要因に基づく幾つかのグループに分かれた。諸外国の先行研究においても，暴力犯罪者は一様な存在でなく，類型により処遇の要点等が異なってくることを指摘している（Serin ら，2000）。暴力犯罪者の分類に関連する理論として，他者への攻撃を，感情や衝動による反応的（reactive）で表出的（expressive）なものか，相手を傷付けること自体をゴールとせず目的達成の手段として用いる道具的（instrumental）なものかに大別する論があるが（McGuire，2008），本研究においても，特に「家庭外・機会的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第1クラスター）が表出的な攻撃に，「問題早発等なし」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第3クラスター）が道具的な攻撃にそれぞれ対応するような犯行態様を示し，両グループが異質のものとして識別された。

また，本研究において，「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第2クラスター）は，上記の表出的な攻撃に対応する犯行態様を示すようなグループ（第1クラスター）とは別のグループに分かれた点も注目すべきである。第1クラスターは，後述する暴力犯罪による刑事処分回数の多い類型に対応しており，第2クラスターがこれと異質のものとして識別されたという本研究の結果からは，小中学校という早期から粗暴・非粗暴な問題行

動を行ってきた者が、成人後に、必ずしも暴力犯罪による刑事処分の常習者となるわけではないことが示唆される。ただし、虐待等の早期逆境体験については、刑事施設から得られた情報に基づき分析しており、相対的に中高年の者が多くを占めるグループでは想起バイアスが生じている可能性もあることは注意を要する。

さらに、「家庭内・反復的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第4クラスター）に「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者も含まれたことは、被害者の死亡等を伴う児童虐待事件の受刑者において、18歳までの自身の被虐待など重度の逆境経験等を有する者が7割以上存在したとする先行研究（黒田ら，2018）の知見と符合するものといえる。

次に、暴力犯罪による刑事処分回数と暴力犯罪者の類型及びその心理的特徴について調査した結果、最も影響力の大きい要因は加入の時期や離脱の有無を問わない暴力団加入歴であった。また、その中でも、他に生計を維持するための職業を持ち、稼働する者は刑事処分回数が少なかった。近年、暴力団離脱者への多機関連携による就労支援等が行われているが（平成29年版犯罪白書）、本研究の結果はその必要性を裏付けるものと言える。諸外国の先行研究の中には、ギャング構成員は非構成員に比べ、受刑中の介入プログラムを受けない場合での出所後の暴力犯罪の再犯率が高く、介入プログラムを受けた場合の暴力犯罪の再犯率がより大きく減少するといった結果も見られるものの（Placido ら，2006）、一口にギャングと言っても、特定犯罪に専門化しないストリートギャングから、構成員を規律でコントロールし、これに従わない行動に制裁を加える組織的犯罪集団までその性質は多様であり（Decker & Pyrooz, 2013）、暴力団加入歴と再犯等との関係については、今後我が国固有の性質も踏まえ更なる調査研究を行っていく必要があるだろう。

また、問題飲酒と暴力犯罪の関係については、飲酒下、殺人、傷害、暴行等の犯行に及んだ者は、非飲酒下で犯行に及んだ者に比べ、直近の前科に係る罪名が同種の粗暴事犯である者が多いことがこれまでも指摘されているが（法務総合研究所，2010）、本研究では、直近の同種前科の有無にとどまらず、過去全ての暴力犯罪により刑事処分を受けた回数という連続的な指標で「飲酒あり・凶器なし」類型を中心に、飲酒の問題を抱えた暴力犯罪者が暴力犯罪を繰り返していることを示した。特に、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多い「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型で、重症度の高い問題飲酒者が相当な割合を占めた点は、刑事施設での処遇を考える上で大きな意味を持つ。また、過去1年以内の違法薬物の使用者が「暴力団・不安定稼働」類型で半数近いのに対し、次に暴力犯罪による刑事処分回

数の多い「飲酒あり・凶器なし」類型では2割に満たないことは、暴力犯罪と違法薬物使用の関連が単純なものではなく、暴力団加入歴が媒介要因として作用している可能性を示唆する。入所受刑者のうち、罪名が覚せい剤取締法違反の者が、暴力団関係者では過半数を占め、非関係者では4人に1人であるのに比べて大幅に高いこと（平成30年版犯罪白書）からうかがわれるように、我が国において暴力団と覚せい剤との間には密接な関連がある。前回罪名が傷害・暴行である再入受刑者の再入罪名で、覚せい剤取締法違反が一定の割合を占めること（2-3-18図参照）を勘案すると、「暴力団・不安定稼働」類型の者のうち、薬物乱用の重症度が高いと認められる者については、暴力犯罪のみならず、覚せい剤取締法違反等の再犯を防止するための指導等についても併せて実施することが有益であろう。

さらに、同じく暴力犯罪による刑事処分回数が多い類型でも、「飲酒なし・痴情あり」類型は、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型と異なり、他の類型との間で攻撃性の感情的・認知的な側面や問題飲酒について有意差が見出されなかった。この結果から、「飲酒なし・痴情あり」類型には、今回調査した特性等以外の処遇ニーズに関わる特性等があることが示唆される。なお、本研究で調査した攻撃性は、その対象を限定していない。一方、配偶者暴力防止法違反により入所した受刑者を対象とした調査では、本件DV行為に関して、治療を要するような暴力被害の存在と被害者のみに問題があると考ええる意識には有意な関連があることが示されている（法務総合研究所，2008）。また、親密な相手に対する暴力（Intimate Partner Violence：IPV）に及ぶ犯罪者では、被害者を責める傾向が自尊心の低さや抑うつ症状の影響を受けていることや（Lilaら，2013）、抑うつなどの負の感情の高さが暴力に関連することが先行研究で指摘されており（Birkley & Eckhardt，2015）、これらの点も踏まえると、今後は、DV等の（元）親密な相手への暴力に及ぶ者について、全般的な攻撃性の感情面・認知面や精神障害の有無のみならず、親密な人間関係で生じる暴力固有の認知とそれに影響を与える抑うつ症状等の要因についてさらに調査し、処遇ニーズに関わる特性等を明らかにしていくことが望まれる。

一方、本研究では幾つかの点に留意が必要である。第一に、類型のうち暴力犯罪による刑事処分回数が最も少なかった「飲酒なし・痴情なし」類型が、暴力犯罪受刑者全体の4割以上を占めていた。これは、問題性の比較的軽いと考えられる類型に当てはまる受刑者が多数を占める一方、上述のような特別な介入のニーズを持った類型に当てはまる受刑者は比較的少数であるということであり、裏を返せば処遇プログラム等による介入に当たり、特に受講が必要な受刑者の見極めが重要であることを物語っている。第二に、こうした類型間の差異は、あくまで

暴力犯罪受刑者内でのものであるという点である。例えば、3-1-11表に示した「飲酒なし・痴情なし」類型の攻撃性の下位尺度のうち身体的攻撃は、「暴力団・不安定稼働」類型に比べれば低いものの、窃盗事犯受刑者の身体的攻撃よりも高い。他の罪種と比較したベースとして暴力犯罪受刑者の特徴があり、その中のサブタイプとして、これまで述べてきたような様々な心理的特徴があることを忘れてはならず、怒りのコントロールや認知スキルのトレーニングが広く暴力犯罪者全体への介入の要素として効果的であることを示すメタ分析があることも、十分踏まえておくべきであろう (Jolliffe & Farrington, 2007)。第三に、本研究の限界として、今回の類型はあくまで過去の刑事処分回数の多寡に基づき分析を行っている点である。過去の刑事処分は、出所後の再犯リスクに関わる一つの要因ではあるが、将来的には、前向きな追跡調査により再犯の有無と諸要因との関係を検証することが望ましい。

(3) 小括

以上のとおり、本研究により、暴力犯罪受刑者は他の罪種の者と異なる特徴を有しており、かつ、暴力犯罪受刑者も一様な存在でなく、類型に応じて介入すべき心理的特徴に差異があることが明らかになった。我が国の刑事施設で実施されている暴力犯罪受刑者に対する介入プログラム（詳細は第4章参照）において、類型ごとの暴力犯罪受刑者の特徴に応じて、いかに介入の力点を調整していくかという点や、あるいは同プログラム外でいかに暴力団離脱者に対する就労支援を行い、アルコール使用障害や薬物依存症の治療につなげるかといった点が、処遇の効果を高め、再犯防止に資するための鍵となると考えられる。

第2節 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査

1 調査対象者及び方法

全国の保護観察所（50庁）において、平成25年中に保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者のうち、本件処分に係る刑の主たる罪名が傷害，暴行，脅迫，殺人，強盗等である者（以下、「暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者」という。）について、犯行の態様や保護観察終了時の状況等の情報につき、保護観察官が事件記録に基づいて記入する方法により調査した。また、保護観察を終了した事由が死亡による場合（19人）は、分析から除外した。

以上の結果、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者439人（男性400人，女性39人）が本研究における分析の対象となった。

2 調査内容

調査対象者について、保護観察所において把握している情報のうち、罪名，保護観察開始時の精神状況・居住状況・就労状況，教育程度，本件時の婚姻状況等の基本的属性，類型別処遇（第4章第2節参照）における類型「家庭内暴力」の認定の有無，本件時の状況や非行歴（調査項目の詳細は3-2-3表を参照），保護観察を終了した事由及び保護観察期間中の再犯の有無等について調査した。さらに、保護観察開始以前の暴力犯罪等に係る刑事処分歴について、法務総合研究所職員により、刑事確定記録等を参照し、調査票にデータを入力する方法で調査した。

3 調査の結果

調査の結果については、以下のとおりである。

（1）暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の基本的属性

分析対象者の年齢層及び罪名を男女別に見たものは3-2-1表のとおりである。分析対象者全体の保護観察に付された日の年齢は19歳から78歳であり、平均年齢について男性は37.4歳，女性は34.9歳であった。年齢層については、男女共に29歳以下の年齢層が約4割を占める一方，男性では，女性に比して50歳以上64歳以下及び65歳以上の年齢層が多い。罪名については，男女共に傷害が過半数を占めているが，男性では次いで強盗が多いのに対し，女性では次いで殺人が多く，女性全体の2割以上を占めている。

3-2-1表

調査対象者の年齢層・罪名別人員（男女別）

属 性 等 区 分				総 数	男 性	女 性
年 齢 層	29 歳 以 下			174 (39.6)	159 (39.8)	15 (38.5)
	30 ～ 39 歳			93 (21.2)	83 (20.8)	10 (25.6)
	40 ～ 49 歳			79 (18.0)	69 (17.3)	10 (25.6)
	50 ～ 64 歳			73 (16.6)	69 (17.3)	4 (10.3)
	65 歳 以 上			20 (4.6)	20 (5.0)	—
罪 名	公 務 執 行 妨 害			23 (5.2)	23 (5.8)	—
	殺 人			23 (5.2)	14 (3.5)	9 (23.1)
	傷 害			252 (57.4)	232 (58.0)	20 (51.3)
	暴 行			32 (7.3)	30 (7.5)	2 (5.1)
	脅 迫			19 (4.3)	17 (4.3)	2 (5.1)
	強 盗			48 (10.9)	43 (10.8)	5 (12.8)
	暴力行為等処罰法			29 (6.6)	28 (7.0)	1 (2.6)
	そ の 他 暴 力 犯 罪			13 (3.0)	13 (3.3)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、それぞれの区分における構成比である。

保護観察終了事由等について、再犯若しくは遵守事項違反により保護観察付全部執行猶予を取り消され（余罪による場合を除く。）、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者（以下、「取消・再処分ありの者」という。）は127人（28.9%）、これらに該当しない者（以下、「取消・再処分なしの者」という。）は312人（71.1%）であった。

属性等を取消・再処分の有無別に一覧にしたものは、**3-2-2表**のとおりである^(※1)。特に取消・再処分ありの者と取消・再処分なしの者との間に有意な差が認められた項目として、取消・再処分ありの者では、保護観察開始時までの薬物使用「該当あり」、本件時以外の問題飲酒「あり」、類型「家庭内暴力（DV）」は「認定あり」の者の占める割合が高く、保護処分歴、暴力非行での保護処分歴、過去の保護処分取消歴という非行歴の項目ではいずれも該当なしの者の占める割合が低かった。他方、前科に関する項目では、取消・再処分ありの者と取消・再処分なしの者との間に顕著な差は見られなかった。

(※1) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。

3-2-2表

調査対象者の属性等（取消・再処分の有無別）

① 属性等

属 性 等 区 分				取消・再処分あり	取消・再処分なし	χ^2 値
性 別	男 女	性 性		119 (93.7)	281 (90.1)	1.47
				8 (6.3)	31 (9.9)	
年 齢 層	29 歳 以 下			54 (42.5)	120 (38.5)	2.92
	30 ～ 39 歳			29 (22.8)	64 (20.5)	
	40 ～ 49 歳			21 (16.5)	58 (18.6)	
	50 ～ 64 歳			16 (12.6)	57 (18.3)	
	65 歳 以 上			7 (5.5)	13 (4.2)	
罪 名	傷 害 ・ 暴 行 殺 人 強 盗 そ の 他 の 暴 力 犯 罪			90 (70.9)	194 (62.2)	3.69
				4 (3.1)	19 (6.1)	
				13 (10.2)	35 (11.2)	
				20 (15.7)	64 (20.5)	
不 良 集 団	暴 力 団 体 地 域 不 良 集 団 等 不 良 集 団 関 係 な し			8 (6.5)	25 (8.3)	0.51
				9 (7.3)	25 (8.3)	
				106 (86.2)	253 (83.5)	
薬 物 使 用	薬 物 使 用 あ り 薬 物 使 用 な し			△ 27 (21.4)	▽ 32 (10.3)	9.61**
				▽ 99 (78.6)	△ 280 (89.7)	
精 神 状 況	精 神 障 害 あ り 精 神 障 害 な し			27 (22.1)	68 (22.6)	0.01
				95 (77.9)	233 (77.4)	
居 住 状 況	単 身 居 住 配 偶 者 ・ 親 族 と 同 居 更 生 保 護 施 設 等 ・ そ の 他			39 (30.7)	84 (26.9)	0.64
				78 (61.4)	202 (64.7)	
				10 (7.9)	26 (8.3)	
就 労 状 況	有 職 無 職			57 (46.3)	153 (50.0)	0.47
				66 (53.7)	153 (50.0)	
教 育 程 度	中 学 卒 業 等 高 校 中 退 高 校 卒 業 大 学 進 学			50 (39.7)	102 (32.8)	7.76
				39 (31.0)	80 (25.7)	
				30 (23.8)	87 (28.0)	
				7 (5.6)	42 (13.5)	
婚 姻 状 況	未 婚 有 配 偶 者 離 死 別			48 (38.7)	121 (39.5)	2.21
				31 (25.0)	94 (30.7)	
				45 (36.3)	91 (29.7)	
本件時以外の問題飲酒	あ り な し			△ 40 (33.6)	▽ 66 (22.1)	5.90*
				▽ 79 (66.4)	△ 232 (77.9)	
類型「家庭内暴力」 (児 童 虐 待)	認 定 あ り 認 定 な し			2 (1.6)	9 (2.9)	0.63
				125 (98.4)	303 (97.1)	
(D V)	認 定 あ り 認 定 な し			△ 13 (10.2)	▽ 15 (4.8)	4.45*
				▽ 114 (89.8)	△ 297 (95.2)	
(その他家庭内暴力)	認 定 あ り 認 定 な し			12 (9.4)	23 (7.4)	0.53
				115 (90.6)	289 (92.6)	

② 非行歴

非 行 歴 区 分	取消・再処分あり	取消・再処分なし	χ^2 値
保 護 処 分 歴			
少年院送致あり	△ 29 (23.8)	▽ 40 (13.3)	20.87***
保護観察処分あり	24 (19.7)	37 (12.3)	
その他保護処分あり	△ 12 (9.8)	▽ 13 (4.3)	
保護処分歴なし	▽ 57 (46.7)	△ 210 (70.0)	
暴力非行での保護処分歴			
該 当 あ り	△ 23 (19.2)	▽ 31 (10.4)	5.84*
該 当 な し	▽ 97 (80.8)	△ 267 (89.6)	
過去の保護処分取消歴			
該 当 あ り	△ 22 (18.3)	▽ 24 (8.2)	8.77**
該 当 な し	▽ 98 (81.7)	△ 268 (91.8)	

③ 前科

前 科 区 分	取消・再処分あり	取消・再処分なし	χ^2 値
罰 金 前 科			
2 回 以 上	26 (20.6)	50 (16.0)	1.36
1 回	19 (15.1)	52 (16.7)	
な し	81 (64.3)	210 (67.3)	
罰 金 前 科 (暴 力 犯 罪)			
2 回 以 上	15 (11.9)	17 (5.4)	5.56
1 回	17 (13.5)	43 (13.8)	
な し	94 (74.6)	252 (80.8)	
自 由 刑 前 科			
2 回 以 上	15 (11.8)	24 (7.7)	5.27
1 回	30 (23.6)	53 (17.0)	
な し	82 (64.6)	235 (75.3)	
自 由 刑 前 科 (暴 力 犯 罪)			
あ り	20 (15.7)	31 (9.9)	2.97
な し	107 (84.3)	281 (90.1)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。
3 保護観察に付された日の年齢による。
4 「不良集団」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始したときまでに交渉があったと認められる不良集団をいう。ただし、不良集団関係が不詳の者を除く。
5 「不良集団」の「暴力団」は、暴力団対策法に規定する指定暴力団等をいう。
6 「薬物使用」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始時まで使用していたと認められる薬物等をいう。ただし、薬物使用状況が不詳の者を除く。
7 「精神状況」の「精神障害あり」は、保護観察開始時に調査した各種資料により明らかな場合をいう。ただし、精神状況が不詳の者を除く。
8 「居住状況」は保護観察開始時による。また、「その他」は、知人宅、病院等をいう。
9 「就労状況」は保護観察開始時により、「有職等」は学生・生徒及び家事従事者を含む。ただし、就労状況が不詳の者を除く。
10 「教育程度」は、保護観察開始時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。
11 「教育程度」の「高校中退」は高校在学（3名）を含み、「大学進学」は、大学在学、大学中退、大学卒業をいう。
12 「婚姻状況」は、犯行時により、内縁関係を含む。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。
13 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。また、 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
14 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p < .05$ ）。
15 () 内は、各総数に占める構成比である。

(2) 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の犯行態様や背景事情等の要因の分類

次に、分析対象者の犯行態様等の諸要因の関連について、前節の暴力犯罪受刑者に対する調査と同じく、多重対応分析^(※2)を用いて探索的に検討した。

本研究において調査した暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の犯行態様や背景事情等の要因は3-2-3表のとおりであり、これら30変数を使用して分析を行った。

(※2) 本章第1節の脚注3参照。

3-2-3表

多重対応分析における変数一覧

① 本件時の状況等を表す変数（13変数）

本件の動機（怒り、虐待・折檻、痴情・異性関係、金銭的な利欲、共犯追従、不満・憂さ晴らし）、本件時の飲酒の有無、本件における共犯の有無、本件での凶器の使用、本件における被害者との関係、本件による被害者の負傷の程度、本件の計画性の有無、本件までの被害者に対する日常的な暴力の有無

② 非行歴に関する変数（3変数）

保護処分歴、暴力非行での保護処分歴、過去の保護処分取消歴

③ 属性等に関する変数（14変数）

性別、保護観察に付された日の年齢（層）、罪名、不良集団関係、薬物使用関係、保護観察開始時の精神状況、保護観察開始時の居住状況、保護観察開始時の就労状況、教育程度、犯行時の婚姻状況、本件時以外の問題飲酒の有無、類型「家庭内暴力」（児童虐待、DV、その他家庭内暴力）

分析の結果を3-2-4図に示した^(※3)。横軸の第1次元は右側に「児童虐待」、「DV」、「その他家庭内暴力」といった類型「家庭内暴力」の「認定あり」やこれに対応する被害者及び動機、「日常暴力あり」などの要素が配置され、左側には罪名「強盗」や動機として「金銭利欲あり」、「共犯追従あり」や「怒りなし」が、被害者として「面識なし」、態様として「日常暴力なし」などの要素が配置された。他者への攻撃は、金銭入手等目的達成の手段として用いられる道具的な攻撃と、怒りの感情等に基づく反動的・表出的攻撃に分けられるとする理論がある^(※4)。これらのことから、第1次元を「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と解釈した。縦軸の第2次元は下方向に「保護処分取消歴あり」や「暴力犯罪保護処分歴あり」等の非行歴や、不良集団関係に関する要素が配置された。一方、上方向には、「保護処分歴なし」とともに、少年時の適応の良さをうかがわせる「高校卒業」の教育程度、犯罪性が進んでいないことをうかがわせる保護観察に付された日の年齢が「50歳-64歳」及び「65歳以上」といった要素が配置された^(※5)。これらのことから、第2次元を「非行・不良集団関係なし／あり」と解釈した。

(※3) 多重対応分析の結果、固有値は第1次元が3.93（イナーシャ0.13）、第2次元が3.39（イナーシャ0.11）で、サンプルの分散の24.4%を説明しており、解釈可能性から2次元での解釈が妥当であると判断した。

(※4) 詳細は本章第1節4項（2）を参照。

(※5) 縦軸の第2次元の上方向には、「殺人」や「強盗」の罪名も配置されている。本研究では本件の細かな犯情までは把握していないが、一般的に過去の犯罪歴や不良集団関係等を有しながら重罪に及ぶ者はより社会内更生が期待しづらく、こうした要素の考慮がひいては執行猶予の判断に消極に作用することを勧告すると（小池，2015）、本調査の分析対象者において保護観察付全部執行猶予という判断がなされ、重罪であってもなお服役とならない背景には「非行・不良集団関係なし」を特徴付けるような何らかの情状が存在し、それが「殺人」や「強盗」の罪名として縦軸の第2次元の上方向に現れた可能性が考えられる。

非行・不良集団関係なし\あり



– 69 –

以上から、暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因は、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「非行・不良集団関係なし／あり」の二次元により特徴付けられることが分かった。続けて、これら要因の関連に基づき分析対象者のグループ化を行うため、階層クラスター分析^(※6)を行って、分析対象者を複数のグループ（「クラスター」という。）に分類した^(※7)。分析の結果、4つのクラスターが見出された。3-2-5図にクラスター別に見た分析対象者の配置を示した。3-2-4図における犯行態様等の要因の配置と対応する各クラスターの特徴は、以下のとおりである。

第1クラスターは、「家庭外・道具的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、金銭利欲に基づく強盗事案である、怒りの感情を伴わない、被害者との面識がない、共犯者がいるといった特徴が見られる。背景事情としては、29歳以下の若年者であるなどの点が特徴である。

第2クラスターは、「非行・不良集団関係なし」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、結果の重大な殺人から身体的な負傷を伴わない暴行や脅迫まで幅広い特徴が見られる。背景事情としては、女性を含み、高校卒業、単身居住、50歳以上64歳以下及び65歳以上の者などの点が特徴である。

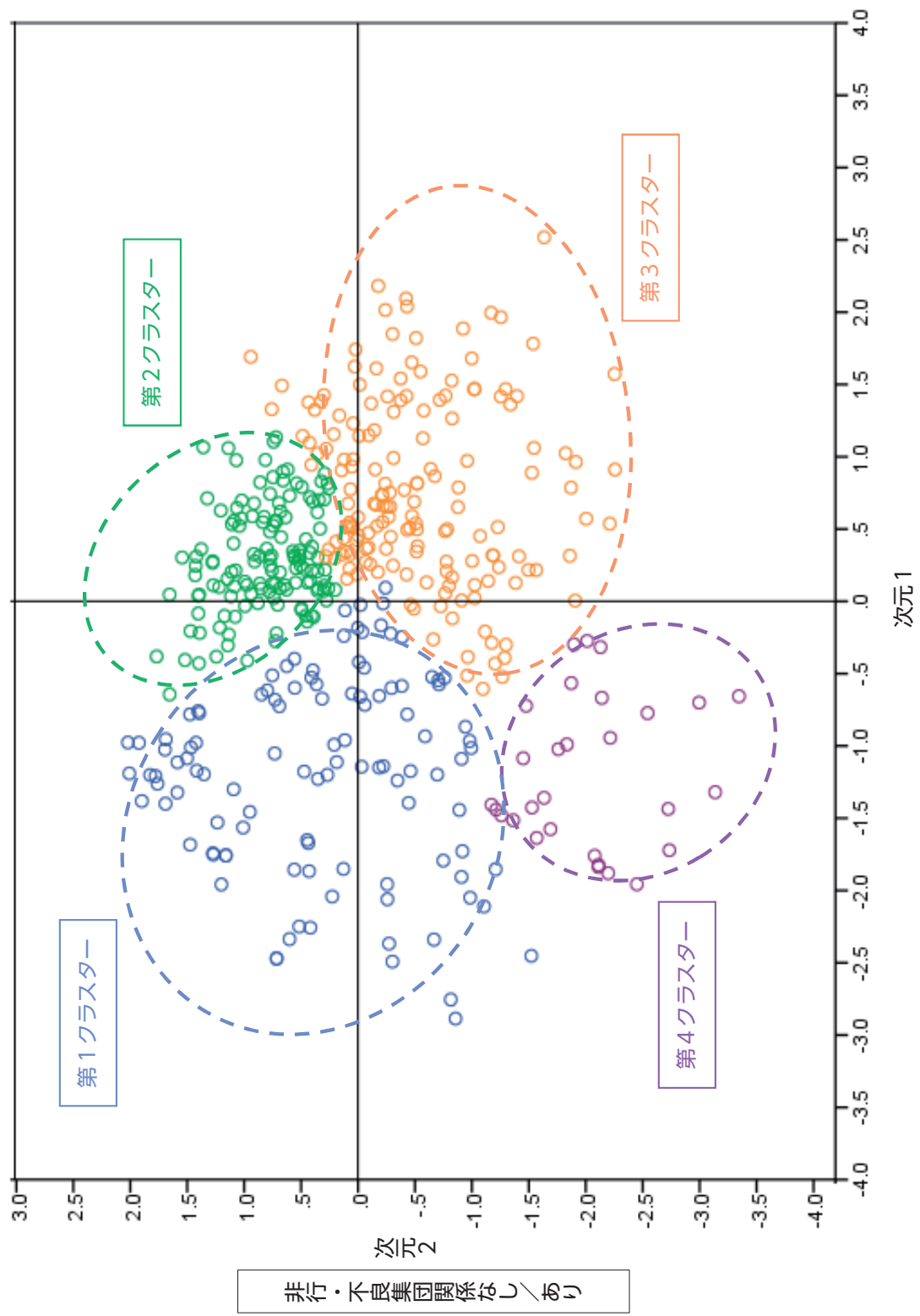
第3クラスターは、「家庭内・表出的暴力」及び「非行・不良集団関係あり」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、動機として怒りを伴う、保護者として監護する児童や同居の親兄弟等親族・配偶者を被害者とする、日常的な暴力の延長線上としてなされた犯行である、本件時の飲酒がある、全治1か月以上の負傷を負わせるような傷害であるといった特徴が見られる。背景事情としては、本件時以外にも問題飲酒がある、覚せい剤の使用があるなどの点が特徴である。

第4クラスターは、「非行・不良集団関係あり」及び「家庭外・道具的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、第1クラスターと同様に、共犯への追従を伴うといった特徴が見られるが、背景事情としては、地域不良集団との関係がある、少年時に暴力犯罪で保護処分となった経験や、保護処分の取消しを受けた経験を有するなどの点で際立った特徴が見られる。

(※6) 本章第1節の脚注6参照。

(※7) 本研究においては、多重対応分析により得られた分析対象者一人一人のオブジェクトスコア（第1次元及び第2次元の得点）を用いて、Ward法によりクラスター分析を行った。分析の結果、解釈可能性から4つのクラスター抽出が妥当であると判断した。

3-2-5図 調査対象者のクラスター分析の結果



家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力

注 法務総合研究所の調査による。

(3) 取消・再処分の有無と犯行態様や背景事情等による類型化

暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因から、暴力犯罪受刑者同様、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者も幾つかのグループに分類できることが分かったが、これらのグループを特徴付ける諸要因のうち、いずれが特に取消・再処分の有無と強く結びついている要因なのかは上記分析からは判断できない。そこで、次に決定木分析^(※8)を用いて、分析対象者の犯行態様や背景事情等の特徴と取消・再処分の有無との関連について探索的に検討を行った^(※9)。

分析の結果は、3-2-6図のとおりである^(※10)。分析の結果、保護処分歴の有無が取消・再処分の有無を分ける最初の要因として選択された。なお、元々の投入変数である少年院送致や保護観察処分といった処分の種別による分岐はなく、全ての保護処分歴が同一のグループに結合された。次いで、保護処分歴のないグループは本件での凶器の使用の有無で分岐し、本件時の凶器の使用がないグループは本件時以外の問題飲酒の有無で分岐した。一方、保護処分歴のあるグループは本件までの日常的な暴力の有無で分岐し、日常的な暴力のないグループはさらに本件被害者との面識の有無で分岐した。最終的な類型は計6つとなり、分岐条件から各類型を「遅発・凶器なし・問題飲酒なし」、「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」、「遅発・凶器あり」、「早発・単発・面識なし」、「早発・単発・面識あり」、「早発・日常暴力あり」と命名した。取消・再処分ありの者の占める比率は、「早発・日常暴力あり」類型が最も高く、次いで「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型、「早発・単発・面識なし」類型の順であった。

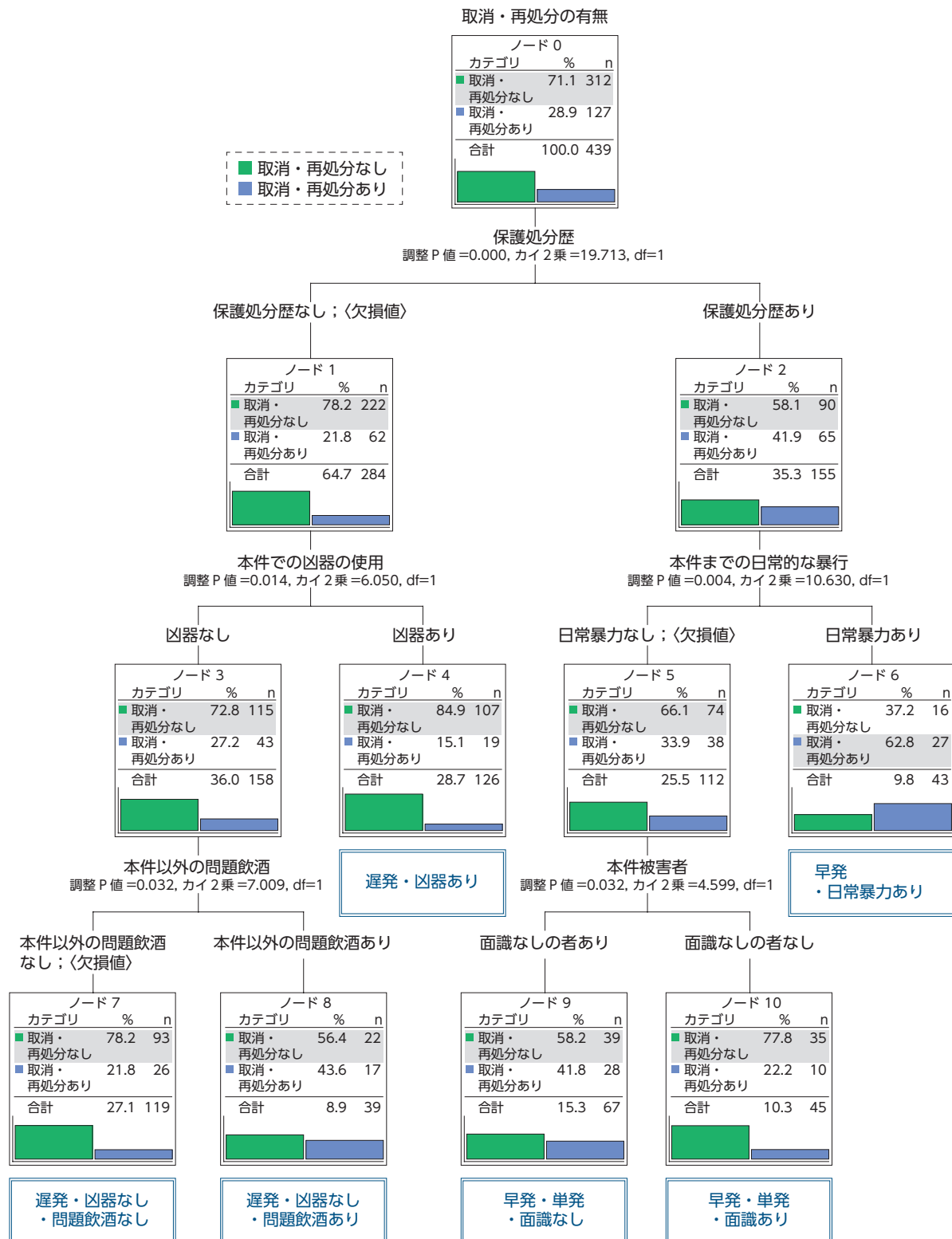
(※8) 本章第1節の脚注8参照。

(※9) 本研究における決定木の構築には、Exhaustive CHAIDを用いた。独立変数として多重対応分析と同じ30変数及び罰金前科・自由刑前科を投入し、分岐条件基準としてツリーの深さを最大3、最小ケース数を親ノード（分岐前）は60、子ノード（分岐後）は30とし、有意水準は両側5%として分析を行った。分析には、IBM SPSS Decision Trees18.0を使用した。

(※10) 本研究で構築した決定木について、モデルの適合度を見るためにROC分析を行った結果、AUC = 0.69であり、分類がランダムになされる場合（AUC = 0.5）と比較すると有意に値が大きかった（ $p < .001$ ）。また、10分割での交差検証による相対リスクの推定値は0.26であり、再代入による相対リスク推定値0.27との差は小さく、本分析の結果は本研究のサンプルに限らず一般化可能性があると考えられた。

3-2-6図

調査対象者の決定木分析の結果



注 法務総合研究所の調査による。

上記各類型と、本節（３）で分析した各クラスターとの関係は、**3-2-7表**のとおりである。特に取消・再処分ありの者の占める比率の高かった類型について見ると、「早発・日常暴力あり」類型はその９割以上、「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型も約６割が、「家庭内・表出的暴力」及び「非行・不良集団関係あり」を特徴とする第３クラスターに属していた。一方、「早発・単発・面識なし」類型は４割以上が「家庭外・道具的暴力」を特徴とする第１クラスターに属していた。

3-2-7表

調査対象者の類型とクラスター分析によるグループとの関係

クラスター分析による調査対象者のグループ	決定木分析による調査対象者の類型					
	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器あり	早発・単発・面識なし	早発・単発・面識あり	早発・日常暴力あり
第１クラスター	28 (23.5)	1 (2.6)	38 (30.2)	30 (44.8)	13 (28.9)	—
第２クラスター	58 (48.7)	15 (38.5)	56 (44.4)	3 (4.5)	3 (6.7)	—
第３クラスター	33 (27.7)	23 (59.0)	30 (23.8)	18 (26.9)	22 (48.9)	39 (90.7)
第４クラスター	—	—	2 (1.6)	16 (23.9)	7 (15.6)	4 (9.3)

注 １ 法務総合研究所の調査による。

２ () 内は、各類型ごとのクラスター別構成比である。

(4) 類型による暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の基本的属性等

基本的な属性等を類型別に一覧にしたものは、3-2-8表のとおりである^(※11)。特に取消・再処分ありの者の占める比率の高かった類型について見ると、「早発・日常暴力あり」類型は「30歳以上39歳以下」の年齢層が多く、罪名は9割以上が「傷害・暴行」で「殺人」や「強盗」はいなかった。「早発・単発・面識なし」類型は「29歳以下」の年齢層が多く、暴力団や地域不良集団等と関係する者が3割以上を占めた。これら2つの類型は、薬物使用ありの者や高校中退の者が多いという点では共通する一方、保護観察処遇における類型「家庭内暴力」の認定に関しては差が認められ、「早発・日常暴力あり」類型ではDV又は親兄弟等の親族への暴力により認定を受けた者が合わせて約6割に上ったのに対し、「早発・単発・面識なし」類型では、類型「家庭内暴力」の認定を受けた者はわずか1.5%であった。また、「早発・日常暴力あり」類型は39歳以下の者が合わせて8割以上と若年者が多いにもかかわらず暴力犯罪による自由刑前科を有する者が多かった。「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型は上記2類型と異なり、「29歳以下」の年齢層はわずか2.6%であり、「30歳以上39歳以下」及び「40歳以上49歳以下」の年齢層が多かった。また、罪名が「殺人」や「強盗」である者はおらず、暴力団や地域不良集団等と関係する者もほとんどいなかった。また、保護処分歴がない一方で、罰金前科及び自由刑前科（いずれも暴力犯罪によるもののみに限定した場合も含む）のある者が多かった。

(※11) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。データ処理上、順序性等のある変数でカテゴリ数が多すぎる場合には、隣接カテゴリを統合した上でカイ2乗検定を行い、同データ処理を経てなおクロス集計による各カテゴリの期待度数が5を下回るセルが全体の20%を超えていた場合は、カイ2乗検定は行わず、Fisherの正確確率検定を行った。

3-2-8表 調査対象者の類型別の属性等

① 属性等

属性等	区分	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器あり	早発・単発・面識なし	早発・単発・面識あり	早発・日常暴力あり	χ ² 値
性別	男性	▽ 102 (85.7)	38 (97.4)	110 (87.3)	65 (97.0)	44 (97.8)	41 (95.3)	14.78*
	女性	△ 17 (14.3)	1 (2.6)	16 (12.7)	2 (3.0)	1 (2.2)	2 (4.7)	
年齢層	29歳以下	43 (36.1)	▽ 1 (2.6)	▽ 30 (23.8)	△ 47 (70.1)	△ 31 (68.9)	22 (51.2)	106.22***
	30～39歳	25 (21.0)	△ 16 (41.0)	25 (19.8)	9 (13.4)	▽ 3 (6.7)	△ 15 (34.9)	
	40～49歳	27 (22.7)	△ 12 (30.8)	26 (20.6)	▽ 5 (7.5)	5 (11.1)	4 (9.3)	
	50～64歳	20 (16.8)	9 (23.1)	△ 33 (26.2)	▽ 5 (7.5)	5 (11.1)	▽ 1 (2.3)	
	65歳以上	4 (3.4)	1 (2.6)	△ 12 (9.5)	1 (1.5)	1 (2.2)	1 (2.3)	
罪名	傷害・暴行	83 (69.7)	30 (76.9)	▽ 54 (42.9)	43 (64.2)	35 (77.8)	△ 39 (90.7)	71.39***
	殺害	▽ { 3 (2.5)	▽ { —	△ { 17 (13.5)	1 (1.5)	2 (4.4)	▽ { —	
	強盗	6 (5.0)		28 (22.2)	12 (17.9)	2 (4.4)		
	その他の暴力犯罪	27 (22.7)	9 (23.1)	27 (21.4)	11 (16.4)	6 (13.3)	4 (9.3)	
不良集団	暴力団	▽ { 5 (4.3)	▽ { 1 (2.7)	▽ { 6 (4.8)	9 (14.5)	△ { 5 (11.6)	7 (16.7)	44.32***
	地域不良集団等	4 (3.4)	▽ { —	5 (4.0)	12 (19.4)	10 (23.3)	3 (7.1)	
	不良集団関係なし	△ 107 (92.2)	△ 36 (97.3)	△ 115 (91.3)	▽ 41 (66.1)	▽ 28 (65.1)	32 (76.2)	
薬物使用	薬物使用あり	▽ 5 (4.2)	9 (23.1)	▽ 6 (4.8)	△ 15 (22.7)	△ 14 (31.1)	△ 10 (23.3)	40.46***
	薬物使用なし	△ 114 (95.8)	30 (76.9)	△ 120 (95.2)	▽ 51 (77.3)	▽ 31 (68.9)	▽ 33 (76.7)	
精神状況	精神障害あり	27 (23.5)	8 (22.2)	36 (29.3)	9 (14.1)	8 (18.6)	7 (16.7)	7.11
	精神障害なし	88 (76.5)	28 (77.8)	87 (70.7)	55 (85.9)	35 (81.4)	35 (83.3)	
居住状況	単身居住	37 (31.1)	7 (17.9)	42 (33.3)	14 (20.9)	9 (20.0)	14 (32.6)	16.50
	配偶者・親族と同居	76 (63.9)	30 (76.9)	68 (54.0)	46 (68.7)	32 (71.1)	28 (65.1)	
	更生保護施設等・その他	6 (5.0)	2 (5.1)	16 (12.7)	7 (10.4)	4 (8.9)	1 (2.3)	
就労状況	有職等	55 (47.4)	18 (46.2)	▽ 44 (36.1)	△ 41 (63.1)	△ 28 (63.6)	24 (55.8)	18.14**
	無職	61 (52.6)	21 (53.8)	△ 78 (63.9)	▽ 24 (36.9)	▽ 16 (36.4)	19 (44.2)	
教育程度	中学卒業等	▽ 23 (19.5)	13 (33.3)	43 (34.1)	30 (44.8)	△ 23 (51.1)	20 (47.6)	64.43***
	高校中退	▽ 23 (19.5)	10 (25.6)	29 (23.0)	△ 26 (38.8)	14 (31.1)	△ 17 (40.5)	
	高校卒業	△ 49 (41.5)	12 (30.8)	39 (31.0)	▽ 7 (10.4)	5 (11.1)	▽ 5 (11.9)	
	大学進学	△ 23 (19.5)	4 (10.3)	15 (11.9)	4 (6.0)	3 (6.7)	▽ —	
婚姻状況	未婚	50 (42.4)	10 (27.0)	42 (33.6)	34 (53.1)	19 (43.2)	14 (33.3)	12.97
	有配偶	34 (28.8)	11 (29.7)	40 (32.0)	14 (21.9)	10 (22.7)	16 (38.1)	
	離婚	34 (28.8)	16 (43.2)	43 (34.4)	16 (25.0)	15 (34.1)	12 (28.6)	
本件時以外の問題飲酒	あり	▽ —	△ 39 (100.0)	29 (23.8)	17 (26.6)	6 (14.6)	15 (37.5)	158.07***
	なし	△ 111 (100.0)	▽ —	93 (76.2)	47 (73.4)	35 (85.4)	25 (62.5)	
類型「家庭内暴力」(児童虐待)	該当あり	△ 6 (5.0)	1 (2.6)	1 (0.8)	—	—	△ 3 (7.0)	11.04
	該当なし	▽ 113 (95.0)	38 (97.4)	125 (99.2)	67 (100.0)	45 (100.0)	▽ 40 (93.0)	
(D V)	該当あり	▽ 3 (2.5)	3 (7.7)	7 (5.6)	▽ —	1 (2.2)	△ 14 (32.6)	58.44***
	該当なし	△ 116 (97.5)	36 (92.3)	119 (94.4)	△ 67 (100.0)	44 (97.8)	▽ 29 (67.4)	
(その他家庭内暴力)	該当あり	9 (7.6)	3 (7.7)	8 (6.3)	▽ 1 (1.5)	3 (6.7)	△ 11 (25.6)	22.60***
	該当なし	110 (92.4)	36 (92.3)	118 (93.7)	△ 66 (98.5)	42 (93.3)	▽ 32 (74.4)	

② 非行歴

非行歴	区分	分	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器なし・面識なし	遅発・単発・面識あり	早発・日常暴力あり	χ ² 値
保護処分歴	少年院送致あり 保護観察処分あり その他保護処分あり 保護処分なし	あり	—	—	38 (56.7)	16 (35.6)	15 (34.9)	7.20
			—	—	20 (29.9)	21 (46.7)	20 (46.5)	
			—	—	9 (13.4)	8 (17.8)	8 (18.6)	
			113 (100.0)	35 (100.0)	119 (100.0)	—	—	
暴力非行での保護処分歴	該当なし	あり	—	—	25 (39.1)	17 (37.8)	12 (28.6)	1.33
			113 (100.0)	35 (100.0)	119 (100.0)	28 (62.2)	30 (71.4)	
過去の保護処分取消歴	該当あり	なし	—	—	22 (33.8)	11 (26.2)	13 (32.5)	0.73
			113 (100.0)	35 (100.0)	117 (100.0)	31 (73.8)	27 (67.5)	

③ 前科

前科	区	分	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器なし・面識なし	遅発・単発・面識あり	早発・日常暴力あり	χ ² 値
罰金前科	21 年以上	なし	21 (17.8)	△ 14 (35.9)	11 (16.4)	6 (13.3)	8 (18.6)	24.01**
			17 (14.4)	△ 12 (30.8)	11 (16.4)	6 (13.3)	8 (18.6)	
			80 (67.8)	△ 13 (33.3)	45 (73.8)	33 (73.3)	27 (62.8)	
罰金前科(暴力犯罪)	21 年以上	なし	7 (5.9)	△ { 7 (17.9)	6 (9.0)	3 (6.7)	4 (9.3)	29.58***
			17 (14.4)	△ 13 (33.3)	8 (11.9)	6 (13.3)	7 (16.3)	
			94 (79.7)	△ 19 (48.7)	53 (79.1)	36 (80.0)	32 (74.4)	
自由刑前科	21 年以上	なし	11 (9.2)	4 (10.3)	7 (10.4)	△ 3 (17.8)	6 (14.0)	51.76***
			17 (14.3)	△ 21 (53.8)	13 (19.4)	▽ 3 (20.9)	9 (20.9)	
			91 (76.5)	△ 14 (35.9)	47 (70.1)	34 (75.6)	28 (65.1)	
自由刑前科(暴力犯罪)	ありなし	なし	9 (7.6)	△ 13 (33.3)	8 (11.9)	6 (13.3)	△ 9 (20.9)	29.35***
			110 (92.4)	△ 26 (66.7)	59 (88.1)	39 (86.7)	▽ 34 (79.1)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。
3 保護観察に付された日の年齢による。
4 「不良集団」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始したときまでに交渉があったと認められる不良集団をいう。ただし、不良集団関係が不詳の者を除く。
5 「不良集団」は、暴力団対策法に規定する指定暴力団等をいう。
6 「薬物使用」は、保護観察開始時に調査した各種資料により認められる薬物等をいう。ただし、薬物使用状況が不詳の者を除く。
7 「精神状況」の「精神障害あり」は、保護観察開始時に調査した各種資料により明らかな場合をいう。ただし、精神状況が不詳の者を除く。
8 「居住状況」は保護観察開始時により、「有職等」は学生・生徒及び家事従事者を含む。ただし、就労状況が不詳の者を除く。
9 「就労状況」は保護観察開始時により、「有職等」は学生・生徒及び家事従事者を含む。ただし、就労状況が不詳の者を除く。
10 「教育程度」は、保護観察開始時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。
11 「教育程度」の「高校中退」は高校在学（3名）を含み、「大学進学」は、大学在学、大学中退、大学卒業をいう。
12 「婚姻状況」は、犯行時により、内縁関係を含む。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。
13 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 χ^2 検定による漸近有意確率である。なお、「性別」、「類型（家庭内暴力）」の「(児童虐待)」、「(DV)」及び「(その他家庭内暴力)」について、Fisherの直接法による正確有意確率は、それぞれ、 $p < .05$, $p < .05$, $p < .001$ 及び $p < .01$ であった。
14 「保護処分歴」、「暴力非行での保護処分歴」及び「過去の保護処分取消歴」については、「早発・単発・面識なし」、「早発・単発・面識あり」及び「早発・日常暴力あり」の3群について、 χ^2 検定を実施した結果を示している。
15 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを示す ($p < .05$)。なお、「罪名」、「不良集団」、「保護処分歴」及び「罰金前科（暴力犯罪）」については、カテゴリを再編成した上で実施した。
16 () 内は、それぞれの類型の総数に占める構成比である。

4 調査結果のまとめ

前項までは、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者に対する特別調査の結果を説明した。本項では、調査結果を通じて示唆される暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等について、本章第1節の受刑者調査の結果とも対比しつつ、考察を加える。

(1) 犯行態様や背景事情等の分類に係る暴力犯罪受刑者との共通点と相違点

暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の犯行態様や背景事情等の要因について調査したところ、分析対象者はこれら要因に基づく幾つかのグループに分かれた。「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「非行・不良集団関係なし／あり」という二つの次元により諸要因が特徴付けられたことは、暴力犯罪の性質や問題の早発・遅発に係る点で本章第1節の受刑者調査における諸要因の配置と比較的類似した結果であり、我が国の矯正・更生保護がそれぞれ対象とする暴力犯罪者の犯行態様や背景事情等を特徴付ける共通した枠組みの存在を示唆するものと言える。また、道具的な攻撃と反応的・表出的攻撃の理論という観点からも、「家庭外・道具的暴力」を特徴とする第1クラスターが道具的な攻撃に、「家庭内・表出的暴力」及び「非行・不良集団関係あり」を特徴とする第3クラスターが反応的・表出的攻撃に、それぞれ対応するような犯行態様を示し、受刑者調査と同じく、両グループが異質のものとして識別され、我が国の暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者においても、諸外国の先行研究等で指摘されている暴力犯罪者の多様性が当てはまることが確認できた。

他方で、本研究では受刑者調査とは幾つかの点で異なる結果が見られた。まず、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」次元に関連して、①家庭内暴力の主体が女性中心であった受刑者調査と異なり、本研究では主体が男性中心であったこと、②児童虐待という要因のみが突出していた受刑者調査と異なり、本研究では親兄弟等への暴力や配偶者へのDVといった他の家庭内暴力に係る要因が児童虐待と近い位置に配置され、共に同次元における「家庭内・表出的暴力」として特徴付けられていたこと、③これら家庭内暴力と本件時の飲酒や覚せい剤使用といった物質乱用に関連する要因とが、受刑者調査と異なり比較的近い位置に配置されたことが挙げられる。次に、「非行・不良集団関係なし／あり」次元に関連して、受刑者調査では小中学校での粗暴・非粗暴な問題早発と暴力団加入とが若干離れた位置に配置されていたのに対し、本研究では暴力団関係と非行歴の要因とが比較的近い位置に配置されたことが挙げられる。

「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」次元については、本研究の保護観察付全部執行

猶予者と、累入者も含んだ受刑者調査の暴力犯罪受刑者とでは犯罪性の進度に大きな開きがあり、その質的な違いを考慮しなければならない。特に男性の受刑者では入所を繰り返す中で年齢が上がり親族等とも疎遠になる中で、家庭内暴力の対象となる同居家族自体がいない状態となることが影響した可能性がある。入所時又は保護観察に付された日の年齢が29歳以下の者の占める割合は、暴力犯罪受刑者に比べて保護観察付全部執行猶予者の方が高く、保護観察付全部執行猶予者では保護観察開始時に配偶者・親族と同居する者が過半数を占めている。また、配偶者と離死別状態にある者の占める割合も、保護観察付全部執行猶予者に比べて暴力犯罪受刑者の方がやや高い。「非行・不良集団関係なし／あり」次元については、受刑者調査では小中学校という相当早い時期の粗暴・非粗暴な問題行動を取り上げて問題早発と解釈したのに対し、本研究では、同じ少年時の行動とは言え、非行歴というより年齢が上がってからの重大な問題行動を取り上げており、この差が非行歴と暴力団や暴走族等の地域不良集団との顕著な関連として同次元上に現れた可能性がある。

以上から、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等をさらに分析するに当たっては、これら暴力犯罪受刑者との相違点や連続性を十分考慮する必要性が示唆される。

(2) 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分と類型

このように比較的犯罪性の進んでいない暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の中で、取消・再処分のリスクという観点で処遇上特に留意すべき類型は何か、また、その類型を決定する要因は何なのかを分析したところ、最も影響力が大きかった要因は、保護処分歴の有無であった。少年時に非行があることが成人後の暴力のリスクを高めるという知見は諸外国でも見られる。例えば、成人の暴力のリスクアセスメントのため諸外国で用いられ、その予測妥当性の高さが実証されているツールの一つである HCR-20^(※12)の第三版では、暴力や他の反社会的行動の評価において、18歳未満でのこれらの問題の生起や、その後の発達的な軌跡を査定することが重要な要素となっている (Douglas ら, 2014)。また、本研究において、保護処分歴を有する「早発・単発・面識なし」、「早発・単発・面識あり」、「早発・日常暴力あり」の3つのタイプの年齢層では、他の3つの類型に比べて29歳以下の者が占める割合が高かったことも勘案すると、保

(※12) 暴力のリスクをヒストリカル (過去)／クリニカル (現在)／リスク・マネジメント (未来) の3つの観点に係る要因からアセスメントするものであり、当初は司法精神医療の分野での活用を目的に作成されたが、その後、矯正施設等でも使用されるようになった。臨床実践等を通じた項目等の改訂が重ねられており、2013年に第三版となっている。HCR-20の予測妥当性については、Wong & Coid (2010) を参照。

護処分歴を有する者では、非行少年の延長線上の存在としてその特性等を見る視点が必要であろう。

早発の3類型の中で、取消・再処分のリスクが突出していたのは家庭内暴力（主に親兄弟への暴力や配偶者へのDV）をその特徴とする「早発・日常暴力あり」類型であり、次いで、家庭内暴力の要素は持たず、少年院送致歴を有する者が多い「早発・単発・面識なし」類型であった。これらは一見対照的に見えても、不良集団関係や物質乱用がある点では共通している。逆に、保護処分歴があっても家庭内等で日常化した暴力でなく、被害者が面識者のみであれば比較的风险は低いという結果になった。上記のように、暴力犯罪受刑者において家族等との関係が失われ、事実上、家庭内暴力に及ぶ可能性がなくなったと思われる者が一定数存在することも考慮すると、このリスクの高い両類型の中で再犯を繰り返す者が、長じて受刑者調査でもっとも問題性の大きかった「暴力団・不安定稼働」類型の中核となっていく可能性が考えられる。事実、受刑者調査の同類型では少年時の保護処分歴ありの者が約3分の2を占めている。

なお、上記HCR-20やVRAG^(※13)など諸外国で用いられる主要な暴力リスクアセスメントツールは、成人後の暴力又は非暴力犯罪歴を再犯のリスクに関係する要因として組み込んでいる。しかし、本研究においては、成人後の前科が取消・再処分のリスクの高低を分ける分岐として採用されなかった。この点につき、我が国での過去の研究（保護観察付全部執行猶予者全体での再犯や所在不明等の予後不良と諸要因との関係を見たもの^(※14)や、暴力組織関係保護観察付全部執行猶予者の保護観察の終了事由や再犯による公判請求と諸要因との関係を見たもの^(※15)）においても、多数の変数を同時に解析する統計手法である多変量解析を行った場合、成人後の前科は統計的に有意な要因として残っておらず、本研究の結果との類似性が認められる。諸外国の暴力リスクアセスメントツールは主として矯正施設で適用されるものであることや、本研究の暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者が若年者中心であり、暴力又は非暴力の罰金・自由刑前科が少ない点で偏りがあったことなども影響したと考えられるが、慎重な解釈を要する問題であり、後述するような前科の事件における被害者との関係等の犯行態様等も加味

(※13) Violence Risk Appraisal Guide (Quinsey ら, 1998) の略称。HCR-20と同じく司法精神医療の分野で開発された暴力リスクのアセスメントツールであり、小学校時代の問題や非暴力犯罪歴、被害者の負傷程度やアルコール乱用の有無等、主として静的な要因について評定するもの。

(※14) 研究部報告30「保護観察対象者の分類の基準に関する研究」（法務総合研究所, 2006）

(※15) 研究部報告14「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」（法務総合研究所, 2001）

した、より精緻な調査・分析が必要である。

また、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の中で取消・再処分のリスクの高いもう一つの類型として「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型があることも確認された。同類型の存在からは、非行等の早発の問題がなくても、本件時に限らない問題飲酒があることが再犯等のリスクを大きく高めることがうかがわれ、この点は、受刑者調査や諸外国の先行研究の知見とも共通する結果であった（暴力と飲酒の関係性は本章第1節4項参照）。同類型は、他の類型に比べて既に罰金や自由刑の前科を重ねている者が多く、これらの者がさらに再犯を重ねることで、受刑者調査において「暴力団・不安定稼働」類型に次いで暴力犯罪による刑事処分回数の多かった「飲酒あり・凶器なし」類型へとつながっていく可能性が考えられる。

もし、これら「早発・日常暴力あり」類型や「早発・単発・面識なし」類型、「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型が再犯し、やがて暴力犯罪受刑者となっていくのだとすれば、保護観察所の段階で取消・再処分のリスクの高い各類型に効果的な早期介入を行うことの重要性は極めて高いと言える。上記の結果から、「早発・日常暴力あり」類型及び「早発・単発・面識なし」類型に対しては、まず非行少年の延長線上の存在としての特性等を踏まえて保護観察所の暴力防止プログラム（第4章第2節参照）等の処遇を行うことが必要である。その際には、少年院における暴力防止プログラム（第4章第1節参照）の内容等も参考になるだろう。また、両類型に対しては、暴力団等の不良集団関係を絶ちつつ、物質乱用の深刻化を食い止めることも重要と考えられる。さらに、「早発・日常暴力あり」類型に対しては、保護観察所の暴力防止プログラムに既に存在する、DVの問題を有する者へのオプション単元の内容を拡充し、親兄弟等への日常的な暴力や児童虐待も視野に入れ、これら全体を「家庭内暴力」という一つの枠組みで実施することがより多くの暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者のニーズを捉えることに資すると思われる。その際は、刑事裁判等の関係記録上に記載されていなくとも、潜在的な他の家庭内暴力の存在を疑い、その相互関係に目配りした処遇を行うことが求められる。「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型に対しては、暴力の問題性への介入とともに、同プログラムに既に存在する、飲酒の問題を有する者へのオプション単元を着実に実施して、アルコール使用障害のリスクを把握しながら、問題飲酒の改善を図っていくことに尽きられると思われる。

さらに、同プログラムは、暴力団関係者や、怒りや衝動の自己統制力不足に起因しているとは認められない、いわば道具的な攻撃を行った者を対象者から除外しており^(※16)、上記「早発・

(※16) 暴力防止プログラムの対象者の要件については、第4章第2節1項(2)参照。

単発・面識なし」類型の者の一部は、取消・再処分のリスクが高いにもかかわらず、その犯行態様や背景事情等から同プログラムの受講機会を得られていない可能性がある。他方、同プログラムは近年、暴力を容認する認知など多面的な問題への介入を重視した内容へと見直しが図られており^(※17)、受刑者調査の結果からは暴力団加入歴のある者等で暴力肯定的な認知の存在がうかがわれたことも勘案すると、保護観察所の暴力防止プログラムには更なる有効活用の余地があるとも考えられる。

最後に、本研究は保護観察終了者に関する回顧的な記録調査であり、得られるデータに限りがあったことには留意が必要である。例えば家庭内暴力については、保護観察付執行猶予者を対象とした決定木分析によりその暴力を類型化し、家庭内と家庭外の両方で暴力に及ぶことがリスクの高さに最も影響することを示した研究 (Stalans ら, 2004) があるが、本研究では暴力犯罪の前科や保護処分歴における被害者の属性までは調査できていない。また、コホート調査により被虐待経験がある者では、そうでない者に比べ、後の人生で暴力犯罪やDV、児童虐待をより高い割合で行い、これらを重複して行う者も多いことを示した研究 (Milaniak & Widom, 2015) や、発達障害等により問題行動を呈する少年において、親からの暴力及び夫婦間の暴力にさらされることが、少年から親に対する身体的暴力につながるとする研究 (Boxer ら, 2009) などもあるが、比較的詳細な刑執行開始時の調査が行われる受刑者と異なり、保護観察付全部執行猶予者では生育歴に関する情報が乏しく、本研究では受刑者調査のような小児期の被虐待経験の把握は行えていない。家庭内暴力と関連する要因が取消・再処分のリスクに及ぼす影響の大きさに鑑み、こうした点を保護観察付全部執行猶予者本人に対する質問紙調査等によって重点的に調査し、その後の取消・再処分等への寄与を検証するような前向きな追跡調査を行うことが、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の更なる実態解明に向けた今後の課題である。

(3) 小括

以上のとおり、本研究を通じて、暴力犯罪受刑者と同様に、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者も一様な存在ではなく、類型に応じて保護観察所の暴力防止プログラム等の実施に際して留意すべき特性等に差異があることが明らかになった。これらの知見は、保護観察処遇の効果をより高める方策につながる手掛かりとなると考えられる。

(※17) 暴力防止プログラムの内容等の見直しに関する取組の経緯等の詳細については、平成28年版犯罪白書第5編第2章第7節コラム参照。

第4章 暴力犯罪者の処遇

第1節 刑事施設等における処遇

この節においては、刑事施設で実施されている暴力防止プログラムについて概観する。また、参考として、少年院で実施されている暴力防止指導についても紹介する。

1 刑事施設における暴力犯罪者に対する処遇

(1) 暴力防止プログラム^(※1)

ア 目的

一般改善指導に係る暴力事犯者に対する指導プログラム（以下「暴力防止プログラム」という。）の目的は、①暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めること、②暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させること、③暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、刑事施設在所中から実践を通じて身に付けさせること、である。同プログラムは、認知行動療法をベースにしており、受講者が暴力事犯を引き起こした原因や自身の特性を理解し、新しい知識やスキル等を習得することによって、暴力に頼らない適切な対処方法を身に付けることができるという考え方に基づいている。

イ 対象者

暴力防止プログラムの対象者は、①本件が暴力事犯の者のうち、再犯のおそれの程度が高いと考えられる者、②本件が暴力事犯でない者のうち、過去に暴力事犯を繰り返している者又は親密な関係の相手（配偶者、恋人、親族等）に対して持続的・反復的に暴力を振るっていたことが認められるなど日常生活における暴力の問題性が高いと考えられる者である。

なお、暴力防止プログラムの実施指定庁は、札幌刑務所、函館少年刑務所、宮城刑務所、盛岡少年刑務所、黒羽刑務所、千葉刑務所、横浜刑務所、新潟刑務所、静岡刑務所、岡山刑務所、

(※1) 暴力防止プログラムの内容は、平成30年4月1日現在のものである。

高松刑務所，大分刑務所，宮崎刑務所及び沖縄刑務所であるが，実施指定庁以外の刑事施設においても在所者の特性等，施設の実情に応じて同プログラムを実施することとしている。

ウ 指導方法

暴力防止プログラムは，法務省矯正局が外部専門家の監修の下で作成し，一般改善指導（行動適正化指導）としてグループワークにより実施している。1グループは，おおむね6名から8名程度の受講者及び2名程度の指導者^(※2)によって構成され，原則としてグループの構成員は固定される。

エ 内容

暴力防止プログラムの標準指導時間数は18セッション（1セッションおおむね60～90分間），標準実施期間はおおむね4～6か月間である。

暴力防止プログラムの単元及び概要は，**4-1-1表**のとおりである。

（※2） グループワークでは，基本的にリーダー（主担当）とコリーダー（副担当）が受講者の指導に共同して当たる。

4-1-1表

刑事施設における暴力防止プログラムの単元・概要

	単元名	概要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く ～リラクセーションとタイムアウト法について～	リラクセス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ～「MCC 法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DV や児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	DV や児童虐待等について理解する。
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
17	これまでのことを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

注 法務省矯正局の資料による。

暴力防止プログラムの構成は、次のとおりである。

まず、単元1においては、暴力防止プログラムの目的・考え方を理解し、暴力をやめる動機付けを高めるとともに、同プログラム修了後の目標を立て、その目標を達成するための方法についても考える。単元2では、自身が暴力を振るってきた場面における対処法（認知行動療法の考え方に基づいた「言い聞かせ法」及び「自分観察」）を学ぶ。単元3では、前単元で学んだ対処法の続きで、リラクセーション法（深呼吸法、脱力法、言い聞かせ法、思考ストップ法、カウントアップ法、イメージ法）とタイムアウト法（怒りを感じたときやトラブルが起きそうなときにその場を離れてクールダウンする方法）を学び、ロールプレイにより実践する。単元

4では、「暴力ステップ図」を用いて自身が暴力に至る道筋を振り返る。単元5から7においては、暴力ステップ図を作成させ、暴力に結び付く身体的反応・感情・思考を理解し、それらに事前に気付いてコントロールすることで暴力を防止する方法を学ぶ。単元8では、暴力を回避できる「思考」に切り替え、自分のものにするためのMCC法^(※3)を練習して身に付ける。

単元9から11においては、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待といった親密な相手への暴力について、被害者への影響の大きさと加害者の責任の重さも含めて理解し、「暴力の連鎖」を断ち切るための具体的な対処法を考える。単元12では、自分の理想とするライフスタイルについて考えた上で、それを実現させるためのスケジュールを立てる。単元13から14においては、自己主張の3つのタイプとアサーション(自分も相手も大切にすること)を学ぶとともに、ロールプレイによってアサーションを練習し、適切な自己主張の方法を身に付ける。単元15から16においては、困難な状況に直面した際に問題を整理し、解決する具体的手順を理解し、対処法を実践する。単元17では、暴力防止プログラムを受講してから現在までの自分の変化を振り返るとともに、今後の生活についての不安、期待及び決意を確認する。

オ 実施状況

平成25年度から29年度までの刑事施設における暴力防止プログラムの受講開始人員の推移は、4-1-2表のとおりである。

4-1-2表

刑事施設における暴力防止プログラムの受講開始人員の推移

(平成25年度～29年度)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総 数	37	88	107	122	121

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 暴力防止プログラムの実施指定庁以外の刑事施設で実施されている同プログラムの開始人員を除く。

(※3) MCC法とは、自分自身が持つ暴力に結び付きそうな考え方を見付けて、他の考え方もできるようになることを目的とした対処法である。MCCのそれぞれの頭文字の意味は、暴力に結び付く思考を見付ける(Monitor)、代わりになる他の思考を見付ける(Challenge)、採用した新たな思考を使ってみる(Change)である。

(2) 刑事施設における暴力防止プログラム実施例^(※4)

ア 黒羽刑務所

黒羽刑務所（栃木県大田原市）は、26歳以上の犯罪傾向が進んでいない男性受刑者を主に収容している刑事施設である。

黒羽刑務所では、平成23年度から暴力防止プログラムを実施している。同所では、同プログラムを年間2クール（第1クール：4～9月，第2クール：10～3月），週1回（1セッション60分間）のペースで実施しており，受講者数は1クール当たり6～8名である。

黒羽刑務所では，暴力防止プログラムの指導者は，平成25年度までは教育専門官2名及び分類教育部職員（刑務官）1名であったが，26年度以降は教育専門官2名となっている。同所の特徴の一つとして挙げられるのは，毎回セッション終了後に指導者間で振り返りを実施し，同プログラムに携わる職員の指導力の向上に努めていることである。例えば，指導者が受講者に対して変化を求め過ぎることは受講者の心理的抵抗を生み，むしろ変化を妨げるおそれがあり，指導者のバーンアウトにもつながるため，指導者の役割は「変化への動機付けを高めること」であり，「変化させること」ではないとの共通認識を持って指導者をケアするなど，職員への助言や指導にも力を入れている。

黒羽刑務所の暴力防止プログラムの受講者には，DVの加害者又は被害者であった者が多く，対人面でのストレスや悩み事等を周囲に相談することなく自分一人で抱え込んだり，思い込みが激しかったりする者がいるため，不平・不満・怒りを含めて自分が感じていることを言葉にするよう指導している。自らの思いを言葉にすることで，頭の中が整理されたり，気持ちが楽になったりするなどの効果がある反面，怒りの増幅につながるリスクもあるため，指導に当たり，慎重な対応を心掛けている。

イ 横浜刑務所

横浜刑務所（神奈川県横浜市）は，26歳以上の犯罪傾向が進んでいる男性受刑者を主に収容している刑事施設である。

横浜刑務所では，平成26年度から暴力防止プログラムを実施している。同所では，同プログラムを年間2クール（第1クール：4～9月，第2クール：10～3月），週1回（1セッション

(※4) ここでは，刑事施設における暴力防止プログラムの具体的な実施例が記載されているが，これは法務総合研究所職員による実地調査結果（平成28年に黒羽刑務所及び横浜刑務所，29年に新潟刑務所をそれぞれ実地調査）に基づくものである。

90分間)のペースで実施しており、受講者数は1クール当たり6～8名である。

横浜刑務所では、暴力防止プログラムの指導者は、教育専門官2名である。同所の特色の一つとして挙げられるのは、1セッション当たりの時間が90分間と長いことであるが、これはセッションの冒頭で前回セッションの復習等に約30分間を費やしているからである。セッションの終わりに宿題を受講者に課しているが、受講者が後日提出した宿題について、指導者が丁寧なコメントを付して返却したり、次のセッションでも冒頭でフィードバックしたりするなど、受講者に対してきめ細かく指導している。

横浜刑務所では、暴力防止プログラムの受講者の中に現役の暴力団構成員はいないものの、暴力団所属歴のある者や暴力団と何らかの関わりがあった受講者が少なくなく、問題解決のために暴力を用いることは当然であるといった暴力を肯定する考えを持つ受講者が多く見られる。また、受講者の中には、自らの行動をコントロールする力や他者への共感性に乏しく、相手の立場で物事を考えることができない者も少なくなく、他者と十分なコミュニケーションを取れず、トラブルになると適切に対処できないことが暴力の原因になっているという自覚のない受講者も多い。同所では、これらの受講者の特徴を踏まえた効果的な指導の実施に努めている。

ウ 新潟刑務所

新潟刑務所（新潟県新潟市）は、26歳以上の犯罪傾向が進んでいる男性受刑者を主に収容している刑事施設である。

新潟刑務所では、平成24年度から暴力防止プログラムを実施している。同所では、同プログラムを年間1～2クール、月3～4回（1セッション60分間）のペースで実施しており、受講者数は1クール当たり4～6名である。

新潟刑務所では、暴力防止プログラムの指導者は、教育専門官1名及び工場担当職員（刑務官）1名である。工場担当職員（刑務官）がグループワークのコリダーとして同プログラムに積極的に関与していることが、特徴として挙げられる。

新潟刑務所では、アルコールや薬物の問題を抱えた受講者がプログラムに参加していることが多いことから、アルコールや薬物の問題について受講者に考えさせるため、補助教材（SMARPP：神奈川県立精神医療センターせりがや病院（現神奈川県立精神医療センター）が、米国の薬物依存症外来治療プログラム Matrix Model を参考に開発した認知行動療法プログラム）も併せて使用しているほか、これらの問題を有する受講者に対しては、アルコールや薬物

に関連した改善指導への動機付けも高められるよう積極的に働き掛けている。また、単元が終了するごとに、受講者に感想を記載させているほか、本人が希望した場合には、その内容を次のセッションで取り上げるなど、受講者の理解度やニーズを踏まえて指導を行っている。

2 少年院における処遇

(1) 暴力防止指導^(※5)

ア 目的

暴力防止指導は、特定生活指導^(※6)の一つであり、暴力又は暴力的な言動により問題解決を図ろうとする認知の偏りや自己統制力の不足を理解し、在院者が暴力的な言動に頼らずに生活する方法を身に付けることができるようにすることを目的として実施されるものである。同指導は、中核プログラム、周辺プログラム及びフォローアップ指導で構成される。「暴力防止のためのプログラム」は、この中核プログラムとして、刑事施設における暴力防止プログラムを参考に開発されたものであり、同プログラムと同様に認知行動療法をベースとしており、基本的な考え方は同じであるものの、年少者が対象であることを考慮して、プログラムの単元数や指導内容にアレンジが加えられている。

イ 対象者

暴力防止指導の対象者は、認知の偏り又は自己統制力の不足に起因し、身体に対する有形力の行使により人の生命又は身体を害する非行（具体的には、傷害、傷害致死、暴行、脅迫、恐喝、強盗、強盗致傷及び暴力行為等処罰法違反）を犯した者、又は本件非行にかかわらず、認知の偏り又は自己統制力の不足に起因し、暴力又は暴力的な言動により問題解決を図ろうとする構えが強く、そのような行為が繰り返し見られるものである。

ウ 指導方法^(※7)

「暴力防止のためのプログラム」は、集団指導（15名程度まで）を想定しているが、同プログラムでは、テキストを読みながら学習を進めることができるので、個別指導でも実施は可能である。

エ 内容

「暴力防止のためのプログラム」の単元及び目標は、**4-1-3表**のとおりである。

(※5) 暴力防止指導の内容は、平成30年4月1日現在のものである。

(※6) 特定生活指導には、暴力防止指導のほかに、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、家族関係指導及び交友関係指導があり、それぞれの指導は、グループワーク、集団指導又は個別指導の形式で実施されている。

(※7) 以下のウ及びエの記述は、暴力防止指導の中核プログラムである「暴力防止のためのプログラム」に限定した内容である。

4-1-3表

少年院における暴力防止のためのプログラムの単元・目標

	単元名	目標
1	暴力をやめることに挑戦してみよう	1 本プログラムの全体構成について把握し、何を学ぶのか、何を考えるのかについて理解する。 2 自分の目標とやめたい暴力について考える。 3 宿題の意義等について理解する。
2	危ない場面での対処法	1 危ない場面での4つの対処法を学ぶ。 2 対処法の基本である「言い聞かせ」と「自己観察」について理解する。
3	暴力の道筋（ステップ）	1 暴力に至る道筋（ステップ）について理解する。 2 自分にとっての暴力の損と得を整理し、暴力に頼らない生活とはどのようなものかを考える。
4	暴力を振るいそうな状況	1 暴力を振るいやすい状態について理解し、自分自身に当てはめて考える。 2 暴力に結び付く「きっかけ」について学ぶ。 3 自分の状態に自覚的になり、暴力を振るいやすい状態に事前に気付くことの大切さを理解する。
5	暴力と思考	1 思考（「心のつぶやき」）、信念、価値観について学ぶ。 2 暴力に結び付きやすい思考（「心のつぶやき」）、信念、価値観を変えることで、暴力を防止することができることを理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	1 感情（気持ち）について学ぶ。 2 暴力に結び付きやすい感情（気持ち）に気付き、適切にコントロールすることで、暴力を防止することができることを理解する。
7	暴力と身体的な反応（体の変化）	1 身体的な反応（体の変化）について学ぶ。 2 暴力に結び付きやすい身体的な反応（体の変化）に気付き、適切にコントロールすることで、暴力を防止することができることを理解する。
8	間をとって落ち着く	1 リラクセーションの意義、方法等について学ぶ。 2 リラクセーションを体験する。 3 リラクセーションを習得するためには継続的な練習が必要であること及び自分に合った方法を見付けることが大切であることを理解する。
9	コミュニケーション①	1 非言語コミュニケーションの観点を学ぶ。 2 コミュニケーションにおける「怒り」への対処法について考える。
10	コミュニケーション②	1 自己主張の3つのタイプを学び、「自分も相手も大切に自己主張」の大切さを理解する。 2 「自分も相手も大切に自己主張」の3つのコツを学び、ロールプレイで練習する。
11	理想の生活スタイル	1 自分の理想とする生活スタイルを考え、目標を立てる。 2 理想の生活スタイルの実現のため、スケジュールを立てる練習をする。
12	これまでの振り返る	1 自分の変化と授業で学んだことを確認する。 2 自分を支えてくれる人の存在に気付き、感謝の気持ちを抱く。 3 今後も授業で学んだことを継続して実践していくことの大切さを理解する。 4 「再発防止計画」の意義及び作成方法について理解する。

注 法務省矯正局の資料による。

「暴力防止のためのプログラム」は、12単元（1単元100分間）を標準としているが、その構成は、次のとおりである。

まず、単元1においては、授業の全体像を理解し、「暴力防止のためのプログラム」修了後の目標とやめたい暴力は何かについて考える。単元2では、危ない場面（暴力を振るいそうな場面）における対処法を学ぶ。単元3では、「暴力ステップ図」を用いて暴力に至る筋道を学ぶ。単元4から7においては、「暴力ステップ図」のステップ1（暴力を振るいやすい状況・暴力に結びつくきっかけ）、ステップ2（思考）及びステップ3（感情（気持ち）・身体的な反応）を学び、暴力に結びつくきっかけ・身体的な反応に事前に気付くことの重要性、暴力に結び付きやすい思考を変えたり感情をコントロールしたりすることで暴力を防止できることなどを学ぶ。単元8では、リラクセーションの意義、方法等について学び、「筋弛緩法」など各種の技法を練習する。単元9では、コミュニケーションにおける言葉以外の観点（視線・表情・姿勢・手や腕・服装・距離間・声）、「怒り」への対処法等について学ぶ。単元10では、自己主張の3つのタイプを学ぶとともに、「自分も相手も大切に自己主張」をロールプレイで練習する。単元11では、自分の理想とする生活スタイルについて考えた上で、それを実現させるための目標を立てる。単元12では、暴力防止のためのプログラムを受講し始めてから現在までの自分の変化と授業で学んできたことを確認するとともに、暴力を振るわない・暴力に頼らない生活を実現していくための「再発防止計画」の意義・作成方法について理解する。

オ 実施状況

平成27年から29年までの少年院における暴力防止指導の修了人員の推移は、**4-1-4表**のとおりである。

4-1-4表

少年院における暴力防止指導の修了人員の推移

(平成27年～29年)

区 分	27年	28年	29年
総 数	263	590	580
集 団 指 導	219	486	504
個 別 指 導	44	104	76

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 平成27年の人員については、同年6月から12月までに暴力防止指導を修了した人員である。

(2) 少年院における暴力防止指導の実施例^(※8)

ア 多摩少年院

多摩少年院（東京都八王子市）は、男子少年を収容している第1種少年院^(※9)である。

多摩少年院では、平成27年度から「暴力防止のためのプログラム」（集団指導）を実施している。同プログラムは、毎月約4回（1セッション100分間）のペースで実施しているが、受講者数は1クール当たり約20名である。同院の暴力防止指導の特色の一つは、周辺プログラムとして、セカンドステッププログラム^(※10)（1セッション100分間）を実施していることで、中核プログラムに途中から編入できない者や受講修了者を主な対象としている。さらに、同じく周辺プログラムとして、全在院者を対象としてゲストスピーカー（被害者団体代表者）による講話を年2回（1回当たり90分間）実施している。

多摩少年院では、中核プログラム（集団指導）については、所管する寮を指定した上で、指導主任、副主任ほか5名の担当者を指定し、各回2名の教官が指導している。また、個別指導という枠組みではないものの、中核プログラム受講後のフォローアップとして、個別担任が1名で面接指導を行っている。さらに、セカンドステッププログラムについては、外部研修参加により指導資格を得た4名の職員を中心に、受講者が生活している寮とは別の寮の担当者が指導をしている。

イ 播磨学園

播磨学園（兵庫県加古川市）は、加古川学園（男子少年院）の分院であるが、男子少年を収容している第1種少年院である。

播磨学園では、平成27年度から「暴力防止のためのプログラム」を実施している。同園では、同プログラムの集団指導を毎週2回（1セッション75分間）・1クール当たり4～8名で実施す

(※8) ここでは、少年院における暴力防止指導の具体的な実施例が記載されているが、これは法務総合研究所職員による実地調査の結果（平成29年）に基づくものである。

(※9) 第1種少年院は、保護処分の実行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のものを収容する。

(※10) セカンドステッププログラムの指導目的は、①相手の立場や考え方を理解し、相手の気持ちを感じとり、共感して反応できる力を養う、②「落ち着くステップ」、「問題解決ステップ」、「スキルステップ」の3つのステップを使い、衝動をコントロールしたり、人間関係における問題を解決したり、解決策を具体的な行動に移すことができるスキルを身に付けさせる、③怒りの感情を否定したり無視せずに、怒りの原因を社会的問題解決へ導く建設的な方法を学ぶことである。

るとともに、個別指導を特に日課として組み込んでいるわけではないものの、個別担任が適宜実施している。さらに、暴力防止指導の周辺プログラムとして、アンガーマネジメントを6単元1クール（1セッション50分間）実施しており、受講者数は1クール当たり4～8名である。

播磨学園では、中核プログラム（集団指導）については暴力防止指導担当の教官1名が、中核プログラム（個別指導）については個別担任1名が、それぞれ指導している。また、同園における中核プログラム（集団指導）の特色の一つは、外部アドバイザーとして、臨床心理士1名（元大学教授）を招へいし、同アドバイザーがコリーダー（副担当）としてグループワークに参加するだけでなく、セッション終了後、指導者（職員）に対し、専門的な見地から助言をしていることであり、グループワークの内容を充実させ、指導に携わる職員の指導力の向上に寄与している。

ウ 筑紫少女苑

筑紫少女苑（福岡県福岡市）は、女子少年を収容している第1種少年院・第2種少年院^(※11)である。

筑紫少女苑では、平成27年度から「暴力防止のためのプログラム」を実施している。同苑では、同プログラムの集団指導を毎週1回（1セッション100分間）・1クール当たり受講者2～3名で実施するとともに、個別指導を毎月2～3回（1セッション100分間）のペースで実施している。また、暴力防止指導の周辺プログラムについては、アサーショントレーニングを隔週1回（1セッション50分間）・1クール当たり受講者2～10名、SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）を隔週1回（1セッション50分間）・1クール当たり受講者1～6名、被害者心情理解指導を年4回（ゲストスピーカーによる被害者講話90分間）・全在院者対象、暴力追放運動推進センター等の講話を年1回（90分間）・全在院者対象、個別面接（個別担任による面接）を必要回数、それぞれ実施している。

筑紫少女苑では、中核プログラム（集団指導）については暴力防止指導担当の教官1名が、中核プログラム（個別指導）については個別担任1名が、それぞれ指導している。また、アサーショントレーニング及びSSTについては、原則として、担当者2名（リーダー1名及びコリーダー1名）ずつで指導に当たっている。

筑紫少女苑における暴力防止指導の特色の一つは、同苑には知的な制約のある在院者が少な

（※11） 第2種少年院は、保護処分の実行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のものを収容する。

くないため、様々な配慮をしていることであり、例えば、グループ編成の際には、集団指導が成立するようリードポジションを取れる在院者が1名は必ずいるようにしているほか、理解度の低い在院者については、授業終了後に個別担任に引き継いで、補足説明を依頼するなど施設内でも連携して、処遇の充実に努めている。

第2節 保護観察所における処遇

本節では、保護観察所において、暴力犯罪により保護観察に付された者に対し実施している処遇施策について紹介する。

1 暴力防止プログラム

保護観察所では、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇として、認知行動療法等に基づく各種プログラムを実施しており、その一つとして、平成20年度から、傷害、暴行等の暴力犯罪を反復する傾向を有する仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、暴力防止プログラムを実施している。

(1) 目的

暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対して、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善することを目的としている。

(2) 対象者

暴力防止プログラムの対象者は、仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予により保護観察に付される理由となった犯罪事実中に、殺人、傷害、暴行、強盗等の暴力犯罪に当たる事実が含まれる者であって、以前にも暴力犯罪により懲役若しくは罰金の刑の言渡し又は保護処分の決定を受けたことがあるか、今回の刑のうち暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある者であり、これらの者に同プログラムの受講を特別遵守事項として設定して実施している。ただし、精神障害又は知的障害の程度が重い者、現に暴力団の幹部、構成員又は準構成員である者や、銀行強盗、保険金殺人その他犯行の態様から暴力犯罪を計画的に行った者であって、その原因が怒りや衝動の自己統制力不足に起因しているとは認められないことが明らかである者などは、同プログラムの受講を特別遵守事項として設定することは行っていない。

なお、非行事実中に暴力犯罪に当たるものが含まれる保護観察対象者（保護観察処分少年、少年院仮退院者）等に対しても同プログラムの受講を生活行動指針として設定し、これを受けよう指示することがあるほか、その他犯罪歴等から暴力犯罪を反復する可能性のある保護観察対象者についても、その者の同意に基づき同プログラムを実施することがある。

（３） 実施方法

保護観察所では、通常、暴力防止プログラムを受講する者の保護観察を担当する保護観察官が個別処遇（一対一での個別面接形式）により同プログラムを実施している。導入課程において、おおむね２週間に１課程ずつ全５課程の実施日を指定し、保護観察所で実施するものとしているが、対象者が同所から遠方に居住し、同所に出頭させることに著しい困難がある場合には、定期駐在^(※１)場所で行うことができる。

（４） 内容

暴力防止プログラムは、全５課程から成り、その実施に先立ち導入課程を実施する。ワークブックを用いて各課程を進めていくが、ワークブックには、全ての対象者が学習する標準的な単元のほか、導入課程での保護観察官のアセスメントに基づき、DV・飲酒の問題性を有する対象者に追加で実施できるオプション単元が用意されている^(※２)。

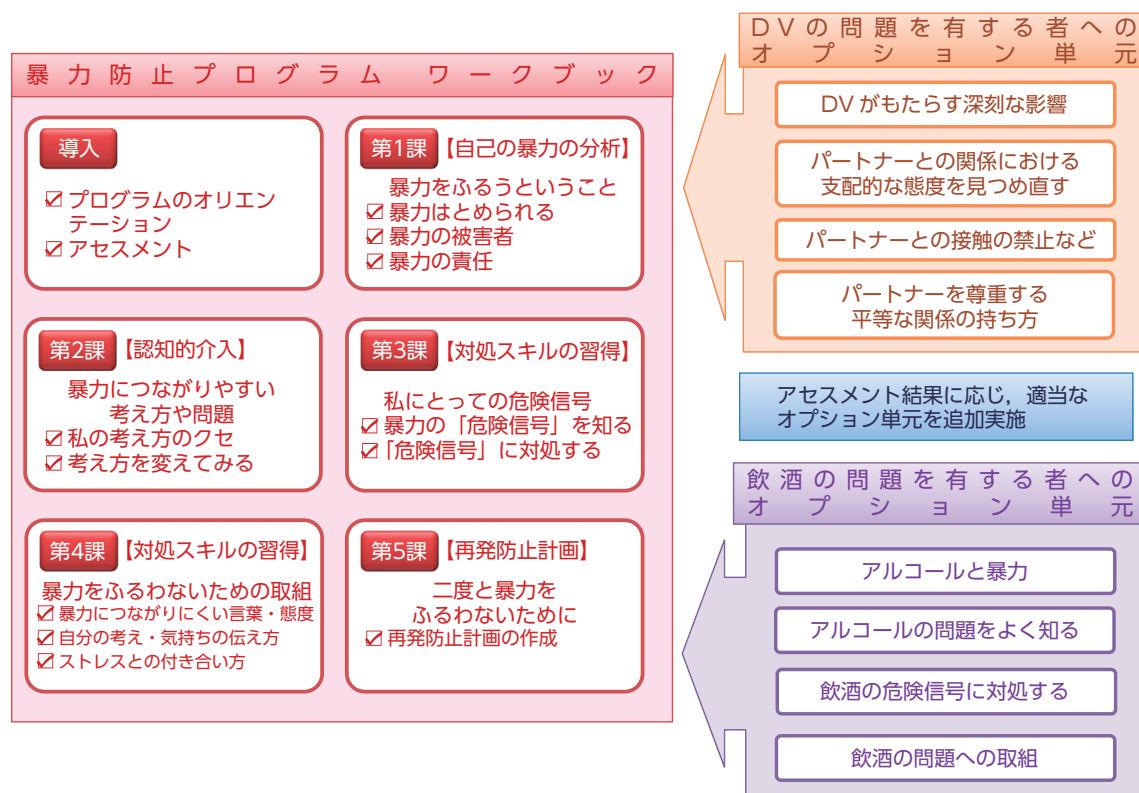
同プログラムの構成と各課程における実施内容の概要は、**4-2-1図**のとおりである。

（※１） 定期駐在とは、保護観察官が、保護観察対象者が居住する地域の公的施設、更生保護施設等の場所に定期的に出張し、保護観察対象者との面接等を実施するものである。

（※２） 暴力防止プログラムは平成27年度から現在の内容に見直しが行われている。同プログラムの見直しに関する取組の経緯等の詳細については、平成28年版犯罪白書第5編第2章第7節コラム参照。

4-2-1図

保護観察所における暴力防止プログラムの概要



同プログラムは、暴力を容認する認知（他者の言動や状況を敵対的に捉える、暴力を正常視する、暴力行動の責任の軽視や否定等）、自己統制能力や対人スキルの不足等の心的脆弱性や、犯罪誘発要因となる飲酒や薬物の影響などが相互に関連していると考え、これに多面的に介入することを重要視している。そのため、同プログラムでは、認知行動療法（アンガーマネジメントや再発防止法等を含む。）を理論的基盤として、様々な認知的方略、対人スキル等のコーピングスキルを習得させる教育内容を体系的に組み込んでいる。

また、各課程の終わりには、各課程で取り扱った対処法や取組などを日常生活で実践・記録させる宿題を提示し、次回の課程までに実施させる。その実践の結果を丁寧に取り上げて適切に評価することで、スモールステップの積み重ねによる自己効力感の向上や行動変容につながるとともに、取組を通じて対象者自身がその実効性・継続可能性などを吟味することなどを支援し、再発防止計画をより具体的で実効性のあるものとすることを目指している。

(5) 実施状況

暴力防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近５年間）は、**4-2-2表**のとおりである。

4-2-2表

暴力防止プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成25年～29年)

区 分	25年	26年	27年	28年	29年
仮 釈 放 者	191	160	177	160	164
保護観察付全部・一部執行猶予者	117	124	152	114	107

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 3 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部の執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

(6) 暴力防止プログラムに係る矯正と更生保護との連携

保護観察所における暴力防止プログラムは、刑事施設で実施されている暴力防止プログラム（本章第1節参照）と同様に認知行動療法を理論的基盤としており、受講対象者の罪名や指導の内容等にも共通点が多い。刑事施設と保護観察所では、施設内・社会内における処遇の一貫性を保ち、その実効性を高めるため、双方の暴力防止プログラムの実施結果等、受講者の情報を相互に引き継ぎ、連携を図っている。

(7) 暴力防止プログラムの実施上の工夫・課題

法務総合研究所では、保護観察所における暴力防止プログラムの実施の実情を把握するため、平成28年及び31年に実地調査を行った。ここでは、保護観察所において、同プログラムの実施経験を有する保護観察官複数名からグループ・インタビューにより同プログラム実施上、工夫していることや課題と感ずることについて聴取した内容を紹介する。

ア 東京保護観察所

東京保護観察所は、全国有数の暴力防止プログラムの実施実績を有しており、各保護観察官が通常の個別形式で同プログラムを実施している。

(ア) 実施上の工夫

受講者の中には、ささいな刺激に対しても苛立ちやすい者がおり、犯罪事実となった暴力行為だけを取り扱っていると、受講者を追い詰め過ぎてしまうことがある。そこで、日常生活で生じるストレスの管理や普段の出来事への考え方を変えてみることなど、暴力防止プログラムの各課程の中の汎用性のある内容を活用し、受講者の性格特性等に応じた多様なアプローチを図っているという。

また、暴力行為それ自体を話すことに抵抗感を示す受講者であっても、内に抱えた感情（怒りなど）の存在自体は否定せず、同プログラムの受講を通じて、それらの感情を言葉にして表現させ、受講者が表現できたことを肯定的に評価し、他者に対する適切な自己主張等のスキルと結び付けていくという。保護観察官の関わりとして、暴力のリスク管理ばかりでなく、同プログラムを通じ、受講者の中にある健全な部分を強化していくことが重要であるとのことであった。

さらに、同プログラムの各課程の内容を学ぶだけではなく、受講を通じ、自身が変化することが必要だという受講者の動機付けを丁寧に行うことが重要であるという。そのために、「行動や考え方を変えると、あなたの生活はこう変わるんじゃないですか。」といった助言を行い、変化がもたらす結果を受講者が具体的に想像できるよう働き掛けているとのことであった。

(イ) 実施上の課題

特別遵守事項に設定しての暴力防止プログラムの受講が主に罪名や犯罪歴により決定されるため、必ずしも同プログラムの内容になじまない受講者がいる点に、実施上の難しさを感じるという。例えば、精神障害があり、家に引き籠もる生活を送る中での親に対する暴力事案等については、ストレスの管理等の同プログラムの内容で一定程度の対応は可能であるものの、ほかにも心神喪失者等医療観察制度における指定入院医療機関での心理教育に通じるような、責任を持って自己の精神症状等をコントロールするといった教育（暴力行為と精神障害の関係の理解、服薬管理等）なども必要ではないかを感じるという。

今後、より効果を上げる対象者に同プログラムを受講させるためには、特別遵守事項を設定する前の段階で、個々の保護観察対象者の背景等を把握した上、同プログラムの必要性・適合性を見極められるような事前のアセスメントを実施することが望ましいのではないかと、また、将来的には、より幅広い対象者の特性に対応できるオプション単元の拡充等も考えられるのではないかと意見もあった。

さらに、全5課程、おおむね3か月間で修了するプログラムにおいては、受講者が実際の生

活場面で学んだ内容を実践し、その後の生活につながるものとしていくことが重要であるが、保護観察付全部執行猶予者等で同プログラム受講修了後の保護観察期間が長期にわたる場合に、保護司による平素の生活指導・助言と、同プログラムの受講内容をいかに有機的に結び付けていくかが課題であるとのことだった。

イ 福岡保護観察所

福岡保護観察所では、暴力防止プログラムについて、事案に応じて複数の保護観察対象者と複数の保護観察官が参加し、集団形式（グループワーク）で行う取組を実施している。

（ア）実施上の工夫

受講者の中には、特性として繊細で刺激への反応性が高い者もあり、他にも本件がDVの事案で男性の受講者を女性の保護観察官が指導する場面等では、受講者と保護観察官が一对で指導を行うと、張り詰めた雰囲気になりやすいという。そうした時に複数の保護観察対象者と複数の保護観察官が参加することで指導の場の緊張感が緩和され、より効果的に同プログラムを実施することができるということであった。また、当該受講者以外の受講者と保護観察官等がロールプレイをして見せることで、行動のモデルを見せつつ、日常の諸問題に対する多様な解決の選択肢を提示して、受講者の気付きと自発的な変化が促進されること、仮釈放者については、仮釈放後間もない状況で受刑という共通の体験について話ができるという点から受講者の参加意欲が高まること、統一的な受講日の設定による効率化が可能になることといった様々な利点があるという。さらに、参加する複数の保護観察官の経験や技能等も異なるため、職員育成の観点からも有益であるとする意見もあった。

（イ）実施上の課題

暴力防止プログラムを受講する保護観察対象者が同じ時期に複数存在する必要があるが、グループを構成できないことも多いという。また、グループワークで指導を行う場合、社会内での日常の出来事とそれに関する受講者の認知・行動等について受講者同士を含めた意見交換に十分時間を割きたいが、同プログラムには行うべきワークが多数あり、しっかりと枠組みが定められているため、時間が足りないと感じることもあるとのことであった。そのため、受講者には次回のワークブックの内容をあらかじめ読んでおくことも宿題として設定するなど工夫しているという。また、仮釈放者については、受刑中に地方更生保護委員会の保護観察官が暴力犯罪の再犯等につながる問題性についての体系化されたアセスメントを行い、収集された情報に基づいて同プログラムを実施することがより効率的ではないかとする意見もあった。

暴力防止プログラムの受講修了後の保護観察処遇については、暴力犯罪者は、薬物犯罪者と違って当事者の自助グループなどがほとんどないため、本人に飲酒の問題がある場合などを除くと有効な地域の社会資源につなげることの難しさがあり、受講者の特性や精神状況によっては日常のストレス等への対処をにらんで精神科医療の受診を促すなどの働き掛けを行っているとのことであった。

2 暴力犯罪者等に対する類型別処遇と特定暴力対象者

保護観察所では、類型別処遇^(※3)の中でも特に暴力犯罪に関係するものとして、保護観察対象者のうち、同居の親族等や配偶者等に対する暴力的行為、保護者として監護する児童に対する虐待行為に及んだ者等を類型「家庭内暴力」に、現に暴力団の幹部、組員又は準構成員である者や過去にこれらに該当し、現在も暴力団から完全に絶縁しているとは認められない者を類型「暴力団関係」に、それぞれ認定し、その問題性に焦点を当てた生活実態の把握や危機場面への対応等の処遇を実施している。

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型「家庭内暴力」及び類型「暴力団関係」の認定人員の推移（最近10年間）は4-2-3図のとおりである。仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者共に、類型「暴力団関係」の人員が減少傾向にある一方、類型「家庭内暴力」の人員が増加傾向にあり、特に保護観察付全部・一部執行猶予者では、その傾向が顕著である。特に、保護観察付全部・一部執行猶予者において配偶者暴力により類型「家庭内暴力」に認定された者が平成25年以降大きく増加している。

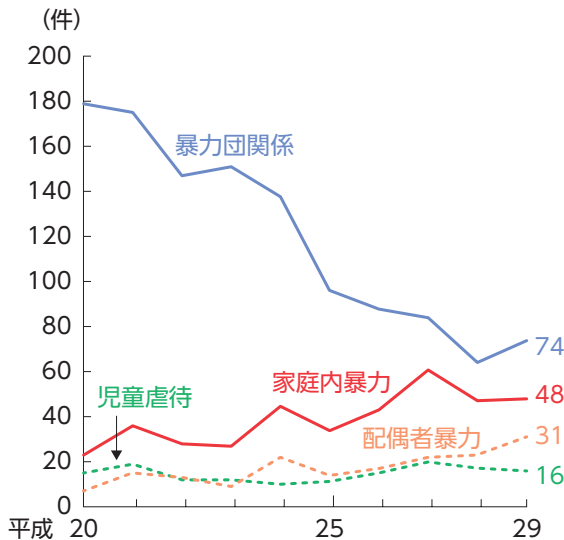
(※3) 保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施することによって保護観察の実効性を高めることを目的とした制度。

4-2-3図

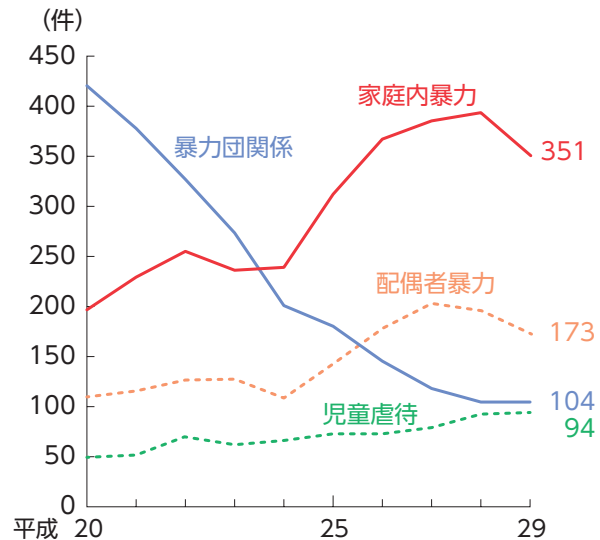
保護観察対象者の類型「家庭内暴力」及び「暴力団関係」認定人員の推移

(平成20年～29年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省保護局の資料による。

2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。

3 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部の執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

4 「児童虐待」及び「配偶者暴力」は、「家庭内暴力」の内数である。

また、保護観察所では仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力犯罪を繰り返してきた者で、直接暴力犯罪に関係する上記の類型「家庭内暴力」や類型「暴力団関係」をはじめ、暴力行為を助長すると思われる類型「シンナー等乱用」、類型「覚せい剤事犯」、類型「問題飲酒」、類型「精神障害等」のいずれかの類型に認定された者、及び極めて重大な暴力犯罪をした者などを、処遇上特に注意を要する者として、特定暴力対象者と認定している。特定暴力対象者として認定した者については、保護観察官が積極的に対象者やその家族と面接するなどして、生活状況を的確に把握することに努めるなど、処遇の充実強化が図られている。平成29年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者が199人（うち一部執行猶予者が1人）、保護観察付全部・一部執行猶予者が55人（うち保護観察付一部執行猶予者が2人）であった（法務省保護局の資料による。）。

第5章 まとめと提言

本調査研究では、公的統計に基づく暴力犯罪の動向の分析、暴力犯罪者の特性等に関する特別調査、暴力犯罪者に対する処遇の概要の紹介と暴力防止プログラムに関する実地調査等を通じて、暴力犯罪者をめぐる実情を総合的に明らかにすることに努めた。最後に、本章において、総合的に得られた知見を指摘するとともに、暴力犯罪者に対する処遇及び研究について若干の考察と展望を行う。

1 暴力犯罪者の動向等

第2章においては、認知・検挙、検察、裁判、矯正・更生保護、再犯と刑事司法の各段階に分けて、その動向等を分析したが、そこから得られた罪名別の知見を指摘する。

(1) 傷害

認知件数は平成15年まで、特に0歳から19歳までの未成年者及び20歳から39歳までの若年者の被害により急激に増加し、16年以降は未成年者・若年者の被害を中心に減少傾向にある（ただし、24年頃には若年者及び40歳から49歳までの中年の女性の被害を中心に若干の増加が確認できる）。検挙件数で見ると、16年以降は面識なしの者の被害が急減する一方、22年以降は配偶者の被害が増加傾向にある。検挙人員は15年以降、おおむね減少傾向にあり、24年に小さな増加の山があるも、再度減少を続けている。その主な要因は、14歳から19歳までの少年の検挙人員の減少であり、65歳以上の高齢者の検挙人員はむしろ増加している。なお、検挙人員を年齢層別の人口比で見ると、少年についてはより顕著な低下傾向が見られる一方、高齢者は緩やかに上昇しており、少年及び高齢者の検挙人員の増減には、少子高齢化という我が国の人口構成の変動のみでは説明できない要因が存在することがうかがえる。

起訴・不起訴人員はおおむね検挙人員と類似した増減を示しており、平成16年をピークとする第一の波と、24年以降の増加傾向による第二の波があることがうかがえる。ただし、第一の波は、起訴人員の増加をある程度伴っていたものの不起訴人員も急増し、15年以降は起訴人員が減少傾向にある。第二の波の時期も起訴人員の大きな増加は見られず、この時期に検挙件数増の主な要因となった配偶者暴力事案は、被害者との関係や被害程度の問題から起訴になりにくい状況が示唆される。

入所受刑者は公判請求人員と類似した増減の傾向を示している。人口比でも39歳以下の若年者、40歳から64歳までの中高年共に平成16年から18年頃まで上昇傾向にあった後、以降は低下傾向にある。保護観察開始人員でも、仮釈放者は入所受刑者と同じく公判請求人員と類似した増減を示し、保護観察付全部・一部執行猶予者でも同様の傾向が見られるが、16年以降の減少傾向は仮釈放者に比べてより顕著である。ただし、入所受刑者の再入者率、出所受刑者の2年以内再入率は、いずれも横ばいで推移していることを勘案すると、矯正段階にまで到達する者は、それぞれ相応に事案の重大性や問題性の大きさを有していると考えられ、再犯防止に資する適切な処遇の必要性は依然として高いと言える。

(2) 暴行

認知件数は平成18年まで急激に増加し、19年以降は横ばいで推移している。その内訳を見ると変動があり、18年まで他の年齢層とともに増加傾向を示していた0歳から19歳までの未成年者の被害が19年以降減少傾向にあるのに対し、24年以降は20歳から39歳までの若年者、40歳から64歳までの中高年及び65歳以上の高齢者という成人の全年齢層で、特に女性の被害が増加傾向にある。検挙件数では19年まで急増していた面識なしの者の被害が20年以降は減少傾向に転じる一方、配偶者の被害が増加している。検挙人員は20年まで成人の検挙人員総数が急激に増加した後、以降は緩やかな増加傾向を示しており、20年以降の増加は主に中高年・高齢者によりもたらされている。20年までの微罪処分人員の急増や検挙人員の再犯者率の低下傾向も勘案すると、同年までの急激な増加は、警察段階での初犯者による軽微な事案の検挙の動向が大きく影響したと考えられる。また、検挙人員を年齢層別の人口比で見ると、14歳から19歳までの少年と若年者では違った変化が見いだせる。少年の人口比は12年をピークにおおむね低下しているのに対し、若年者はむしろ中高年と一致した動きを見せ、20年まで急激に上昇し、26年から第二の急上昇を示している。従って、若年者の検挙人員は、人口比の上昇傾向と人口の減少傾向が組み合わさって、見かけ上、横ばいとなっていることがうかがえる。人口比で見た少年の低下傾向に対する若年者の上昇傾向という差異は、ある年では19歳までの少年に含まれる世代が翌年には20歳からの若年者として計上されるという両者の期間的な連続性を踏まえると、少年と成人の取扱いに係る警察内の差異を示唆するものと考えられる。検挙人員では急増している高齢者は、人口比でも上昇傾向を見せているが、若年者・中高年に比べ直線的で緩やかな上昇であり、配偶者暴力事案に係る動向の影響を受けづらいことがうかがえる。

起訴・不起訴人員は、平成17年まで検挙人員と類似した増加傾向を見せていたが、18年以降は検挙人員の増加に対し、逆に起訴・不起訴人員は減少傾向にあり、24年以降再び増加傾向に転じている。このことと表裏をなすように、微罪処分人員が20年まで急激に増加している。他方、24年以降の微罪処分人員は横ばいで推移しており、この時期における増分の事案は検察段階で処理されていることが分かる。また、これらの期間を通しおおむね起訴人員より不起訴人員の増が上回っており、起訴率は11年以降、低下傾向にある。

これらのことから、平成20年前後までの未成年者・若年者や面識なしの者を被害者とする増加時期と、24年以降の若年者・中高年や配偶者を被害者とする増加時期の両方について、その性質は違えど、いずれも微罪処分や起訴猶予になりやすい軽微な事案が多いことが推察される。こうした事案は、微罪処分、不起訴と刑事手続の段階を進むにつれて人員を減らし、その先の段階への影響を減じていく。

入所受刑者人員は公判請求人員と類似した増減を示しているが、年齢層を問わず、人口比で見れば低い位置でほぼ横ばいにあり、検挙人員等の大きな変動が矯正段階に与えた影響は限定的である。保護観察開始人員では仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者はそもそも年による変動が大きく言及は難しい。第4章第2節で見たように、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうちの、類型「家庭内暴力」認定者は平成25年以降に急激な増加が見られるが、同時期の起訴人員が横ばいで推移していることに照らすと、この点は該当事案の実数の増加というより、社会情勢を受け、保護観察所における本件に限らないDV等の家庭内暴力に対して意識が高まったことが背景にある可能性が高い。再入率は出所受刑者数の少なさから年による変動も大きいですが、2年以内再入率の推移は傷害より暴行の方が一貫して高い。暴行の受刑者は累入者が多く、あわせて第3章第1節の暴力犯罪受刑者に対する特別調査で示したような特に問題の大きい「暴力団・不安定稼働」類型が暴行等に特徴付けられる第1クラスターでより多かったことも影響していると考えられる。なお、傷害と比べて暴行は仮釈放率が低く、そうなると保護観察所による処遇が実施されない場合も多くなる。暴行犯罪受刑者の再入率の高さや刑期の短さを勘案すると、刑事施設内で積極的に処遇を行うことはもとより、満期釈放となる場合でも必要に応じ出所後の社会資源等の活用が可能となるよう適切にフォローしていくことの重要性が示唆される。

(3) その他の暴力犯罪

殺人はほぼ一貫して認知件数・検挙人員・人口比のいずれもが緩やかに減少・低下している。

入所受刑者は平成17年まで増加した後、18年以降、急減しており、検挙人員に比べてより顕著な減少傾向を示している。入所受刑者の人口比で見ると、40歳から64歳までの中高年が最も大きく低下し、39歳以下の若年者も低下していることが分かる。保護観察開始人員では仮釈放者は13年以降おおむね減少傾向にあり、仮釈放率は5割から6割と横ばいしないしわずかに低下して推移している。殺人の受刑者では刑期が10年を超える者が珍しくないことも勘案すると、17年までの入所受刑者の増分は、刑期が長いこと29年までの仮釈放には影響していない可能性があり、将来的にその影響が仮釈放者の増加としてあらわれてくることも考えられる。

強盗は、平成15年をピークに検挙人員が急減しており、特に14歳から19歳までの少年の減少が顕著であり、この傾向は人口比においても同様であった。入所受刑者は殺人と似た増減の傾向を示し、16年まで増加した後、17年以降急減している。入所受刑者の人口比で見ると、若年者が最も大きく低下し、中高年も低下している。保護観察開始人員では仮釈放者は20年まで増加した後、減少傾向に転じており、強盗の受刑者では刑期が5年を超える者が4割以上を占めているため、入所受刑者の増減の影響が遅れてあらわれたものと考えられ、入所受刑者の推移に照らすと、今後も仮釈放者の減少が続くことが予測される。

2 暴力犯罪者の特性等と処遇

第3章の特別調査および第4章の刑事施設・保護観察所等での実地調査の結果を踏まえ、以下では矯正・更生保護の領域での処遇の充実強化の方向性について検討し、提言を行う。

(1) 暴力防止プログラムと特別調査・実地調査の知見

特別調査では、暴力犯罪者に対するより適切な処遇の実施を検討する上で留意すべき暴力犯罪者の特性等を明らかにした。しかし、これら全てが暴力防止プログラムにより介入可能なわけではない。例えば第3章第1節の特別調査で明らかになった暴力犯罪者の特性等のうち、他者への攻撃性の中の「短気」という心理的特徴に着目し、怒りの感じやすさ自体を変えていくことは容易ではない。他方で、「身体的攻撃」が示唆するような暴力肯定的な認知や、自身の怒りを行動化しないようコントロールする力を、暴力防止プログラム等の介入によって変化・向上させていくことは可能である。保護観察所における暴力防止プログラムの実地調査でも、実務者からは、暴力防止プログラムの受講者が怒りを感じないようにするのではなく、怒りの感情とどう向き合い、コントロールするかが重要であるとの意見があった。Jolliffe & Farrington (2007) のメタ分析によれば、効果的な介入要素を含み、効果のない介入要素を除

いた適切な暴力防止プログラムは、暴力的な再犯を7～8％、罪種を問わない再犯を8～11％減少させるという効果が報告されており、同研究は、怒りのコントロールや認知スキルの訓練、再発防止法などにロールプレイやホームワークといった手法を組み合わせることが有効であるとし、同時に他者への共感性を高めるトレーニングや学校教育に準じた基礎教育を含まないことが有効なプログラムの要件であると指摘している。翻って我が国の刑事施設・保護観察所等における暴力防止プログラムを見ると、上記のような効果的な要素は各単元に十分に取り入れられ、効果的でないとされる要素は含まれていないことが分かる。上記のメタ分析は主にカナダなど欧米圏の刑務所等で実施されたプログラムの成果を統合したものであり、その結果を参照するに当たっては一定の留意が必要であるが、諸外国の研究における暴力犯罪者の分類等が我が国の矯正・更生保護の対象者においても当てはまることが特別調査により確認された点を勘案すると、我が国の暴力防止プログラムにおいて暴力犯罪者の特性等への介入として実施されている内容は妥当なものと認められ、その処遇効果を更に向上させるためには、一般的な介入要素ではない、より個別的な介入要素に焦点を当てた働き掛けを強化していくことが肝要であると考えられる。

暴力犯罪受刑者と暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者に対する特別調査からは、個々の暴力犯罪者により違いが見られる重要な特性等として、①家庭内暴力、②問題飲酒と薬物乱用、③暴力団加入歴、④保護処分歴が特に着目すべきものとして浮かび上がってきた。暴力防止プログラムに関する刑事施設・保護観察所の実地調査でも、実務者においてこうした特性等に配慮しつつ処遇を行っていることがうかがわれ、これらは暴力が反動的・表出的であるか、道具的であるかといった学術的な分類以上に、処遇上の具体的な手がかりになるものとする。また、特別調査を通じ、再犯リスクに関わる要因は、他の一定の要因と結びつくことにより影響力を強め、このような要因の組み合わせによる類型が重要である可能性が示された。このことは、全員に一律に同一の内容の処遇を行うより、個別の類型に焦点を絞った内容の処遇を行うことが暴力犯罪者に対してより有効に機能する可能性を示唆する。

(2) 刑事施設における処遇への提言

暴力犯罪者の処遇上留意すべき特性等の観点から、暴力防止プログラムの受講者を見ると、同プログラムに係る実地調査で実務者から聞かれた声として、DVの加害者又は自分自身もDVの被害者であった者が多いという刑事施設がある一方で、暴力団関係者等、問題解決の手段として暴力を肯定する考えを持つ者が多いという刑事施設もあるなど、特別調査で重要性が

示された諸特性を有する受講者の多寡は、各施設によってばらつきがあり、様々な受講者が入り交じっていることがうかがわれた。また、暴力犯罪受刑者においてアルコール依存や薬物依存の問題が重要であることが特別調査等から示唆されたものの、同プログラムは、これらの問題に直接的に対応できる内容とはなっていないことも課題であると考えられる。

刑事施設における暴力犯罪受刑者に対する効果的な処遇に向けて、まずは、暴力犯罪受刑者の有する特性等やアルコール及び薬物への依存等の付随する問題について適切にアセスメントできるよう処遇調査^(※1)を充実させ、実効性のある処遇要領^(※2)を作成することが欠かせない。その上で、暴力防止プログラムの実施に当たっては、単に同プログラムの内容をなぞるような画一的な指導ではなく、個々の暴力犯罪受刑者の有する特性等に対応する単元を重点的に実施したり、特定の受講者にとっては効果が低いと考えられる内容を省略したりするなど、同プログラムの本質を損なわない範囲で柔軟に対応することが肝要であると考えられる。また、アルコール及び薬物への依存の問題を併せ持つ者に対しては、それらの重症度に係るアセスメントの結果を踏まえ、特別調査で見いだされた「暴力団・不安定稼働」類型や「飲酒あり・凶器なし」類型等の高リスク類型の特性等に配慮した特別改善指導（薬物依存離脱指導）及び一般改善指導（アルコール依存回復プログラム）や就労支援等を適切に組み合わせて行うことも有効であろう。概して暴力犯罪受刑者の刑期は短い場合が多いことから、限られた刑期で個々の暴力犯罪受刑者の問題性に応じた指導を体系的に実施できるよう、処遇要領を的確に作成して指導を進めることに加え、必要に応じて個別指導等によりフォローすることが望ましい。

さらに、再犯防止の観点から、これらの効果的な指導等が施設内にとどまらず、社会内においても引き続き行われることが望まれる。暴力犯罪受刑者が、保護観察所の処遇はもとより、DV やアルコール及び薬物への依存等の問題に対応する専門機関等に円滑につながるができるよう、刑事施設における暴力犯罪受刑者への情報提供や関係機関との情報共有が今後一層重要になると考えられる。

(※1) 処遇調査とは、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で矯正処遇を実施するため、刑事施設において行われる、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用した受刑者の資質及び環境の調査のことをいう。

(※2) 処遇要領とは、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づき、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で改善指導を行うかなど）を定めたものをいう。

(3) 保護観察所における処遇への提言

保護観察所の暴力防止プログラムにおけるオプション単元の存在は、多様な暴力犯罪者の在り様に適した指導方法であり、有益であると考えられる。特別調査の結果を踏まえた更なる内容等の充実の在り方としては、第3章第2節でも言及したように、保護処分歴がある若年者のため、少年院で行われているような怒りに限らない言語化しづらい感情への対処を内容とするオプション単元を同プログラムに新たに設けることや、DVのオプション単元の内容として親兄弟への暴力も合わせて取り扱い、その内容を家庭内暴力全般に拡充することなどが考えられる。特に後者については、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の中で、DVに限らず類型「家庭内暴力」に該当する者が増加傾向にあることを踏まえると、今後よりニーズが増していくと考えられる。さらに、同プログラムに係る実地調査で見られた集団形式での実施については、個別的な介入の良い面を維持しつつグループワークの利点を生かす方策についても検討の価値があるだろう。

また、個別形式での処遇の利点を生かし、暴力防止プログラム以外の処遇においても、より一層の個別的な介入を強化することも考えられる。例えば第3章第2節で紹介したHCR-20等の諸外国のツールを参考に、アセスメントの中に、個々人に応じたリスクシナリオ（当該個人において考えられる暴力的再犯の状況や、その際の潜在的な被害者等をあらかじめ想定したもの）を盛り込み、同プログラムの実施を通じて得られた知見も反映したケースマネジメントの計画を立てることや、更に一步進んで、諸外国で用いられるSAPROFやSTARTのようなストレングス（強みとなる保護要因）に焦点を当てたツール^(※3)も参考に、リスク要因と保護要因の両面から、処遇による変化をモニタリングしていくといった取組も検討する価値がある。保護観察官が実施した暴力防止プログラムを通じて得られた成果や知見と、同プログラム終了後の保護司による面接を主体とする保護観察処遇とをいかに有機的に結び付けていくかについては、保護観察所の実地調査で実務者からも指摘のあったところであり、今後の大きな課題であると言える。

(※3) SAPROF (Vogel ら, 2009) は Structured Assessment of PROtective Factors for violence risk の略であり、将来の暴力行為のリスクを低減させる保護要因を評価するもので、HCR-20などと組み合わせて使用するためのツールである。START (Webster ら, 2004) は Short-Term Assessment of Risk and Treatability の略であり、精神障害をもつ人の暴力、自傷、自殺等の転帰を評価するツールである。本研究では、暴力犯罪者のリスク要因に焦点を当てて研究を行っており、保護要因については更なる研究と将来の暴力の予測に係る妥当性の検証が必要である。

3 今後の展望

暴力犯罪者に関して更に研究を深めるためには、第3章で指摘したような、本研究で明らかにしきれなかった暴力犯罪者固有の特性等に焦点を当てた研究が必要である。Jolliffe & Farrington (2007) の暴力防止プログラムに関するメタ分析でも、家庭内暴力や精神障害のある者による暴力はレビュー対象から除外されており、第3章で紹介した他の研究でも、これらの暴力を行う者には固有の特性等や処遇上のニーズが存在することが指摘されている。特に家庭内暴力について、本研究の特別調査で、受刑者調査では女性による犯行を中心とする児童虐待と男性によるDVが分化した特徴を示した一方、保護観察付全部執行猶予者ではこれらの暴力が一体のものとしての特徴を示したことも踏まえると、刑事施設と保護観察所で比較可能なように同一項目により新たな質問紙調査を行うなどして、刑事司法の各段階での対象者層の違いを明らかにする視点も必要であろう。さらに、これら刑事司法の各段階による差異を本研究のように横断的に見るのではなく、同一の暴力犯罪者につき、例えば長期間の追跡調査や過去の犯歴に係る事案の詳細等を把握するための記録調査を行うことで、保護観察付全部執行猶予者のときとその後の再犯により受刑者となったときとでの犯行態様等の変化の軌跡を縦断的に明らかにすることがより望ましい。

また、諸外国においては暴力犯罪とサイコパス^(※4)の特性に強い関連性があることが指摘されているが、その査定には熟練した実務者による構造化されたアセスメント等を要することから、本研究においては調査できなかった。矯正・更生保護の実務における各種アセスメントツールの発展の状況等も注視しつつ、こうした近年特に注目を集め、かつ調査が容易でない特性等の暴力犯罪への影響を明らかにしていくことも将来的な課題である。

(※4) サイコパス (psychopath) とは、対人／情動面の良心の呵責や共感性のない冷淡さ、衝動的で刺激を求める社会的逸脱等により特徴付けられる特性であり、Hare (2003) の開発した PCL-R (Psychopathy Checklist revised) 等の構造化されたアセスメントツールによる査定を行い、カットオフ得点を上回った者をサイコパスと定義する。神経生物学的な背景も指摘されており (Blair ら, 2005)、サイコパスの犯罪者が再犯をする可能性は、罪種を問わない犯罪で3倍、暴力犯罪では4倍になるとする報告もある (Hemphill ら, 1998)。

さらに、矯正・更生保護の段階にまで至らない暴力犯罪者の特性等に係る調査も重要である。罰金等の処分を受けた暴力犯罪者にどのような特徴が見られるのか、入口支援等を行うべきニーズが存在するのかなどの点について、本研究における受刑者及び保護観察付全部執行猶予者の特別調査の結果も踏まえ、実施可能な調査を検討していく必要がある^(※5)。

そして、刑事施設及び保護観察所の暴力犯罪者に対する暴力防止プログラムについては、再犯防止の効果に係る多面的な効果検証が望まれる。その際は単に受講・非受講だけで比較するのではなく、同じ受講者でも、本研究で明らかになった類型等も参考に、どの特性等を有する者にはより効果があり、どの特性等を有する者には更なる指導内容等の改善が必要なのが明らかになるよう、アセスメントの結果等まで分析に組み込んだ評価が設計されることが望ましい。

暴力犯罪は被害者の心身に多大な苦痛を与えるものであり、その再犯の抑止は極めて大きな意義を持つ。再犯防止に向けたより効果的な処遇の実現に資するべく、法務総合研究所では引き続き、暴力犯罪者に関する研究を行っていくこととしている。

(※5) これに関連し、平成30年版犯罪白書においては、本件罪名が傷害・暴行や殺人である有罪確定者について、高齢者と非高齢者の比較という形での特別調査を行っている。

参考文献

- 安藤明人・曾我祥子・山崎勝之・島井哲志・嶋田洋徳・宇津木成介・大芦治・坂井明子 (1999). 日本版 Buss-Perry 攻撃性質問紙 (BAQ) の作成と妥当性, 信頼性の検討 心理学研究, 70 (5), 384-392.
- Babor, T. F., Higgins-Biddle, J. C., Saunders, J. B., Monteiro, M. G., & World Health Organization. (2001). AUDIT: the alcohol use disorders identification test: guidelines for use in primary health care. (小松知己・吉本尚 (訳) (2011). AUDIT アルコール使用障害特定テスト 使用マニュアル)
- Birkley, E., & Eckhardt, C. I. (2015). Anger, hostility, internalizing negative emotions, and intimate partner violence perpetration: A meta-analytic review. *Clinical psychology review*, 37, 40-56.
- Blair, J., Mitchell, D., & Blair, K. (2005) *The psychopath: Emotion and the brain*. Blackwell Publishing. (福井裕輝 (訳) (2009). サイコパス—冷淡な脳 星和書店)
- Boxer, P., Gullan, R. L., & Mahoney, A. (2009). Adolescents' physical aggression toward parents in a clinic-referred sample. *Journal of Clinical Child & Adolescent Psychology*, 38 (1), 106-116.
- Chereji, S. V., Pintea, S., & David, D. (2012). The relationship of anger and cognitive distortions with violence in violent offenders' population: A meta-analytic review. *The European Journal of Psychology Applied to Legal Context*, 4 (1), 59-77.
- Decker, S. H., & Pyrooz, D. C. (2013). *Gangs Another Form of Organized Crime?*. The Oxford Handbook of Organized Crime.
- Di Placido, C., Simon, T. L., Witte, T. D., Gu, D., & Wong, S. C. P. (2006). Treatment of gang members can reduce recidivism and institutional misconduct. *Law and Human Behavior*, 30 (1), 93-114.
- Douglas, K. S., Hart, S. D., Webster, C. D., Belfrage, H., Guy, L. S., & Wilson, C. M. (2014). Historical-clinical-risk management-20, version 3 (HCR-20^{V3}): development and overview. *International Journal of Forensic Mental Health*, 13, 93-108.
- Foran, H. M., & O'Leary, K. D. (2008). Alcohol and intimate partner violence: A meta-

- analytic review. *Clinical psychology review*, 28 (7), 1222-1234.
- Gilbert, F., Daffern, M., & Anderson, C. A. (2017). The General Aggression Model and its application to violent offender assessment and treatment. *The Wiley Handbook of Violence and Aggression*.
- Haggård - Grann, U., Hallqvist, J., Långström, N., & Möller, J. (2006). The role of alcohol and drugs in triggering criminal violence: a case - crossover study. *Addiction*, 101 (1), 100-108.
- 原田知佳・吉澤寛之・吉田俊和 (2008). 社会的自己制御 (Social Self-Regulation) 尺度の作成—妥当性の検討および行動抑制／行動接近システム・実行注意制御との関連 パーソナリティ研究, 17 (1), 82-94.
- Hare, R. D. (2003). *The psychopathy checklist-Revised*. Toronto, ON. (西村由貴 (訳) (2004). HARE PCL-R 第2版日本語版 金子書房)
- Hemphill, J. F., Hare, R. D., & Wong, S. (1998). Psychopathy and recidivism: A review. *Legal and criminological Psychology*, 3 (1), 139-170.
- 法務総合研究所 (2001). 研究部報告14 暴力団関係受刑者の意識等に関する研究・暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究
- 法務総合研究所 (2006). 研究部報告30 保護観察対象者の分類の基準に関する研究
- 法務総合研究所 (2008). 研究部報告40 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究
- 法務総合研究所 (2010). 研究部報告43 飲酒 (アルコール) の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究
- 法務総合研究所 (2016). 平成28年版犯罪白書
- 法務総合研究所 (2017). 平成29年版犯罪白書
- 法務総合研究所 (2018). 平成30年版犯罪白書
- Jolliffe, D., & Farrington, D. P. (2007). A systematic review of the national and international evidence on the effectiveness of interventions with violent offenders. *Ministry of Justice Research Series*, 16/07
- Jones, S. E., Miller, J. D., & Lynam, D. R. (2011). Personality, antisocial behavior, and aggression: A meta-analytic review. *Journal of Criminal Justice*, 39, 329-337.
- 小池信太郎 (2015). 刑の執行猶予の判断：全部執行猶予の現状と一部執行猶予の展望 (特集 刑罰の現実と刑罰政策の新展開) *法律時報*, 87 (7), 38-45.

- 黒田公美・白石優子 (2018). 養育困難リスクのタイプ分類 養育者支援プログラムの試験的実装 養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築 成果報告シンポジウム 小冊子, 12-15.
- Lila, M., Gracia, E., & Murgui, S. (2013). Psychological adjustment and victim-blaming among intimate partner violence offenders: The role of social support and stressful life events. *The European journal of psychology applied to legal context*, 5 (2), 147-153.
- McGuire, J. (2008). A review of effective interventions for reducing aggression and violence. *Philosophical Transactions of the Royal Society B: Biological Sciences*, 363, 2577-2597.
- Milaniak, I., & Widom, C. S. (2015). Does child abuse and neglect increase risk for perpetration of violence inside and outside the home?. *Psychology of violence*, 5 (3), 246-255.
- 小塩真司・阿部晋吾・カトローニ ピノ (2012). 日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み パーソナリティ研究, 21 (1), 40-52.
- Pettersen, C., Nunes, K. L., & Cortoni, F. (2017). The factor structure of the Aggression Questionnaire with violent offenders. *International journal of offender therapy and comparative criminology*, 62 (7), 1888-1905.
- Quinsey, V. L., Harris, G. T., Rice, M. E., & Cormier, C. A. (1998). *Violent Offenders: Appraising and Managing Risk (Law and Public Policy)*. American Psychological Association, Washington, DC.
- Serin, R. C., & Preston, D. L. (2000). Violent offender programming. *Compendium*, 146-157.
- 嶋根卓也・今村顕史・池田和子・山本政弘・辻麻理子・長与由紀子・大久保猛・太田実男・神田博之・岡崎重人・大江昌夫・松本俊彦 (2015). DAST-20日本語版の信頼性・妥当性の検討 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 50 (6), 310-324.
- Skinner H. (1982) *Guide for using the drug abuse screening test (DAST)*. Toronto: Centre for Addiction and Mental Health.
- Stalans, L. J., Yarnold, P. R., Seng, M., Olson, D. E., & Repp, M. (2004). Identifying three types of violent offenders and predicting violent recidivism while on probation: A

classification tree analysis. *Law and human behavior*, 28 (3), 253-271.

高橋雄介・山形伸二・木島伸彦・繁桝算男・大野裕・安藤寿康 (2007). Gray の気質モデル— BIS/BAS 尺度日本語版の作成と双生児法による行動遺伝学的検討 パーソナリティ研究, 15 (3), 276-289.

Vogel V. de, Ruiter C. de, Bouman Y, Vries Robbé M. de. (2009). SAPROF Guidelines for the assessment of protective factors for violence risk. In English Version. Utrecht, The Netherlands: Forum Educatief. (平林直次, 菊池安希子, 池田学 (監訳) (2014). SAPROF 暴力リスクの保護要因評価ガイドライン)

Webster, C. D., Martin, M. L., Brink, J., Nicholls, T. L., & Middleton, C. (2004). Short-term assessment of risk and treatability (START). Port Coquitlam, British Columbia, Canada: St. Joseph's Healthcare Hamilton, Ontario, and Forensic Psychiatric Services Commission. (菊池安希子 (監訳) (2018). STARTR「心配な転帰」のリスクと治療反応性の短期アセスメント 星和書店)

Yang, M., Wong, S. C. P., & Coid, J. (2010). The efficacy of violence prediction: a meta-analytic comparison of nine risk assessment tools. *Psychological bulletin*, 136 (5), 740.

平成 31 年 3 月 印 刷

平成 31 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 株式会社太平印刷社
